第3章

初動対応・応急対策

- 第1節 災害対策本部
- 第2節 避難情報の発令・避難者の推移
- 第3節 城山ダム緊急放流への対応
- 第4節 動員体制
- 第5節 被害・孤立状況の把握
- 第6節 救助・捜索
- 第7節 道路啓開
- 第8節 応急給水
- 第9節 ライフラインの復旧
- 第 10 節 災害廃棄物
- 第 11 節 災害対策用地
- 第12節 教育・保育
- 第 13 節 情報発信・問合せ対応
- 第14節 その他の応急対策
- 第15節 自衛隊の活動
- 第16節 警察の活動
- 第17節 TEC-FORCEの活動

第1節 災害対策本部

1 災害対策本部の組織概要

(1) 風水害に係る配備体制

本市では、災害を防御し、又は災害の拡大を防止するために、相模原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)及び相模原市災害対策本部要綱(平成10年3月1日施行)において、災害の規模や程度に応じた配備体制を定めており、風水害においては、風水害情報連絡体制(レベル0)、風水害初動体制(レベル1)、風水害警戒本部体制(レベル2)及び災害対策本部体制(レベル3)の4段階の配備体制を敷くこととしている。風水害における配備体制の基準は、図表3.1.1のとおりである。

図表 3.1.1 風水害における配備体制の基準 (平成 31 年 4 月 1 日時点)

	四我 0. 1.	風水害における配偏体制の基準(平成3	十十八 1 日时杰/	
レベル	種別	配備基準	主な活動	配備人員 (目安)
0	風水害 情報連絡体制	(1)市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2)市域に次の注意報が発表され、災害発生の おそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3)その他危機管理監が必要と認めたとき。	(1)情報収集(2)防御体制の検討(3)防御資機材の 点検整備(4)雨水排水施設等 の点検等	531名
1	風水害 初動体制	(1) 市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めたとき。	(1)情報収集 (2)広報活動 (3)第1次警戒地域、 河川及びがけ地の 巡回 (4)警戒地域関係者等 との連携 (5)防御活動	1, 194名
2	風水害 警戒本部体制	(1)複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2)氾濫危険情報が発表されたとき。 (3)土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4)その他危機管理監が必要と認めたとき。	 (1)情報収集 (2)広報活動 (3)第1次、第2次警戒地域、河川及びがけ地の巡回 (4)警戒地域関係者等との連携 (5)防御活動 	2, 188名
3	災害対策 本部体制	(1)市域に次の特別警報が発表されたとき。①大雨特別警報 ②暴風特別警報(2)大規模な被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。(3)氾濫発生情報が発表されたとき。(4)その他市長が必要と認めたとき。	総力を集中した災害 対策活動	7,845名

^(※1) 風水害警戒本部体制における風水害警戒本部長は、危機管理監である。

《出所:相模原市災害対策本部要綱(平成31年4月1日改正)から作成》

^(※2) 市長又は危機管理監は災害の種類、規模発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

^(※3) 配備人員は、教職員を含む。

(2) 災害対策本部の組織

市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班¹、現地対策班²、本部班及び本部事務局をもって組織する。

また、部及び区本部には班を置くこととしており、本市においては、平時の組織である局及び区が災害対策本部設置時における部及び区本部を構成し、課(行政委員会については委員会事務局)が部及び区本部に置かれる班を構成している³。

災害対策本部及び本部事務局の組織概要は図表 3.1.2 及び 3.1.3 のとおりである。

総務部 【本部会議】 (総務局) 【応急対策班】 本部長 市長 企画財政部 (企画財政局) ①消火・危険物班 副本部長 副市長、教育長 市民部 ②避難誘導班 **危機管理監** ③救出·救助班 (市民局) 総務局長 ④医療救護班 健康福祉部 企画財政局長 (健康福祉局) ⑤道路啓開·交通規制班 危機管理局長 こども・若者未来部 ⑥被害調査・建築物の応急 市民局長 危険度判定班 (こども・若者未来局) 健康福祉局長 ⑦被災宅地危険度判定班 環境経済部 こども・若者未来局長 ⑧被災生活支援・緊急物流・ (環境経済局) 本部員 環境経済局長 防犯班 都市建設部 都市建設局長 ⑨遺体処理班 (都市建設局) 緑区長 ⑩防疫・清掃・がれき処理班 教育部 中央区長 ①災害時要援護者支援班 (教育局) 南区長 迎水災防御対策班 消防部 議会局長 (3)その他応急対策に必要な班 (消防局) 教育局長 議会・行政委員会部 消防局長 (議会局・行政委員会) 緑区本部 (緑区役所) 中央区本部 現地対策班 (中央区役所) 南区本部 (南区役所) 本部事務局 現地情報収集班 (危機管理局) (オートバイ隊) 本部班 本部職員課班 本部財務課班 本部広報課班

図表 3.1.2 相模原市災害対策本部組織概要図 (平成 31 年 4 月 1 日時点)

(※1)本部員について、令和元年度は、危機管理局長が危機管理監を兼ねている。

《出所:相模原市地域防災計画(平成30年5月修正)から作成》

_

¹ 応急対策班は、必要に応じて災害応急対策項目別に置かれる。

² 現地対策班は、22 のまちづくり区域を単位とし、まちづくりセンター及び中央区の6公民館に置かれる。

³ 令和元年度における本市の組織は、14 局(うち区役所 3)、23 部、184 課であった。

図表 3.1.3 災害対策本部事務局の編成及び事務分担

本部事務局長	危機管理監 副本部事務局長 副危機管理監
班	主な事務分担
対策調整班	 ○被害予測、応急対策、展開予測等の危機管理監、副危機管理監への助言 ○その他危機管理監、副危機管理監の特命事項 ○応急対策方針案の作成 ○応急対策の進行管理 ○関係機関との連絡調整 ○応急対策に係る各部との連絡調整 ○支援要請、受援調整(受援班が設置されていない場合)
総務班	○ 災害対策本部会議の運営、資料作成○ 本部事務局の職員配置、健康管理及び活動支援○ 災害対応状況の報告書の作成、記録○ 報道対応(本部広報課班が置かれた場合を除く。)
受援班	○受援に係る応援機関との総合調整(消防、医療救護等の専門分野の独自体制に基づく業務及び各部・各区本部が直接実施する業務は除く。)○応援機関が設置する現地調整窓口、九都県市応援調整本部等との連絡調整○受援状況の把握、進捗管理○災害ボランティアセンターとの連絡調整
通信班	 ○デジタル地域防災無線、同報無線等の運用・管理 ○J-アラート、EM-net等の運用・管理 ○各機器にて収集した情報の処理 ○エリアメール、防災メール、BizFAX等の運用 ○職員参集システム、災害情報共有システムの管理 ○一斉情報配信システムの運用・管理 ○県防災情報システムの運用 ○気象情報等の集約 ○城山ダム放流情報の収集
区本部調整班	○応急対策に係る各区本部との連絡調整・指示○避難所(避難者等)に係る各区本部との調整(開設指示等)○各区本部からの被害情報(人的被害、建物被害)等の情報収集・集約
ライフライン・ 交通対策班	○ライフライン事業者、電気通信事業者の情報収集・調整○道路情報の収集(道路部との調整)○応急対策に係る交通政策課(交通事業者)との調整等○公共交通機関の運行情報の収集
災害情報・システ ム対応班	○災害発生報告受付○道路部・消防局対応事案の情報収集・整理○災害情報共有システムへの被害情報の入力
市民・電話対応班	○災害対策本部事務局内電話の設定・管理○市民からの問合せ・窓口対応○庁内からの問合せ対応○アマチュア無線クラブとの連絡調整
現地情報収集班	○オートバイを活用した、現地の情報収集活動

《出所:相模原市災害対策本部事務局運営マニュアル (平成29年4月改訂)から作成》

2 台風接近に伴う事前対策

(1) 関係部局長会議の開催

東日本台風については、上陸の5日前から、非常に強い勢力で東日本に接近・上陸する進路が予想されていたため、本市では、横浜地方気象台や(一財)日本気象協会から台風による本市への影響等の聞き取りを行うとともに、台風対応に係るタイムラインの検討を行い、10月10日(木)15時に危機管理局、都市建設局(道路部・下水道部)及び消防局による関係部局長会議を開催し、令和元年台風第19号に係る情報共有や対応方針の検討を行った。

図表 3.1.4 関係部局長会議の概要

開催日時	10月10日(木)15時00分~16時00分
開催場所	災害対策室
出席者	危機管理局長(兼)危機管理監、副危機管理監、道路部長、下水道部長、副消防局長、 危機管理課長、緊急対策課総括副主幹、警防課長、指令課長、道路計画課長、下水道 経営課長、事務局(緊急対策課) <u>計11名(事務局除く)</u>
次第	1 台風の概況について
火 第	2 台風第19号接近に伴う確認事項について
台風第 19 号 接近に伴う 確認事項	【職員の配備体制について】 ○警報発表の有無にかかわらず、12 日 (土) 6 時に風水害情報連絡体制 (レベル0)を配備する。ただし、6 時よりも前に警報が発表された場合は、その時刻をもってレベル0を配備する。 ○風水害時避難場所開設は12 日 (土) 9 時とし、2 時間前の7 時に風水害初動体制 (レベル1)を配備する。 ○12 日 (土) 12 時に風水害警戒本部体制 (レベル2)を配備する。 【道路部・下水道部の対応について】 ○本市発注の工事について、現場の安全確認を行うとともに、緊急時の連絡系統を明確にする。 ○道路側溝、下水道、河川等について、障害物を除去するなど、浸水害被害を最小限に抑えるための対策を講じる。 ○被害状況を把握するため、「災害情報共有システム」に対応状況を速やかに入力する。 【全体】 ○災害対応が長時間にわたる可能性があるため、職員の健康管理に留意する。

(2)「令和元年台風第19号事前対策会議」の開催

関係部局長会議開催後の台風進路の予報を踏まえ、初めから風水害初動体制(レベル1)を配備することなど台風対応に係るタイムラインの精査を行い、10月11日(金)11時から市長、副市長、教育長及び各局・区長による「令和元年台風第19号事前対策会議」を開催した。

令和元年台風第 19 号事前対策会議では、令和元年台風第 19 号に係る情報共有や各局・区の対応状況の確認を行い、11 日(金) 15 時に風水害時初動体制(レベル1)を配備することなど、令和元年台風第 19 号に係る本市の対応方針を決定した。

図表 3.1.5 令和元年台風第 19 号事前対策会議の概要 (事前対策会議報告内容)

開催日時	10月11日(金)11時00分~12時00分
開催場所	第1特別会議室
出席者	市長、副市長(3名)、教育長、総務局長、企画財政局長、危機管理局長(兼)危機管理 監、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、 都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長、 事務局(危機管理局 3名) <u>計 22 名</u>
次第	1 台風概況の報告について(危機管理局)2 状況共有、確認事項について(各局区長)3 市長指示

市長指示の内容

【全体事項】

- ○人命を最優先に全力を挙げて災害対応に取り組むこと。
- ○市民を守るという意識のもと、職員一人ひとりが自覚と責任を持つとともに、十分な連絡、連携により 組織として対処すること。
- ○職員自らも、自身の安全に十分に配慮すること。
- ○その他、災害対応に必要なマニュアル・手順について改めて確認し、必要な対応を漏れなく行うこと。

【局区個別事項】

総務局

- ○災害対応が長時間に及んだ場合には、休憩時間や休憩場所の確保など、職員の安全面や健康管理に十分配慮すること。
- ○市ホームページによる情報発信を適宜・適切に行うこと。

企画財政局

○庁舎機能の維持管理のための必要な事前準備をしっかり行うとともに、市内で停電が発生した場合に は、電力事業者との連絡調整を密にし、迅速な対応を図ること。

市民局

○相模女子大学グリーンホール (相模原市文化会館) や杜のホールはしもと等、一時滞在施設に指定されている施設について、速やかに被害状況の把握を行うこと。

健康福祉局

- ──要配慮者及び要配慮者利用施設の被災状況について、速やかに把握し、必要な支援を行うこと。
- ○仮に負傷者が発生した場合や断水が発生した場合には、応急医療救護や応急給水に関して、県や関係 機関等と連携し、速やかに対応すること。

こども・若者未来局

○保育所その他所管する施設の被災状況を速やかに把握し、園児等の避難誘導、応急対策を確実に実施すること。

環境経済局

- ○被災状況により、仮に避難生活が長期にわたることとなった場合、食料や物資の調達、輸送について関係機関等と連携し、滞りなく実施すること。
- ○事業所や農家等に対し、風雨に備えた対策を早急に行うよう指導するとともに、従業員の安全確保の ため必要な措置を行うよう要請すること。

都市建設局

- ○災害発生後、速やかに被害状況を把握し、通行止め等必要な措置を速やかに行うとともに、緊急輸送道 路等の道路啓開を行うこと。
- ○鉄道、バス事業者との調整を密に行い、計画運休等の情報を速やかに市民に周知すること。

区役所

- ○風水害時避難場所を速やかに開設できるよう、区本部及び現地対策班の態勢を整えておくこと。
- ○土砂災害による孤立地区の発生に備え、情報伝達手段の通話確認を行うこと。

議会局

○議員の安否確認を速やかに行うとともに、議員への情報提供を適宜・適切に行うこと。

教育局

○学校教育施設の被害状況を速やかに把握し、児童・生徒の避難誘導等、安全確保を確実に行うこと。

消防局

- ○消防団との連携を密にし、市民の安全確保に万全を期すとともに、安全管理を徹底し、活動隊員の二次 被害を防止すること。
- ○「緊急消防援助隊」など、応援要請については適切に判断すること。

図表 3.1.6 各局・区の令和元年台風第 19 号に係る対応状況等(事前対策会議報告内容)

		今和元年台風第 19 号に係る対応状況等(事前対策会議報告内容) 対応状況等
局・区	区分	V 37 G W W 2 G
総務局	イベントの開催・中止	○イベントの中止状況について、市ホームページに特設ページを設置。○11日(金)大相撲相模原場所は、相模原ギオンアリーナにて予定どおり開催。
	その他	○台風第 15 号に係る千葉県安房郡鋸南町への職員派遣について、11 日(金) に派遣職員を全員帰庁させ、16 日(水)に派遣を再開させる予定。
企画財政局	その他	 ○10 日(木)に市監督員による現場確認、施工会社への対策指導(工事現場内の安全確認等)、現場代理人への注意喚起、緊急連絡網の作成について対策を実施。 ○10 日(木)に県石油商業組合北相支部に対し、協定に基づく燃料供給を要請する可能性があることから、円滑な供給に向けた体制の確保を依頼。 ○公用車の使用は台風への対応を最優先とし、各日約70台を確保。また、レベル2発令時点で、車で参集する職員が市役所周辺駐車場に駐車できるよう事業者と調整中。 ○東京電力から、他ブロックからの応援車両の駐車場所を確保する必要性を指摘されたことを受け、キャンプ淵野辺留保地の多目的広場を(公財)相模原市まち・みどり公社と調整の上、予定地として確保。
	施設の開設・ 閉鎖	○以前から閉館を予定していた市民健康文化センターを除き、全て開館する予定。ただし、市民会館等の文化施設は、キャンセル等により施設利用がなくなった場合、繰り上げて閉館する場合あり。
市民局	イベントの開催・中止	○フォトシティさがみはら表彰式の中止(12 日(土))。 ○市民文化祭吟剣詩舞大会、青山学院大学学園祭におけるDV啓発活動は、 気象情報により実施の可否を判断(13 日(日))。 ○市民文化祭文芸セミナーは開催予定(14 日(月・祝))。
	その他	○局内の連絡体制の再確認、所管施設の安全確認と連絡体制の確認を指示。 ○市民の安全を第一に考え、情報収集と適切な対応にあたる。
	施設の開設・ 閉鎖	○メディカルセンターは、休日・夜間は通常どおり開院。 ○市立診療所は、土曜日の診療(12 日)を行う。
	イベントの	○戦没者合同慰霊祭、ほかほかふれあいフェスタの中止(12日(土))。
	開催・中止	○がん集団検診の中止(12、13 日(土、日))。
健康福祉局	その他	 ○難病等により 24 時間人工呼吸器を使用し、生命維持をしている6名の市民に対し 10 日(木)に電話連絡を実施し、停電への備えや緊急時の対応方法を確認。 ○北里大学病院等の災害拠点病院から、ライフラインやスタッフの状況等の報告を受け、緊急時の対応を依頼。 ○社会福祉法人等が設置・運営している施設に対し、入所・通所者の安全確保を第一に、非常時の連絡体制、非常用電源の確認等を依頼。
こども・若者 未来局	施設の開設・ 閉鎖	 ○こどもセンター(24館):全日休館(12日(土)) ○児童館(23館):全日休館(12日(土)) ○独立余裕クラブ(44施設):全日休館(12日(土)) ○津久井中央児童室(1室):全日休館(12日(土)) ※上記施設については、10日(木)に市ホームページへの掲載や施設入口への掲示、利用者の保護者へのメールを実施。
	特に注意を 要する施設	○新設保育所(市の補助事業を活用した新設保育所のうち、当該事業による工事を行っている施設に対して、資材・機材の飛散防止等の注意喚起を実施。)
	イベントの開催・中止	○ひとり親家庭等学習支援事業イベント「大学学園祭ツアー」(青山学院大学)中止(12日(土))

局・区	区分	対応状況等
		○12 日(土)母子健康手帳交付については、各区で通常2人対応であるとこ
		ろを1人対応で実施。
		○台風情報の確認、破損箇所の点検を実施(公立保育所)。
こども・若者		○避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が発令された際には、保護
未来局		者へ登園を控えるようメール配信を実施(公立保育所)。
水 木内	その他	○避難した場合には、避難場所をメール配信する(公立保育所)。
		○台風通過後、被害状況の確認、施設の点検を指示(公立保育所)。
		○台風情報の確認、破損箇所の点検を実施(民間保育所)。
		○安全対策の注意喚起、被害があった場合の報告について連絡(民間児童養
		護施設)。
		○開館(相模川ふれあい科学館、サン・エールさがみはら、相模川自然の村
		講演、相模川自然の村清流の里、新磯ふれあいセンター、相模の大凧セ
		ンター、環境情報センター)
		○閉鎖(藤野やまなみ温泉(12 日(土))、緑の休暇村センター、いやしの湯
	施設の開設・	(12、13 日(土、日))、上大島キャンプ場、望地弁天キャンプ場(12~14
	閉鎖	日(十~月・祝))
	14.11	○相模湖林間公園、津久井又野公園は 11 日(金)15 時に 12 日(土)の閉鎖を
		判断。
		○総合就労支援センター、北岸林道は 11 日(金)に 12 日(土)の閉鎖を判断。
		○鳥居原ふれあいの館は11日(金)午前中に閉鎖を判断。
環境経済局		○相模原市リサイクルフェア、女性の就労応援講座の中止(13 日(日))。
	イベントの	○スイーツフェスティバル 2019 かながわ屋そごう横浜店における「推し
	開催・中止	土産スイーツイベントの中止等(12 日(土)中止、13 日(日)は天候により
	所催・中止	15 時から開催予定、14 日(月・祝)は開催)。
		○ごみと資源回収は、12 日(土)は通常通り収集。
		○し尿収集は、12 日(土)から 14 日(月・祝)まで収集なし。
		○公園については、事前通報及び「公園樹木維持管理計画」に基づく危険
	その他	箇所点検を実施(11日(金)まで)。
		○公園における問合せ、現場確認、業者指示に係る職員体制については、
		12日(土) 2名、13日(土)14名、14日(月・祝) 9名。
		○公共交通機関が計画運休を実施し、帰宅困難者が発生するおそれがある
		場合には、各区本部等と連携し、適切な情報提供、避難場所等への誘導
	施設の開設・	が可能な体制をとる(まちづくり計画部)。
	閉鎖	○鉄道事業者が計画運休を実施した際には、市営自転車駐車場 14 箇所の閉
		鎖や橋本駅北口自由通路のシャッター閉鎖を予定(まちづくり事業部)。
		○台風接近の前に国道 413 号(青野原 3564~青根 1407)、県道 515 号(三井
		1312~千木良 549、市道橋津原平丸(青根 6068~771)について、12 日
		(十)10 時から通行止めとする(道路部)。
都市建設局		○配備体制に応じた人員配置等の確認や土嚢等の資機材の準備確認の実施
		(道路部)。
	その他	○雨水調整池の清掃やマンホールポンプなどで必要となる自家発電に必要
		な燃料等の事前確認を実施(下水道部)。
		○長期間の発電に備えたポンプ機能確保のため、事業者の協力を得て12台
		の発電機を事前確保(下水道部)。
		○マンホールポンプの溢水に備え、バキュームカーの手配を資源循環部と
		調整済(下水道部)。
	イベントの	○第11回緑区区民会議、小松コスモスまつり、リニア中央新幹線関東車両
緑区役所	開催・中止	基地回送線の旅客化を求める市民会議の中止(12日(土))。
	•	○青根大運動会の日程変更(13 日(日)から 14 日(月・祝)へ)。
		- 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

局・区	区分	対応状況等
	イベントの	○青野原地区体育まつりは13日(日)午前7時に判断。
	開催・中止	○中野三井体育祭りは13日(日)午前6時に判断。
緑区役所	その他	○区本部事務局内でミーティングを実施(区本部タイムライン、各職員の役割分担を確認)。○協定による風水害時避難場所への事前連絡の実施。○特命担当員に対する当日の参集可否の確認、補充職員の手配の実施。
	イベントの	○サンマ祭(相模原西商店街)の中止(12日
	開催・中止	(土))。 ○上溝地区レクリエーション大会・ふるさとまつりの中止(13 日(日))。
中央区役所	その他	○区本部事務局内でミーティングを実施(区本部職員の役割分担、事前準備の内容を確認)。○特命担当員に対し、参集メールの登録、参集可否の事前確認、気象情報や交通情報の収集、役割の再確認を指示。
	イベントの	○相模台地区体育祭の中止(13日(日))。
	開催・中止	
南区役所	その他	 ○職員配備体制の検討(レベル0:地域振興課職員6名、レベル1:区職員約50名、レベル2:区職員約90名)。 ○12日以降の職員配備体制は、長期化を見据え複数班の当番体制を実施予定。 ○特命担当員等に、参集指示に対して速やかに対応できるよう、メールによる事前周知を9日(水)に実施。 ○帰宅困難者対策の徹底。
議会局·行政 委員会	その他	○レベル0以上の参集の場合に、危機管理局とりまとめの災害状況報告を 所属職員全員へ情報提供(議会局)。○市内に重大な災害が発生した場合、議長に諮り各派代表者を招集し「市 議会災害対策会議」を設置(議会局)。○必要に応じ、行政委員会部の応援を実施(議会局)。
	施設の開設・ 閉鎖	○12日(土)~13日(日)午前中まで、所管施設を休館とする。
教育局	イベントの開催・中止	○12 日(土)実施予定の公民館事業やスポーツイベントは中止。 ○体育祭、運動会を12 日(土)から14 日(月・祝)に延期した小中学校あり。 ○12 日(土)授業参観を中止した学校あり。
	その他	○レベル0配備をもって本部連絡員等が参集し情報収集を実施。○台風通過後は情報収集を行い、被害状況に応じて現地調査や緊急対応を実施。
消防局	その他	 ○11日(金)午前中に、各消防署において水防資機材の再点検、車両への土嚢・排水ポンプの積載等、必要な準備を実施。 ○通常運用している消防隊に加え、直ちに非常用の消防車両などを活用して消防隊 20 隊を増強予定(レベル1配備時)。 ○浸水被害警戒地域の第1次警戒地域(3箇所)、河川及び崖地の巡回調査の実施(レベル1配備時)。 ○消防隊 25 隊 85 名を追加配備し、浸水被害警戒地域の第2次警戒地域(14箇所)の巡回調査を実施(レベル2配備時)。

図表 3.1.7 令和元年台風第 19 号に係るタイムライン (事前対策会議で決定)

令和元年台風第19号(10月12日関東上陸予想)に関する防災行動計画(タイムライン)

日時	気象の状況	口 市の対応	各继答理导力投针,如罢内容	調整・確認事項		
口吁	スタの 状況	■ 市民への対応	危機管理局内検討・処置内容	庁内	県等外部機関	
10/10	台風小笠原付近北上中	□台風対応の検討 □15:00 関係部局長会議 ■市民への情報発信 (市ホームページ、防災メール)	○局内・庁内の対応時程確認 ○近隣他市の対応状況確認 ○関係部局長会議後方針案精査	○各局対応確認○庁内への情報提供	●東京電力 電源車等の対応について打合せ○町田、大和市等の対応状況確認○台風説明会	
10/11	台風関東に 向け北上中 秋雨前線 活発化	□11:00 令和元年台風第 19 号事前対策会議 ■ひばり放送、防災メール、T witter、市ホームページ	○令和元年台風第19号事前対策会 議後方針決定 ○市民への情報発信 ひばり放送、防災メール Twitter、市ホームページ ○河川水位、土砂災害危険度判定 メッシュ確認(体制解除まで継続) ○避難場所の開設時期について確 認	(令和元年台風第19号事前対策会 議結果)		
	大雨注意報	□15:00 風水害初動体制 【レベル1】	○避難場所の開設状況の確認	○職員参集システムメール配信○本部連絡員体制配備○避難場所担当職員配備	○在日米陸軍基地管理 本部、九都県市事務局に 連絡 ○城山ダム放流情報確 認	
		□17:00 避難準備·高齢者等避難開 始発令 避難場所開設 ■市民への情報発信 発令情報及び避難場所開 設情報等	○今後の降雨状況を考慮し、土壌雨 量及び水位周知河川等の水位の 状況を確認し、今後の対応を検討		○17:00 町田市 避難準備·高齢者等避 難開始発令	
10/12 早朝	け北上 大雨警報 【警戒レベル3	□6:00 風水害初動体制 【レベル1】 (参集人員:1194名) ※レベル1該当職員の追加参 集	○市民への情報発信ひばり放送、防災メール、Twitter、市ホームページ	○道路部、下水道部、消防局警戒継続、被害対応○城山ダム放流情報関係部署通報	○町田市、大和市等の 対応状況確認○県に被害情報速報通報(被害発生時)	
	相当】 降水量増大傾向、土壌雨量及 び河川水位上 昇継続見込み	□9:00 風水害警戒本部 体制【レベル2】 (本部員・副本部員参集) ※班員については、各局区で 参集人員を調整する	○風水害警戒本部会議開催 (本部長:危機管理監) (構成員:本部員)	○職員参集システムメール配信	○城山ダム放流情報確認	
10/12 夕方	土砂災害警戒 情報発表 【警戒レベル4 相当】 台風 関東上陸	□避難勧告の発令 □避難指示(緊急)の発令 ■市民への情報発信	○被害状況の確認○風水害警戒本部会議 随時開催	○消防局を通じ消防団に車両広報依頼○道路部、下水道部、 消防局警戒継続、被害対応		
10/12 夜		避難勧告及び避難場所開設 情報等				
10/13						
昼頃		□災害対策本部体制 【レベル3】	○被害の全容の把握			
		[[]	○災害対策本部会議開催 (本部長:市長)	○職員参集システムメール配信		

3 風水害初動体制・風水害警戒本部

(1) 風水害初動体制の配備

「令和元年台風第19号事前対策会議」の結果を踏まえ、10月11日(金)13時50分、全 庁掲示板 に職員への対応方針を掲出し周知を行った後、避難場所の早期開設のため、避難所 担当職員を対象に15時に風水害初動体制(レベル1)を配備した。また、台風の進路を踏ま え、12日(土)6時にレベル1を維持したまま、職員の追加参集を指示した。

風水害初動体制においては、主に次の対応を行った。

- ①風水害時避難場所の開設
- ②避難準備・高齢者等避難開始の発令(17 時発令)
- ③防災メール等による開設した風水害時避難場所、交通機関の運休情報等の周知

(2) 風水害警戒本部体制への移行

事前に定めたタイムラインでは、10月12日(土)9時に風水害警戒本部体制(レベル2) を配備し、風水害警戒本部を設置することとしていたが、当初の想定より気象状況の悪化が 早く、7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表された。

これにより、速やかに緑区の土砂災害のおそれがある区域を対象に避難勧告を発令する必 要があると判断し、7時30分に風水害警戒本部体制へと移行した。

風水害警戒本部体制においては、主に次の対応を行った。

- ①避難勧告の発令(7時30分及び9時)
- ②通行規制、浸水被害警戒地域の巡回等の各種災害応急対策
- ③風水害警戒本部会議の開催(10時)

図表 3.1.8 相模原市風水害警戒本部会議の概要

開催日時	10月12日(土)10時00分~10時30分
開催場所	第1特別会議室
出席者	市長、副市長(3名)、教育長、総務局長、企画財政局長、危機管理局長(兼)危機管理 監、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、 都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長、 事務局(危機管理局3名) <u>計22名</u>
次第	 気象情報について(危機管理局) 情報共有、確認事項について(各局区長) その他
	ナ れ中

主な内容

【気象情報について】(危機管理局)

○市内の気象状況、気象警報の発表状況等の報告

【状況共有、確認事項について】

- ○要配慮者や要配慮者利用施設の被災状況や避難状況について(健康福祉局)
- ○災害対応に従事する職員を支援するための体制について(総務局)
- ○市内の交通機関の運行状況等の最新状況について(都市建設局)
- ○館内の空調設備の稼働状況、公用車の対応等について(企画財政局)

【その他】

○次回の風水害警戒本部会議は12日(土)17時開催予定(災害対策本部体制移行に伴い中止)

組織内ネットワーク(庁内 LAN)で構築している。市職員のみがパソコンで閲覧可能な掲示板。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

10月12日(土) 9時に市内全域の河川氾濫・土砂災害のおそれがある区域に対して避難勧告を発令した後、本部事務局(危機管理局)では、消防局や各区本部(区役所)との連携を密にし、災害対応に遅れが生じることがないよう、降雨の状況や河川の水位、土砂災害の危険度分布の状況を注視するなどの措置を行った。

こうした中、11 時頃、県から本部事務局に対し、「城山ダムの緊急放流を行う可能性がある」旨の連絡を受け、13 時 30 分に災害対策本部を設置することとした。

その後、庁内への周知や相模川流域への避難指示(緊急)発令に向けた準備、相模川流域 住民や要配慮者利用施設の避難誘導方法の検討等を行うとともに、県の城山ダム緊急放流に 係る報道発表の時期等も踏まえ、13 時 30 分に災害対策本部体制(レベル3)に移行し、風 水害では本市で初めてとなる災害対策本部を設置するとともに、相模川流域に対し避難指示 (緊急)を発令した。

(2) 災害対策本部会議

第1回災害対策本部会議は、10月12日(土)16時に開催し、17時に予定されていた城山 ダムの緊急放流の概要や、各部・区本部の対策について報告が行われた。なお、会議中に、 県から17時の緊急放流を見合わせる旨の連絡を受け、本部長から「緊急放流はひとまず中止 となったが、予断を許さないことから引き続き警戒すること」について指示が出された。

第2回災害対策本部会議は、13日(日)10時に開催し、災害救助法の適用を決定したこと や、市内の被害状況、各部・区本部の対応状況について報告を行うとともに、その状況から 自衛隊の派遣を県に要請することを決定した。

災害対策本部会議については、災害対策本部を廃止するまでの間に計16回、市役所本庁舎の第1・2特別会議室で開催し、本部長、副本部長、本部員が出席したほか、国土交通省や県の情報連絡員(リエゾン)等の出席が複数回あった。なお、会議の時点で公開できない内容や、公開することにより災害対応・復旧対応に支障をきたす内容の報告等が行われる可能性があることを踏まえ、報道機関に対しては非公開で開催した。

図表 3.1.9 相模原市災害対策本部会議の開催経過

	-
回・日時	議題・本部長指示 等
第1回	○城山ダム緊急放流の概要について
10月12日(土)	○各部、区本部の対策について
16:00~17:00	○本部長指示
	・城山ダムの緊急放流はひとまず中止となったが、予断を許さないことから引
	き続き警戒すること。
第2回	○災害救助法の適用について
10月13日(日)	○各部、区本部の被害状況、対応状況について
10:00~11:00	○本部長指示
	・今回の災害は、市にとっては初めての経験となることが多いが、市一丸とな
	って取り組むこと。
	《特記事項》
	○自衛隊の派遣要請を決定
第3回	○自衛隊の派遣要請について
10月13日(日)	○各部、区本部の対応について
13:00~14:00	○本部長指示
	・津久井地域の道路状況の把握に努めること。

回・日時	議題・本部長指示 等
	・人命救助を第一に取り組むこと。串川の水難事故ほか、青根地域の孤立化に
	ついても自衛隊に要請すること。 ・職員の体調管理に配慮すること。 等
第4回	○各部、区本部の対応について
10月14日	○本部長指示
(月・祝)	・人命を第一に取り組むこと。
10:00~11:00	・津久井地域では雨水が流れ出ていることから、市民が二次災害に遭わないよ
	う配慮すること。
	・藤野芸術の家の避難者 18 名の生活再建を早急に検討すること。 ・明日(15 日)から平常どおりの業務が加わるが、災害対応で疲弊している職員
	に配慮すること。
第5回	○臨時避難場所の開設について
10月15日(火)	○避難者世帯生活支援チームの設置について
11:00~12:00	○自衛隊の活動状況について
	○各部、区本部の対応について
	○その他
	○本部長指示 - カルタル - 今もな光ばて取り知さっては
第6回	・できることをしっかりやり、全力を挙げて取り組むこと。 ○各部、区本部の対応について
男6回 10月16日(水)	○本部長指示
10:00~11:00	・牧野の現場については、捜索活動が難航しているが、引き続き尽力すること。
10 00 11 00	・義援金について、インターネットを活用して手軽に寄附できるような手法や、
	ふるさと納税と絡めた手法など、早急に検討すること。
	・現地に赴いてニーズを聞き取るなど、被災者に寄り添った対応をすること。
	等
第7回	○18 日から 19 日にかけての降雨に伴う対応について
10月18日(金)	○災害対策本部体制について
10:00~12:00	○災害救助法による救助の特別基準設定内容について ○宅地(民地)の地盤の応急手当について
	○各部、区本部の対応について
	○本部長指示
	・相模原地域連合からボランティアスタッフ派遣の申入れが来ていることか
	ら、個別に連絡を取り合って調整すること。
	・大きな被害のなかった中央区や南区と、被害のあった緑区では、同じ市内で
	も市民の意識に差があることから、各区のホームページで緑区の現状を伝え
	るとともに、公民館に募金箱を設置するなど、中央区民や南区民の理解を得
	られるような対応を行うこと。 等
	《特記事項》 ・本部班の設置。
第8回	○22 日に予想される大雨に対する対応について
10月21日(月)	○台風第 19 号に伴う災害状況報告
10:00~12:00	○災害救助法による救助の特別基準設定内容
	○各部、区本部の対応について
	○本部長指示
	・全庁を挙げて長期化に対応し、72万市民のために取り組むこと。 等
	《特記事項》 ・自主避難所に対する支援の強化を決定(職員を派遣し、ニーズの聞き取り、物
	・ 日土 班無所に対する 文後の 強化を伏足 (職員を派遣し、 一一人の聞き取り、物 資の搬送、環境改善に努める)。
第9回	○各部、区本部の対応について
10月23日(水)	○本部長指示
10:00~12:00	・職員の健康管理、メンタルの管理をしっかり行うこと。
	・支援の形は日々変化していることから、被災者のニーズを的確に答えられる
	よう寄り添った対応をすること。
	・緑区が被災したということではなく、相模原市が被災したという気持ちを持
	って、全市を挙げてこの災害を乗り越えるよう引き続きの対応をすること。

回・日時	議題・本部長指示 等
第10回	○各部、区本部の対応について
10月25日(金)	○本部長指示
13:30~15:00	・職員も疲弊していることから、職員の健康は第一に留意すること。
	・各種イベントについて、市民からは開催の有無にかかわらず非難の声がある
	と思われるが、理解を得ながらしっかり対応すること。 ・いまだに見つかっていない行方不明者が一刻も早く救出されるようしっかり
	対応すること。等
第11回	○各部、区本部の対応について
10月28日(月)	○本部長指示
13:30~14:15	・今まではやらなければならないことが明確だったが、今後は何を選択するかの判
	断が増える。被災者に寄り添う視点で自信を持って取り組むこと。
	・被災者の生活再建のため、国、県などの様々なメニューに果敢にチャレンジする
	こと。必要であれば自身が動くので遠慮なく申し出ること。 等
第 12 回	○各部、区本部の対応について
11月1日(金)	○本部長指示
15:30~16:30	・引き続き、市民に寄り添い、その声に耳を傾け丁寧に対応すること。
	・支援漏れがないよう、部署間で声を掛け合い、必ずどこかが責任を持って対
	応すること。
	《特記事項》 《宇衛期大郊 (石谷) 。 の移行について登録
第 13 回	・災害復興本部(仮称)への移行について発議。 ○各部、区本部の対応について
11月7日(木)	○台風第 19 号に係る相模原市復旧・復興推進本部(仮称)について
11:00~12:00	○本部長指示
11.00 12.00	・行方不明者2名の捜索を最優先すること。
	・市民への支援の内容・方法が変化してきているが、被災者の身になって引き
	続き寄り添って対応すること。 等
	《特記事項》
	・11月11日(月)をもって「復旧・復興推進本部(仮称)」を設置し、災害対策本
	部は引き続き継続することを決定。
第14回	○各部、区本部の対応について
11月13日(水)	○本部長指示
14:30~16:00	・引き続き、市民に寄り添った対応をすること。
	・被災者支援システムを活用し被災者の対応に漏れのないようにすること。 ・国、県等の支援メニューの活用について早急に調整し、速やかに支援につな
	・国、宗寺の文佐メーユーの石用にういて平志に調金し、迷やかに文佐にうなしげること。
第 15 回	○各部、区本部の対応について
11月22日(金)	
14:00~14:50	
第16回	○台風第 19 号における被害等の概要について
12月10日(火)	○各部、区本部の対応について
15:30~16:30	○災害対策本部の廃止について
	《特記事項(本部長コメント)》
	・災害対策本部を廃止するが、被災者の生活再建支援や公共施設の復旧等、課題
	は山積している。被災者に対し今後も緑区長を中心に寄り添い、職員一丸とな
	って対応すること。

(3) 本部班の設置

10月18日(金)に開催した第7回災害対策本部会議において、長期にわたって発生する膨大な事務に対応するため、本部班(本部広報課班、本部職員課班及び本部財務課班)を設置し、引き続き全庁一丸となって被災者支援や生活再建等に取り組むことを決定した。

図表 3.1.10 本部班の主な対応事項

本部広報課班	錯綜しがちな情報管理と報道機関への対応を担当する。		
★如啦吕珊玑	被災地のニーズ、受援業務に基づく職員配置と派遣調整を担当する(17		
本部職員課班	日から災害対策本部事務局に2名先行配置)。		
本部財務課班 災害関連予算を担当する。			

(4) リエゾン(情報連絡員)の派遣

被害状況の把握や情報共有、災害応急対策の調整等を行うため、県や各防災関係機関からリエゾン(情報連絡員)が本市に派遣され、本部事務局や都市建設局で災害対応にあたった。

図表 3.1.11 リエゾンの受入れ期間

	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
派遣元機関	期間
神奈川県	10月12日~11月15日
陸上自衛隊第4施設群	10月12日~11月13日
国土交通省関東地方整備局	10月14日~11月14日(※1)
東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	10月13日~10月29日
NTT東日本東京西支店	10月15日~10月23日

^(※1)災害対策本部会議が開催された11月22日及び12月10日にも一時的に派遣されている。

(5) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、地域防災計画において、本部長が市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止すると規定している。人的、物的被害に対する災害応急対策がおおむね完了したことから、12月10日(火)に開催した第16回災害対策本部会議において、災害対策本部の廃止を決定し、同日の16時30分をもって災害対策本部を廃止した。なお、11月11日(月)に設置した「相模原市災害復旧・復興推進本部」において引き続き被災者の生活再建、地域経済の復興及び公共施設の復旧に取り組むこととした。

5 神奈川県の体制

県は、10月12日(土)15時15分に県災害対策本部を設置し、同日18時に開催された第1回災害対策本部会議において、本市を含む大雨特別警報が発表された市町村を重点地域として、①迅速な情報収集・分析、共有の実施、②要救助者の迅速な救出及び緊急医療の的確な実施、③要避難地域における避難の確保を重視事項として、県内市町村、国、防災関係機関との緊密な連携のもと、全県一体となった応急対策活動を推進することを決定した。

県災害対策本部は、11月15日(金)16時15分に廃止され、復旧・復興に向けた災害対策支援本部体制へと移行した。

なお、県内では本市を含む24市町村が災害対策本部を設置した。

図表 3.1.12 神奈川県災害対策本部会議の開催経過

回数	開催日時
第1回	10月12日18時00分
第2回	13日 9時00分
第3回	13日16時00分
第4回	14日16時00分
第5回	15日16時00分
第6回	17日16時00分

回数	開催日時
第7回	10月21日11時30分
第8回	24 日 16 時 00 分
第9回	28日16時00分
第 10 回	11月 1日16時00分
第11回	8日16時00分
第 12 回	15日16時00分

図表 3.1.13 災害対策本部を設置した県内 24 市町村

相模原市、川崎市、座間市、鎌倉市、平塚市、藤沢市、茅ケ崎市、秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

6 市議会への対応

台風に関連する議員からの情報提供や市への問合せについては、情報の錯綜等を防ぐため、 議会局を経由して災害対策本部事務局や関係部署へ行うよう調整をした。

11月12日(火)には、市議会全員協議会を開催し、台風の被害状況や対応状況について説明を行うとともに、令和元年台風第19号に係る補正予算等について、12月定例会議への提出にあたり、市民生活の再建やインフラの復旧、速やかな復興を進めていくための市の取組に対する審議に生かしてもらうよう、議員に対して、11月18日(月)及び同25日(月)に緑区の被災現場の視察を行った(18日参加者19名、25日参加者13名)。

図表 3.1.14 津久井地区青根(国道413号)土砂崩落現場の視察状況



第2節 避難情報の発令・避難者の推移

1 避難情報の発令状況

(1) 避難情報発令の判断基準及び伝達手段

ア 判断基準

本市では、国が示すガイドライン®を踏まえ、「相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定。し、避難情報発令の判断基準を定めており、令和元年 10 月時点における判断基準は、図表 3.2.1 のとおりである。

なお、平成31年3月の国のガイドラインの改定により、令和元年6月から警戒レベルを 用いた防災情報の提供が開始されることとなったが、本市においては、警戒レベルを付し て避難情報を発令することとしたものの、当面の間、警戒レベル5「災害発生情報」の発 令基準は定めず、「相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル」のとおり運用することとし ていた。

図表 3.2.1 洪水及び土砂災害に係る本市の避難情報発令の判断基準(令和元年 10 月時点)

避難情報の	洪水 (河川の氾濫) (※	(1)	土砂災害(急傾斜地の崩壊、土	石流) (※2)
種類	判断基準(目安)	発令区域 の単位	判断基準(目安)	発令区域 の単位
《警戒レベル3》 避難準備・ 高齢者等避難 開始	○河川の水位が「避難判断水位」に達した場合○氾濫警戒情報が発表された場合(相模川のみ)	大字単位	○大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれる場合	22 地区単位 (区域が限定 できる場合は 大字単位)
《警戒レベル4》 避難勧告	○河川の水位が「氾濫危険水位」に達した場合○氾濫危険情報が発表された場合(相模川のみ)	大字単位	○土砂災害警戒情報が発表された 場合	大字単位 (土砂災害危 険度判定メッ シュで基準を 超 過 した 区 域)
《警戒レベル4》 避難指示 (緊急)	○河川の水位が「氾濫危険水位」を越え、氾濫が発生するおそれのある場合○氾濫が発生した場合○氾濫発生情報が発表されたとき(相模川のみ)	災害状況に 応じて設定	○土砂災害の前兆現象を確認した場合○土砂災害が発生した場合	災害状況に応 じて選定
《警戒レベル5》 災害発生情報	○国のガイドラインで「可能な 範囲で発表」と示されたこと から具体的な基準は定めて いない。	同左	○国のガイドラインで「可能な範囲で発表」と示されたことから 具体的な基準は定めていない。	同左

^(※1) 対象とする河川は、洪水予報河川(相模川)及び水位周知河川(境川、串川、鳩川及び道保川)としているが、道保川は避難対象世帯がないことから避難情報発令対象としていない。また、本基準とは別にその他の河川(鳩川上流(市準用河川)、姥川、八瀬川及び深堀川)について、暫定的に発令基準を定めている。

^(※2) 地すべりについては、危険性が確認された場合に、国・県等が個別に移動量等の監視・観測等を調査することから、その結果を踏まえ、判断することとしている。

⁵ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府・平成27年8月)を踏まえ、本市のマニュアルを 策定。なお、ガイドラインは平成29年1月の改定により「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が改められた 後、平成31年3月の改定を経て、令和3年5月の改定により「避難情報に関するガイドライン」に名称が改められ ている。

⁶ 平成28年4月に策定し、平成29年8月に一部を改訂。

イ 伝達手段

避難情報は、ひばり放送(防災行政用同報無線)、防災メール、Twitter、緊急速報メール(エリアメール)、L アラート、TVK データ放送、FMHOT839(エフエムさがみ) 7 、BizFAX 8 、市ホームページ、車両広報等により、広く市民等に対し広報することとしており、その概要は図表 3.2.2 のとおりである。

ひばり放送、防災メール、Twitter、TVKデータ 避難勧告等の発令 放送、FMHOT839 (エフエムさがみ)、L-アラート 住民等 (危機管理局) FAX要 配 慮者利用 電話連絡等 健康福祉総務室 施設所管課 こども・若者政策課 施設 発令時刻・ 電話連絡等 まちづくり 区役所 自主防災組織等 地域振興課 センター等 対象区域・避難場所等を連絡 FAX学校 Eメール等 学校教育課 教育総務室 施設所管課 車両広報等 警防課 消防署 ※夜間時は指令課へ連絡 連絡・調整 車両広報等 消防団 ホームページ 広聴広報課 電話連絡等 電話連絡等 その他の 施設所管課 危険区域内の施設 総務室等 デジタル地域防災無線 車両広報等 神奈川県警察 神奈川県 県災害情報管理システム (災害対策課)

図表 3.2.2 避難情報の発令に係る情報伝達系統図9

《出所:相模原市避難勧告等判断・伝達マニュアル (平成29年8月改訂) から作成》

- 58 -

⁷ 相模原市に所在するコミュニティ放送局で、避難情報を発令した場合等に、割込放送を実施する協定を締結している。

⁸ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに所在する高齢者施設などの要配慮者利用施設に対し、避難情報等を FAX で配信する仕組み。

⁹ 系統図内に記載されている組織名称は、令和元年10月時点のものである。

(2) 発令状況

ア 台風通過時

東日本台風の接近に伴い、10月11日(金)から12日(土)にかけて雨や風が非常に強まるおそれがあったことから、11日(金)17時に市内全域の土砂災害のおそれがある地域及び河川の氾濫のおそれがある地域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、早めの避難を呼びかけた。12日(土)7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、7時30分に緑区の土砂災害のおそれがある地域に避難勧告を発令した後、気象状況の悪化に伴い、随時避難勧告及び避難指示(緊急)を発令しており、その経過は図表3.2.3のとおりである。

なお、発令した避難情報は、13日(日)7時10分に一斉に解除した。

図表 3.2.3 東日本台風における避難情報発令状況10

発令日時		j	避難情報の 種類	発	令地域・発令事由・備考	発令世帯 ・人数	解除日時
10 月 11 日	17:00	1	避難準備・ 高齢者等 避難開始		市内全域の土砂災害又は河川氾濫 ^(※1) のおそれがある地域。 台風接近のため。 11日に開催した事前対策会議に おいて発令を決定。	131, 632 世帯 294, 565 人	避難指示(緊急)
	7:30	2	避難勧告		緑区の土砂災害のおそれがある 地域。 土砂災害のおそれが非常に高ま ったため。	40,931 世帯91,768 人	に移行
	9:00	3	避難勧告	型 発令 事由	中央区・南区の土砂災害のおそれがある地域及び市内全域の河川氾濫のおそれがある地域。 土砂災害・河川氾濫のおそれが非常に高まったため。 鳩川、姥川、八瀬川、深堀川については、13日7:10まで避難勧告の発令が継続。	90,701 世帯 202,797 人 ②との合算 131,632 世帯 294,565 人	10月13日 7:10
10 月 12 日	13:30	4	避難指示(緊急)	地域 発令	相模川流域の河川氾濫のおそれがある地域。 城山ダム緊急放流実施の可能性があり、相模川の氾濫のおそれが非常に高まったため。	15, 151 世帯 35, 304 人	
	17:20	5	避難指示 (緊急)	発令 地域 発令 事由	緑区の土砂災害のおそれがある 地域。 15:30に大雨特別警報が発表され、土砂災害のおそれが極めて 高い、又は既に発生している可 能性があったため。	35,456 世帯 78,729 人 ④との合算 50,607 世帯 114,033 人	10月13日 7:10
	20:45	6	避難指示 (緊急)	発令 地域 発令 事由	境川、串川流域の河川氾濫のお それがある地域。 19:50に境川、串川の水位観測 所において氾濫危険水位に到達 し、以降も水位の上昇が認めら れたため。	32,701 世帯 71,162 人 ④⑤との合算 83,308 世帯 185,195 人	

(※1) 相模川、境川、串川、鳩川、姥川、八瀬川及び深堀川流域

-

¹⁰ 発令世帯・人数については、土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域内の世帯・人数ではなく、土砂災害警戒区域 又は洪水浸水想定区域を含む町丁・字の全世帯・人数である。

イ 台風通過後の発令基準の引下げ

10月17日(木)、国土交通省から、週末の雨に対し避難情報の発令基準を一段階早めた暫定的な運用を行うよう技術的助言が行われたことを受け¹¹、本市においては、大雨警報の発表の可能性が生じた場合に、緑区の土砂災害が発生した地域への避難情報の発令基準を図表 3.2.4 のとおり一段階早めることとした。この暫定基準の運用については、応急対策が完了するまでの当面の間継続¹²することとしたが、11月以降、まとまった降雨がなかったことから、10月24日(木)から25日(金)にかけての降雨における避難情報の発令が最後の暫定基準の運用となった。

 基準
 通常運用
 暫定運用

 土砂災害警戒情報
 避難勧告
 避難指示(緊急)

 大雨警報(土砂災害)
 避難開始
 避難勧告

 大雨注意報
 遊難準備・高齢者等
 避難開始

図表 3.2.4 避難情報の発令に係る暫定基準

《出所:10月21日付け国土交通省事務連絡「今後の台風等による雨に対する警戒について」から作成》

ウ 台風通過後の避難情報の発令状況

暫定基準に基づく運用を決定した後、10月18日(金)から19日(土)にかけての降雨に伴う対応については、大雨注意報が発表される前の段階から避難準備・高齢者等避難開始を発令することとし、18日(金)12時に津久井地域の土砂災害のおそれがある地域に対して発令した。以降、21日(月)、24日(木)の降雨については、大雨注意報の発表後、大雨警報が発表される可能性がある時間帯を考慮し、それぞれ17時に同地域に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令した。なお、25日(金)には、大雨警報(土砂災害)が発表されたことから、同地域に避難勧告を発令している。それぞれの避難情報の発令状況の概要は、図表3.2.5のとおりである。

	四级 0. 2. 0		ממאת וון טככי	
発令日時	避難情報の 種類	発令地域	発令世帯 ・人数	解除日時
10月18日	避難準備・		23, 232 世帯	10月19日
12:00	高齢者等避難開始		51, 894 人	8:00
10月21日	避難準備 •	緑区のうち、城山・	同上	10月22日
17:00	高齢者等避難開始	津久井・相模湖・藤		8:00
10月24日	避難準備・	野地区の土砂災害の	同上	25 日 8 : 11 に
17:00	高齢者等避難開始	おそれがある地域		避難勧告に移行
10月25日 8:11	避難勧告		同上	10月25日 19:30

図表 3.2.5 台風通過後の避難情報の発令状況

¹¹「今週末の雨に対する警戒について」(令和元年 10 月 17 日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課 砂防計画調整官及び地震・火山砂防室長事務連絡)。

¹²「今後の台風等による雨に対する警戒について」が、10月21日(月)に国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防 計画課 砂防計画調整官及び地震・火山砂防室長から発出されたことを受け、決定したもの。

2 風水害時避難場所等の開設

(1) 風水害時避難場所の指定状況

本市では、風水害(洪水並びに崖崩れ、土石流及び地滑り)に係る指定緊急避難場所を「風水害時避難場所」と名称を定め、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある区域外に所在する公共施設等を指定している¹³。また、風水害時避難場所のほか、洪水や土砂災害のおそれがない地域においては、公民館を自主避難場所として、大雨や台風の際に避難を希望する住民等を受け入れている。令和元年10月時点における風水害時避難場所及び自主避難場所の指定状況は、図表3.2.6のとおりである。

		対象とする				
区	土砂災害		洪水		自主避難場所	合計
		うち、洪水 重複指定		うち、土砂災害 重複指定	(公民館)	
緑区	20	5	8	5	3	26 施設
中央区	6	2	10	2	6	20 施設
南区	7	3	11	3	5	20 施設
合 計	33	10	29	10	14	
施設総数				52 施設	14 施設	66 施設

図表 3.2.6 風水害時避難場所の指定状況(令和元年 10 月時点)

(2) 開設

風水害時避難場所や自主避難場所(以下「緊急避難場所」という。)は、施設ごとにあらか じめ市職員¹⁴を開設・運営に従事する担当職員として選任しており、原則、避難情報を発令す る前に各施設に参集する体制をとっている。

東日本台風では、10月11日(金)15時に風水害初動体制(レベル1)を配備し、各担当職員に対し、「17時までに各施設を緊急避難場所として開設する」よう参集指示を行い、17時の避難準備・高齢者等避難開始を発令するまでに64箇所¹⁵の緊急避難場所を開設した。

なお、12 日(土)には、城山ダムの緊急放流や避難者の増加への対応のため、緊急避難場所の追加開設を行い、台風通過後に一時的に開設した施設を含め、最終的には86箇所の緊急避難場所を開設し、最大6,114名の避難者を受け入れた¹⁶。

_

¹³ 令和元年10月時点。東日本台風の経験を踏まえ、令和2年度に指定の考え方の見直しを行っている。

¹⁴ 原則、緊急避難場所の近隣に居住する市職員3名を選任。

¹⁵ 風水害時避難場所として指定している施設のうち、屋内運動場の改修工事を行っていた大野北中学校及び車で緊急 避難を行う場所として指定している上野原カントリークラブ駐車場の2箇所は、開設しないこととした。

¹⁶ 串川地域センターは 14 日 (月・祝) に、相模湖総合事務所は 13 日 (日) に開設しており、11 日 (金) から 12 日 (土) にかけて開設した施設数としては、84 施設となる。

図表 3.2.7 東日本台風における緊急避難場所の開設状況

	施設名		開設日時	閉鎖日時	最大 避難者	施設名		開設日時	閉鎖日時	最大 避難者
	宮上児童館	•	11 日 17:00	13 日 8:20	38 人	鳥屋小学校	•	11 日 17:00	13 日 12:00	110人
	橋本公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:30	213 人	鳥屋地域センター	0	12 日 11:00	13 日 12:00	68 人
	旭中学校	0	12 日 18:00	13 日 11:40	4人	青野原出張所	•	11 日 17:00	13 日 10:35	26 人
	相原小学校	•	11 日 17:00	13 日 9:15	122 人	青根中学校	•	11 日 17:00	13 日 10:35	40 人
	相原公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:20	50 人	桂北小学校	•	11 日 17:00	13 日 9:10	39 人
	大沢公民館	•	11 日 17:00	13 日 9:30	47 人	相模湖交流センター	•	11 日 17:00	13 日 10:45	114人
	大島小学校	•	11 日 17:00	13 日 9:30	49 人	千木良小学校	•	11 日 17:00	13 日 13:10	77 人
4=	城山公民館	•	11 日 17:00	13 日 8:30	169 人	内郷小学校	•	11 日 17:00	13 日 9:30	78 人
緑	葉山島センター	•	11 日 17:00	13 日 9:00	31 人	相模湖公民館	0	11 日 17:00	13 日 17:55	45 人
区	相模丘中学校	0	12 日 13:30	13 日 8:35	35 人	相模湖総合事務所	0	13 日 17:55	14 日 7:35	2人
	小網地域センター	•	11 日 17:00	13 日 10:35	21 人	藤野中央公民館	•	11 日 17:00	13 日 15:30	83 人
	中野中学校	•	11 日 17:00	13 日 10:35	145 人	沢井公民館	•	11 日 17:00	13 日 14:45	31 人
-	津久井中央小学校	•	11 日 17:00	13 日 10:35	19 人	藤野芸術の家	•	11 日 17:00	14 日 21:00	155 人
	根小屋小学校	•	11 日 17:00	13 日 10:35	94 人	藤野農村環境改善センター	•	11 日 17:00	13 日 14:45	77 人
-	串川小学校	•	11 目 17:00	13 日 10:35	137 人	藤野総合事務所	0	12 日 12:45	13 日 14:45	87 人
•	串川地域センター	0	14 日 16:23	28 日 11:30	1人	上野原CC駐車場	•	未開設	未開設	-
	向陽小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:30	153 人	大野北公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:10	37 人
	小山公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:30	67 人	大野北中学校	•	未開設	未開設	=
-	清新小学校	0	12 日 17:35	13 日 8:15	5人	共和中学校	0	12 日 18:51	13 日 2:50	0人
-	清新公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:15	17人	田名小学校	•	11 日 17:00	13 日 10:00	400 人
	中央公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:10	47 人	田名中学校	•	11 日 17:00	13 日 8:20	394 人
中	星が丘公民館	0	11 日 17:00	13 日 8:15	33 人	田名公民館	•	11 日 17:00	13 目 8:20	96 人
央	横山公民館	•	11 日 17:00	13 日 8:00	28 人	田名北小学校	0	12 日 13:45	13 日 10:45	76 人
区	陽光台公民館	•	11 日 17:00	13 日 8:10	19 人	新宿小学校	0	12 日 17:05	13 日 3:36	0人
-	光が丘公民館	0	11 目 17:00	13 日 8:10	17 人	上溝小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:15	34 人
-	大野北小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:10	177 人	上溝南小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:20	39 人
-	淵野辺小学校	•	11 日 17:00	13 月 8:10	63 人	上溝南中学校	•	11 日 17:00	13 日 8:15	16 人
-	淵野辺東小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:10	168 人	上溝公民館	•	11 日 17:00	13 日 8:15	97 人
	大野小学校	•	11 日 17:00	13 日 8:45	39 人	麻溝台中学校	0	12 日 14:40	13 日 7:00	4人
-	大野中公民館	•	11 日 17:00	13 日 10:15	25 人	相陽中学校	•	11 日 17:00	13 日 10:15	515 人
	鵜野森中学校	•	11 日 17:00	13 日 8:45	61 人	さがみロボット産業	•	11 日 17:00	13 日 10:15	217 人
	大沼公民館	0	11 目 17:00	13 目 10:15	19 人	若草小学校	0	12 日 13:50	13 日 6:15	7人
	大野台公民館	0	11 日 17:00	13 月 10:15		若草中学校	0	12 日 14:30	13 日 1:50	0人
	鹿島台小学校	•	11 日 17:00	13 日 9:05		相模台中学校	0	12 日 13:35	13 日 1:50	2人
南	谷口中学校	•	11 日 17:00	13 日 9:23		双葉小学校	0	12 日 13:50	13 日 1:50	2人
区	南大野小学校	•	11 日 17:00	13 月 9:11		桜台小学校	0	12 日 13:40	13 日 1:50	3人
<u> </u>	鶴園小学校	•	11 目 17:00	13 目 9:25	141 人		0	11 日 17:00	13 目 9:00	39 人
	上鶴間公民館	•	11 目 17:00	13 日 9:10	59 人		0	12 日 14:39	13 日 7:10	2人
	大野南公民館	0	11 日 17:00	13 日 9:16	47 人		0	12 日 14:25	13 日 2:24	1人
	夢の丘小学校	•	11 日 17:00	13 目 9:00	137 人		0	12 日 13:55	13 日 6:00	29 人
	くぬぎ台小学校	•	11 目 17:00	13 日 11:00	78 人		0	12 日 13:45	13 日 1:53	0人
	東林公民館	•	11 目 17:00	13 日 8:00	35 人		0	11 日 17:00	13 目 6:08	22 人
	麻溝小学校		11 目 17:00	13 目 9:10		相模原キオンアリーナ	0	12 日 16:00	13 目 1:30	121 人
	麻溝公民館	•	11 目 17:00	13 日 8:50		市民健康文化センター	0	12 日 15:00	13 日 6:05	27 人

^{(※1) ●}は風水害時避難場所 (52 施設)、○は自主避難場所 (14 施設)、◎は避難者の増加等により追加開設した施設 (22 施設) を示している。

^(※2) 串川地域センターは、台風通過後、地域住民から避難の申出を受け、一時的に開設している。

^(※3) 相模湖総合事務所は、相模湖公民館の閉鎖に伴い、一時的に避難者を受け入れるために開設している。

^(※4) 藤野農村環境改善センターは、13 日 14 時 45 分に風水害時避難場所を閉鎖した後、14 日 20 時に臨時避難所として開設している。

(3)追加開設

ア 城山ダムの緊急放流に伴う追加開設

10月12日(土)11時頃、県から城山ダムの緊急放流の可能性の連絡を受けたことにより、避難者が急増し、開設中の緊急避難場所での受入れが困難となった場合に備える必要が生じたことから、本部事務局において指定避難所として指定している小中学校の中から追加開設を行う施設の検討を行い、緑区と中央区は各1箇所、南区は10箇所の施設について各区本部に開設指示を行った。

また、本部事務局からの開設指示のほか、各区本部の判断で追加開設の実施を決定し、中央区本部は指定避難所の中から1箇所を、南区本部は指定避難所として指定されていない相模原ギオンアリーナ(市立総合体育館)及び市立市民健康文化センターを追加開設した。

区	地区	追加開設施設
緑 区 (1 箇所)	城山	相模丘中学校
中央区 (2 箇所)	田名	田名北小学校、新宿小学校(中央区本部判断により開設)
± F	相模台	桜台小学校、双葉小学校、若草小学校、若草中学校、相模台中学校、麻溝 台中学校
南区(19.答託)	相武台	緑台小学校、もえぎ台小学校、相武台小学校、相武台中学校
(12 箇所)	麻溝	相模原ギオンアリーナ (南区本部判断により開設)、 市立市民健康文化センター (南区本部判断により開設)

図表 3.2.8 城山ダムの緊急放流に伴う追加開設施設

イ 避難者の増加に伴う追加開設

アのほか、開設済みの緊急避難場所で避難者が増えたことにより、避難者の収容が困難 となった地区においては、各区本部の判断で追加開設をしており、緑区本部は3箇所、中 央区本部は2箇所を追加開設している¹⁷。

区	地区	追加開設施設	開設理由		
	橋 本	加力学坛	境川への避難情報発令に係る橋本地区の避難者増加に		
	間 平	旭中学校	伴う開設。		
緑区	津久井		土砂災害のおそれがある地域及び串川への避難情報発		
(3 箇所)	净久升	局屋地域ピングー	令に係る津久井地区 (鳥屋) の避難者増加に伴う開設。		
	立に田マ	蒸取 ‰入事效式	土砂災害のおそれがある地域への避難情報発令に係る		
	藤野	藤野総合事務所	藤野地区の避難者増加に伴う開設。		
	清 新)生 並	注 並	连车小学长	境川への避難情報発令に係る小山地区の避難者増加に
中央区		清新小学校	伴う開設。		
(2 箇所)	十略小	业和市学 校	境川への避難情報発令に係る大野北地区の避難者増加		
	大野北	共和中学校 	に伴う開設。		

図表 3.2.9 避難者の増加に伴う追加開設施設

¹⁷

¹⁷ 13 日以降に開設した串川地域センター及び相模湖総合事務所を除く。なお、旭小学校(橋本地区)も当初追加開設をする予定であったが、屋内運動場改修工事のため、開設を断念している。

ウ 鳥屋地域センターの開設経過

追加開設した施設のうち、鳥屋地域センターについては、串川の洪水浸水想定区域(想定浸水深 0.5 m以上 3 m未満)及び家屋倒壊等氾濫想定区域内に所在する施設であり、本来開設する予定のない施設であった。しかし、10月12日(土)7時30分の緑区の土砂災害のおそれがある地域への避難勧告の発令及び9時の串川流域への避難勧告の発令により、近隣の風水害時避難場所である鳥屋小学校において、避難者の受入れが一時的に困難となった事態が生じたこと18から、臨時対応として鳥屋地域センターで最大68名の避難者の受入れを行った。その後、串川の水位が上昇してきたことにより、16時30分に一部の避難者に対して鳥屋小学校への移動を依頼し、20名の避難者が鳥屋小学校へ移動19した。また、高齢者や障害者等、移動が困難な避難者については、同センター2階への垂直避難の対応をとり、身の安全を確保することとした。なお、東日本台風による鳥屋地域センターの浸水被害は発生していない。

(4) 台風通過後の避難情報発令に伴う開設

台風通過後、緑区の土砂災害が発生した地域への避難情報の発令基準を一段階早める暫定 基準の運用を行うに当たり、避難情報を発令する場合には、発令と同時に津久井地域の風水 害時避難場所(県立相模湖センター、上野原CCを除く)を開設することを基本的な考えと した。

10月18日(金)、21日(月)及び24日(木)に発令した避難情報の際には、18箇所を開設しており、その概要は図表 3.2.10 のとおりである。

図表 3.2.10 台風通過後の避難情報発令に伴う緊急避難場所の開設状況

■10 月 18 日~19 日 (18 日 12 時 避難準備·高齢者等避難開始発令 19 日 8 時	辞解除)
---	--------------

10万10日10日11日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日								
地区	施設名	開設日時	閉鎖日時	最大 避難者	施設名	開設日時	閉鎖日時	最大 避難者
城 山	城山公民館	18 日 10:30	19 日 8:00	0人	葉山島センター	18 日 10:30	19 日 8:00	0人
	小網地域 センター	18 日 10:30	19 日 8:00	0人	串川小学校	18 日 11:25	19 日 8:00	2 人
油力 #	中野中学校	18 日 10:40	19 月 8:30	4人	鳥屋小学校	18 日 10:50	19 日 9:15	5人
津久井	津久井中央 小学校	18 日 10:45	19 日 10:00	1人	青野原出張所	18 日 10:00	19 日 8:00	5人
	根小屋小学校	18 日 11:20	19 日 8:00	0人	青根中学校	18 日 11:19	19 日 8:00	0人
相模湖	桂北小学校	18 目 11:15	19 日 8:00	0人	千木良小学校	18 日 11:33	19 目 8:00	0人
11111月111日	内郷小学校	18 日 11:40	19 日 8:00	4人	相模湖公民館	18 日 11:05	19 日 8:00	18 人
≥	藤野中央 公民館	18 日 11:20	19 日 8:00	10 人	藤野芸術の家	18 日 11:40	19 日 8:00	15 人
藤野	沢井公民館	18 日 11:20	19 日 8:00	0人	藤野農村環境 改善センター	臨時避難所 開設中	として	15 人
	最大避難者合計 79							

_

¹⁸ 鳥屋小学校は、屋内運動場の一部が土砂災害警戒区域に含まれているため、校舎のみを風水害時避難場所として指 定しており、当時は、校舎の特別教室(支援室)で避難者を受け入れる対応としていた。避難者の増加により、学校 長と調整し、特別教室以外でも受け入れる対応を行った。

¹⁹ 移動手段は、車での移動が主であり、自治会長や消防団が避難支援を行っていた。

■10月21日~22日(21日17時 避難準備·高齢者等避難開始発令 22日8時解除)

地区	地区 施設名		閉鎖日時	最大 避難者	施設名	開設日時	閉鎖日時	最大 避難者
城 山	城山公民館	21 日 16:10	22 日 8:15	0人	葉山島センター	21 日 17:00	22 日 8:05	0人
	小網地域センター	21 日 17:00	22 日 8:10	0人	串川小学校	21 日 17:00	22 日 8:25	1人
津久井	中野中学校	21 日 17:00	22 日 8:10	1人	鳥屋小学校	21 日 16:30	22 日 8:30	2人
净久升	津久井中央 小学校	21 日 16:30	22 日 8:35	0人	青野原出張所	21 日 16:00	22 日 8:00	0人
	根小屋小学校	21 日 16:00	22 日 8:16	0人	青根中学校	21 目 17:00	22 日 8:10	0人
相模湖	桂北小学校	21 日 17:00	22 日 8:30	0人	千木良小学校	21 日 17:00	22 日 8:30	0人
们代别	内郷小学校	21 日 17:00	22 日 8:45	1人	相模湖公民館	21 日 16:40	22 日 8:30	1人
≱1/- ⊞₹	藤野中央 公民館	21 日 16:30	22 日 8:00	8人	藤野芸術の家	21 日 16:30	22 日 8:00	11人
藤野	沢井公民館	21 日 16:40	22 日 8:00	2 人	藤野農村環境 改善センター	臨時避難所として 開設中		20 人
						最大避難者合	計	47 人

■10月24日~25日(24日17時 避難準備・高齢者等避難開始発令 25日8時11分避難勧告発令 19時30分解除)

地区	施設名	開設日時	閉鎖日時	最大 避難者	施設名	開設日時	閉鎖日時	最大 避難者
城 山	城山公民館	24 日 16:30	25 日 19:45	1人	葉山島センター	24 日 16:30	25 日 19:45	0人
	小網地域 センター	24 日 16:17	25 日 20:00	0人	串川小学校	24 日 16:25	25 日 20:00	2 人
油力 ++	中野中学校	24 日 16:00	25 日 20:00	4人	鳥屋小学校	24 日 16:18	25 日 20:45	3人
津久井	津久井中央 小学校	24 日 16:25	25 日 21:05	2 人	青野原出張所	24 日 14:53	25 日 20:00	1人
	根小屋小学校	24 日 16:30	25 日 20:00	8人	青根中学校	24 日 16:20	25 日 20:00	0人
相模湖	桂北小学校	24 日 16:30	25 日 20:05	2人	千木良小学校	24 日 16:25	25 日 20:17	5人
111天/明	内郷小学校	24 日 16:25	25 日 19:45	5人	相模湖公民館	24 日 16:30	25 日 19:45	15 人
****	藤野中央 公民館	24 日 16:30	25 日 19:45	19 人	藤野芸術の家	24 日 16:30	25 日 19:45	49 人
藤野	沢井公民館	24 日 16:30	25 日 19:45	4人	藤野農村環境 改善センター	臨時避難所として 開設中		11 人
						最大避難者台	計	131 人

(※1) 藤野農村環境改善センターの避難者数は、全ての日において臨時避難所の避難者を除く人数を計上。

3 緊急避難場所の状況

(1) 避難者の推移

10月11日(金)17時、台風の接近・通過が予想される前日の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、64箇所の緊急避難場所を開設したが、風雨も強くなっていなかったことから、19時時点における避難者は24名であった。

12日(土)には、朝から雨が強まり、7時20分に相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことを契機に、7時30分に緑区の土砂災害のおそれがある地域に、また、9時に市内全域の土砂災害及び河川氾濫のおそれがある地域に避難勧告を発令した結果、10時時点における避難者は425名となった。

その後、県からの城山ダムの緊急放流実施の可能性に係る連絡による、相模川流域の河川 氾濫のおそれがある地域への避難指示(緊急)の発令(13 時 30 分)や、気象状況の悪化に よる緑区の土砂災害のおそれがある地域に対する避難指示(緊急)の発令(17 時 20 分)、境 川・串川流域の河川氾濫のおそれがある地域に対する避難指示(緊急)の発令(20 時 45 分) により、避難者は増加を続け、22 時時点における避難者は 5,798 人となった²⁰。

台風が通過し、天候が回復した後は、避難者が自らの判断で帰宅を始め、13日(日)1時時点における避難者は1,926人まで減少した。

また、夜が明け、7時10分に発令していた全ての避難情報を解除した以降は、避難者の大半が退去を始め、13時の時点で、相模湖、藤野地区以外の避難者は全て退去した。相模湖、藤野地区においても、自宅が全壊するなどの被害を受け、帰宅することができない住民を除き、避難者の大半が13日(日)中に緊急避難場所から退去しており、最終的に14日(月・祝)20時、藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設し、藤野芸術の家に避難していた18名の避難者が臨時避難所へ移動を終えたことにより、全ての緊急避難場所を閉鎖した。



図表 3.2.11 緊急避難場所における避難者の推移

²⁰ 東日本台風における時間最大避難者数。緊急避難場所ごとの最大避難者の合計は、6,114人となる。

(2)ペット同行避難者への対応

当時、風水害時避難場所におけるペット同行避難については、各施設の実情に応じて対応することとしていたが、東日本台風の際には、区本部や本部事務局に「ペットと一緒に避難したい」、「ペットがいるとアレルギーがあるから避難できない」などの様々な意見が寄せられ、また、各緊急避難場所の運営に従事する職員からもペットの受入れについて相談が寄せられた。

この状況を受け、本部事務局では、12日(土)日中に「他の避難者に配慮した上でペットを受け入れること」を基本的な対応とすることを決め、各区本部に伝達した。

その結果、30施設において、犬や猫など、76匹のペットを受け入れた。

区	ペット受入施設	ペット受入状況			
	ハット支入他設	犬	猫	その他	
緑 区 (12 箇所)	相原小学校、宮上児童館、橋本公民館、城山公民館、 小網地域センター、中野中学校、津久井中央小学校、 根小屋小学校、鳥屋小学校、桂北小学校、藤野芸術 の家、藤野農村環境改善センター	3	10	8 (テグー等)	
中央区 (8 箇所)	向陽小学校、陽光台公民館、大野北公民館、大野北 小学校、淵野辺東小学校、田名公民館、田名小学校、 田名中学校	25	6	4 (鳥)	
南 区 (10 箇所)	麻溝公民館、相陽中学校、さがみロボット産業特区 プレ実証フィールド、大野中公民館、鵜野森中学校、 鹿島台小学校、大野小学校、大野南公民館、相模台 公民館、くぬぎ台小学校	12	7	1 (うさぎ)	
合計	30 箇所	40	23	13	

図表 3.2.12 ペットの受入状況

(3)帰宅困難者への対応

首都圏の鉄道事業者各社は、12日(土)午前から計画運休を実施しており、都市建設局(交通政策課)では、鉄道主要駅に職員を派遣し、情報収集を行っていた。

こうした中、11 時 40 分頃、緑区本部に J R 中央本線²¹の相模湖駅において 40 名~50 名の 駅滞留者がいる旨の連絡が入り、直ちに相模湖地区現地対策班職員を派遣し、東日本旅客鉄 道(株)と連携して駅滞留者への対応を行った。

駅滞留者の大半は、東日本旅客鉄道(株)により、JR八王子駅や橋本駅方面へ車両移送が行われた²²が、山梨方面への移送が困難である等の理由から、10 名程度が帰宅困難者となったため、相模湖駅に隣接する相模湖公民館へと誘導した。

帰宅困難者に対しては、公民館の和室やホールを滞在場所として提供し、東日本旅客鉄道 (株)から食料の提供が行われた。13日(日)に東日本旅客鉄道(株)による車両移送等の 措置により、全ての帰宅困難者が公民館から退去し、帰路に就いた。

-

²¹ JR中央本線は、12目(土)10時頃から全線運休措置がとられた。

²² 大雨により、国道20号が通行止めとなっていたことから、国道413号を経由して移送が行われた。

(4)物資等の提供

台風や大雨は、事前に被害の規模等を想定できる進行型災害であることから、風水害時避難場所では、避難者が食料・水等の必要な物品を持参し避難することを前提に、原則、生活関連物資の配布を行わないこととしている。

東日本台風においても、数日前から報道等で最大級の警戒が呼びかけられており、また、本市においても市ホームページや防災メール等で注意を呼びかけていたことから、各緊急避難場所を開設した際、食料等の配布は行っていなかった。しかしながら、避難が長期化したことから、避難者の健康状態に配慮し、各緊急避難場所の状況に応じて、避難所倉庫の備蓄物資の配布や、防災備蓄倉庫の物資を各区本部が各緊急避難場所へ配送し配布するなどの対応を行った。

また、津久井地域の緊急避難場所のうち、学校の体育館等は、特に夜間帯で寒さもあったことから、暖房器具を手配するとともに暖房用の燃料の調達を行った。

4 臨時避難所の開設等

(1) 臨時避難所の開設

東日本台風に伴い開設した緊急避難場所の大半は、13日(日)中に閉鎖したが、土砂災害により複数の住家が全壊するなどの被害が発生した緑区牧野では、藤野芸術の家の避難者が14日(月・祝)になっても7世帯18名が帰宅できない状況であった。また、藤野芸術の家は、(一社)かながわ青少年協会が運営²³しており、15日(火)が休館日であったことから、災害対策本部では、緊急避難場所にかわる別の避難所の開設が必要であると判断し、本部事務局が中心となり、開設する避難所の検討を開始した。

この地域の指定避難所は藤野南小学校であったが、避難者の生活環境や学校の再開を考慮し、藤野南小学校に近接する藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設することとした。臨時避難所は、避難者が藤野芸術の家からの移動を終えた14日(月・祝)20時に開設し、一時、最大避難者が10世帯22名となった後、全ての避難者が退去した12月26日(木)に閉鎖した。

四次 0.2.10 中国 西京 近天町 ブラカスグ・ファスト は、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方で							
日付	時間	内容					
10月11日(金)	17:00	避難準備・高齢者等避難開始を発令し、藤野芸術の家及び藤野農村環境 改善センターを開設。					
10月12日(土)	7:30	緑区の土砂災害のおそれのある地域に避難勧告を発令。					
	17:20	緑区の土砂災害のおそれのある地域に避難指示(緊急)を発令。					
	22:00	藤野芸術の家の避難者 155 名、藤野農村環境改善センターの避難者 77 名。					
10月13日(日)	7:10	発令していた全ての避難情報を解除。					
	13:00頃	県から、藤野芸術の家の利用は14日(月・祝)までと連絡を受ける。					
		13 時時点の藤野芸術の家の避難者は7世帯18名。					
	14:45	藤野農村環境改善センターを閉鎖(緊急避難場所)。					

図表 3.2.13 臨時避難所の開設から閉鎖までの主な経過

²³ 平成 29 年度までは、県が指定管理者制度を導入し運営していたが、平成 30 年度から普通財産として(一社)かながわ青少年協会に貸付を行い、同協会が運営している。

日付	時間	内容
10月14日	12:00~	藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設する方向で調整開
(月・祝)		始。
		○環境経済局(津久井地域経済課)
		⇒施設管理者としての施設の利用確認。
		○環境経済局(経済部)
		⇒物資・食事の手配及びやまなみ温泉の無償提供の調整。
		○企画財政局(管財課)
		⇒避難者の移動手段確保(最終的には不要となった)。
	16:30	藤野芸術の家において緊急対策課長ほか1名が避難者等へ説明会を実
	~18:40	施(藤野農村環境改善センターへの移動について説明)。
	16:40頃	藤野芸術の家の利用が 16 日 (水) まで可能になったと県から連絡を受ける。
	16:50頃	藤野芸術の家にいる緊急対策課長に 16 日(水)まで利用可能な旨を連
		絡。
		⇒藤野農村環境改善センターへの移動について既に説明済で、現場の混
		乱を避けるため、藤野農村環境改善センターへの移動を決定。
	18:50∼	避難者が藤野農村環境改善センターへ移動開始。
	20:00	藤野農村環境改善センターを臨時避難所として開設(18名)。
	21:00	藤野芸術の家閉鎖(風水害時避難場所)。
10月17日(木)	18:30	藤野農村環境改善センターへの避難者が 10 世帯 22 名となる (最大避難
		者数)。
10月18日(金)	7:30	1世帯2名が退去(避難者数:9世帯20名)。
	12:00	避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難
		場所として開設 (19日8:00 解除)。
10月19日(土)		新たに1世帯1名が避難し、2世帯5名が退去(避難者:8世帯16名)。
10月20日(日)	15 00	1世帯4名が退去(避難者数:7世帯12名)。
10月21日(月)	17:00	避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難
10 🗏 00 🖂		場所として開設 (22 日 8:00 解除)。
10月22日 (火・祝)		新たに1世帯2名が避難(避難者数:8世帯14名)。
10月24日(木)	17:00	避難準備・高齢者等避難を発令し、藤野農村環境改善センターを緊急避難
10 月 24 日 (水)	17.00	場所として開設(25 日 8:11 避難勧告へ移行し、19:30 に解除)。
10月25日(金)		新たに1名が避難(避難者の家族)(避難者数:8世帯15名)。
10月26日(土)		1世帯3名が退去(避難者数:7世帯12名)。
11月4日(月)		新たに1世帯1名が避難(避難者数:8世帯13名)。
11月7日(木)		新たに1世帯3名が避難(避難者数:9世帯16名)。
11月20日(水)		1世帯2名が退去 (避難者数:8世帯14名)。
11月24日(日)		1世帯2名が退去 (避難者数:7世帯12名)。
11月25日(月)		1世帯2名が退去(避難者数:6世帯10名)。
11月29日(金)		1世帯3名が退去(避難者数:5世帯7名)。
12月4日(水)		1世帯1名が退去(避難者数:4世帯6名)。
12月18日(水)		1世帯1名が退去(避難者数:3世帯5名)。
12月21日(土)		1世帯1名が退去(避難者数:2世帯4名)。
12月26日(木)		2世帯4名が退去。臨時避難所を閉鎖。

(2) 自主避難所の状況

東日本台風では、市が開設した臨時避難所である藤野農村環境改善センター以外に、自治会館やNPO法人が運営する篠原の里等が、共助の取組として自宅が全壊するなどの被害を受けた被災者のために開放されていた。

これらの施設について、災害対策本部では自主避難所として整理し、友人・親戚宅等に避難を継続している避難者等と併せて、公助による支援の必要が想定される被災者として、被災状況の把握や、支援ニーズの聞き取り等を実施した。また、聞き取りの結果、必要に応じて、米、飲料水、毛布、日用品等の物資支援を行った。

図表 3.2.14 自主避難所への避難状況24

地	!区	自主避難所	最大避難者数					
	青根	上青根自治会館	3世帯4名					
	青野原	東野自治会館	1世帯2名					
津久井	青山	串川地域センター	1世帯1名					
	白巳	西門自治会館	1世帯2名					
	鳥屋	馬石自治会館	1世帯1名					
相模湖	小原	底沢集会所	1世帯1名					
个时候的	寸沢嵐	増原営農センター	1世帯4名					
藤野	牧野	篠原の里	3世帯10名					
一下 到	佐野川	上河原自治会館	1世帯1名					

-

²⁴ 自主避難所については、第6回災害対策本部会議(10月16日(水))以降、被災者が避難生活を行っている場所を 集約した。

第3節 城山ダム緊急放流への対応

1 経過

城山ダムの緊急放流に係る最初の連絡は、10月10日(木)16時過ぎに城山ダム管理事務所から危機管理局に対して行われた。11日(金)16時頃、改めて同様の旨の連絡を受けるが、この時点では、緊急放流が実施される可能性がどの程度高いか判断することができなかったことから、緊急放流に備えた具体的な対応の検討は行わず、11日(金)11時に開催した「令和元年台風第19号事前対策会議」において決定した台風対応に係るタイムラインに基づき、台風の進路や降雨の状況、河川水位等を踏まえ、適時避難情報を発令することとした。

相模川流域への避難情報については、台風の接近・通過に伴い、11 日(金)17 時に避難準備・ 高齢者等避難開始を、12 日(土)9 時に避難勧告を発令している。

避難勧告発令後は、消防局・消防団による車両広報の実施や風水害警戒本部会議の開催、今後の気象状況を見据えた対応の検討等を行っており、こうした中、11 時頃に県から「緊急放流を実施する可能性がある」旨の連絡が本部事務局に対して行われた。緊急放流実施の可能性が示されたことを踏まえ、本部事務局は、①市の災害体制の強化、②市民の避難誘導、③要配慮者利用施設に係る避難支援の3点について検討を行い、12時に市長及び副市長へ緊急放流の実施の可能性について報告するとともに、本市の対応について、13時30分に災害対策本部を設置すること及び相模川流域に対し避難指示(緊急)を発令することを決定した。

また、避難指示(緊急)の発令と併せて、避難誘導支援、交通規制等に係る警察との調整や、 洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の避難支援、急増が予想される避難者の受入 先の確保について検討・調整を行い、17時に予定されていた緊急放流に備えることとした。

16 時過ぎ、県から本部事務局に対し、「流入量が予想に達しなかったことから緊急放流を当面見合わせることとし、緊急放流を行う場合には再度1時間前までに連絡する」旨の連絡があり、同時間帯に開催されていた第1回災害対策本部会議において報告を行った。これにより、避難指示(緊急)が発令されている中での車両広報は継続するものの、緊急放流が実施された場合における交通規制等に備えるための配備を一度解除した。

20 時 40 分、市内での風雨の状況が最も強まる中、県から「22 時に緊急放流を実施する見込みである」旨の連絡を本部事務局で受け、区本部、都市建設局、消防局及び警察等に連絡を行い、緊急放流に備えた体制を再配備したが、21 時 20 分頃には「22 時を待たずに緊急放流を実施する」旨の連絡があり、21 時 30 分頃には「21 時 30 分に緊急放流を開始する」旨の連絡を本部事務局で受け、速やかに関係部局や警察に連絡した。これにより、相模川流域付近で活動する消防部隊や警察では、直ちに洪水浸水想定区域外へ退避する行動がとられた。

緊急放流は、13日(日)1時15分に終了されたが、本市では、1時40分頃に県に確認を行ったことにより、その事実を覚知した。また、天候回復により、避難者が緊急避難場所から退去を始めていたが、避難指示(緊急)の解除については、夜間の解除は移動に危険が伴うと判断し、13日(日)7時10分に市内一斉に解除することとした。

なお、緊急放流に係る人的被害等、大きな被害は発生していない。

図表 3.3.1 城山ダム緊急放流に係る時系列

	日時	図表 3.3.1 城山ダム紫忌成流に徐る時系列 内容						
10 日	16:00 頃	ダム緊急放流の可能性についての連絡受信(城山ダム管理事務所から)。						
11 目	11:37	ダム放流予告に関する連絡受信(津久井治水センターから)。						
11 H	14:00	城山ダムが予備放流を開始(14:15 に津久井治水センターから連絡受信)。						
	16:00 頃	ダム緊急放流の可能性についての連絡受信(城山ダム管理事務所から)。						
	17:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(緊急速報メール配信)。						
	22:30	ダム放流量が 500 m³/s を超える(22:40 に津久井治水センターから連絡受信)。						
10 □	8:00	ダム放流量が 1,000 m³/s を超える(8:09 に津久井治水センターから連絡受信)。						
12 日	9:00	避難勧告発令(緊急速報メール配信)。						
	11:00 頃	緊急放流を行う可能性がある旨の連絡受信(県から)。						
	11:45	ダム放流量が1,500 m³/s を超える(12:05 に津久井治水センターから連絡受信)。						
	12:00							
	12:00	市長及び副市長に緊急放流の可能性について報告し、今後の対応について報告。						
	10.00	相模川中流洪水予報 第1号(氾濫警戒情報)が発表される。						
	13:00	県が緊急放流に係る記者発表(1回目)を実施(17 時に緊急放流の見込み)。						
	13:30	災害対策本部設置、避難指示(緊急)発令(緊急速報メール配信)。						
	14:00	各警察署と相模川流域における避難誘導・交通規制に係る協議を実施。						
	14:10	相模川中流洪水予報 第2号(氾濫警戒情報)が発表される。						
	14:24	緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(17時に緊急放流の見込み)。						
	14:45	ダム放流量が 2,000 m³/s を超える(16:45 に津久井治水センターから連絡受信)。						
	15:00	中央区水郷田名のグループホーム入居者21名をバスにより田名北小学校へ移送開始。						
	15:15	相模川流域に対し、再度、避難指示(緊急)の呼びかけ(緊急速報メール配信)。						
	15:20	相模川中流洪水予報 第3号(氾濫危険情報)が発表される。						
	15:25	相模川洪水予報に係る緊急速報メールが県から配信される(氾濫危険水位到達)。						
	15:30	市内に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。						
		中央区水郷田名の有料老人ホーム入居者16名をバスにより田名北小学校へ移送開始。						
		中央区水郷田名のグループホーム入居者10名をバスにより田名北小学校へ移送開始。						
	16:00 頃	緊急放流を見送る旨及び緊急放流を行う場合には、再度1時間前までに連絡する旨の連						
		終受信(県河川課から)。						
		第1回災害対策本部会議において、緊急放流を見送る旨を報告。						
	16:30	県が緊急放流に係る記者発表(2回目)を実施(緊急放流の見送り)。						
	16:49	緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(緊急放流見合わせ)。						
	19:00	南区磯部のグループホーム入居者 18 名を夢の丘小学校へ移送開始。						
	20:40	緊急放流を22時に実施する見込みである旨の連絡受信(県河川課から)。						
	20:51	緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(22 時に緊急放流開始)。						
	21:00	県が緊急放流に係る記者発表(3回目)を実施(22 時に緊急放流を実施)。						
	21:20 頃	22 時を待たずに緊急放流を行う旨の連絡受信(県河川課から)。						
	21:30 頃	21時30分に緊急放流を開始する旨の連絡受信(県河川課から)。						
		相模川中流洪水予報 第4号(氾濫危険情報)が発表される。						
		県が緊急放流に係る記者発表(4回目)を実施(22 時を待たず緊急放流を実施)。						
	21:33	緊急放流に係る緊急速報メールが県から配信される(21時30分に緊急放流開始)。						
13 目	0:20	大雨特別警報(土砂災害)解除。						
	1:15	緊急放流終了。						
		県が緊急放流終了に係る記者発表(5回目)を実施。						
	1:40 頃	城山ダム管理事務所に緊急放流の終了について確認(緊急放流を終了した旨の回答)。						
	1:51	緊急放流終了の連絡受信(津久井治水センターから)。						
	1:58	緊急放流終了の連絡受信(県河川課から)。						

2 避難誘導・支援

(1) 消防局、消防団及び警察による避難誘導、車両通行規制等の措置

ア 避難誘導・広報

12日(土)9時に発令した避難勧告に伴い、消防局は消防団と連携し、車両による広報を随時行うこととした。車両による広報は、13時30分に緊急放流実施の可能性に伴う避難指示(緊急)を発令してからも継続して行うとともに、主要な交差点で洪水浸水想定区域内に進入する車両の制限を実施した。なお、これらの活動を行うに当たり、消防局では、17時に緊急放流の開始が予定されていたことを踏まえ、「16時30分までには、避難広報活動に従事する全ての消防職員及び消防団員を洪水浸水想定区域外に退避させ、安全確保された場所で水位の変化や災害発生の有無を確認させる」旨を指示している。

また、警察においては、14 時頃から各警察署と個別に協議・調整を行い、車両による広報のほか、戸別訪問による住民の避難誘導が行われた。

イ 車両通行止め・立入禁止

城山ダムでは、ダム完成後、初めて緊急放流が実施されることとなり、水位の変化や護 岸の崩壊などの被害がどの程度発生するか想定することが困難であったことから、緊急放 流が実施された直後、消防局や消防団、都市建設局が、警察と連携して洪水浸水想定区域 内に人や車両が進入しないよう、車両通行止めや立入禁止の措置を実施した。なお、これ らの措置は一時的なもので、水位の変化等を確認しながら、各現場の判断で各措置や現場 での監視を解除した。

図表 3.3.2 緊急放流の際に通行止め等の措置を実施した箇所

No.	所	対応	
NO.	地番	箇所	~1 <i>I</i> IL
1	緑区小倉 382-1	旧小倉橋右岸	北本署非常編成隊 城山分署非常編成隊 消防団 北方面隊
2	緑区大島 967-2	大嶋坂	北本署非番編成隊 大沢分署非番編成隊 消防団 北方面隊
3	中央区水郷田名1丁目1167-4	山王坂	相模原本署非常編成隊
4	中央区田名 1201-3	滝坂	消防団 中央方面隊
5	愛甲郡愛川町角田 934	高田橋右岸	中央土木事務所
6	中央区水郷田名 3 丁目 4954-2	しろ坂	相模原本署非常編成隊
7	中央区田名 8519-2	望地弁天キャンプ場入口	消防団 中央方面隊
8	中央区田名塩田3丁目313-12	田名向原遺跡交差点	
9	南区当麻 88-2	下当麻北側交差点	消防団 南方面隊
10	南区下溝 1319-1	光明学園総合グラウンド入口	16岁65 用力面例
11	厚木市上依知 1	旧昭和橋右岸	南土木事務所
12	南区当麻 1452-2	無量光寺入口交差点	
13	南区下溝 1409-2	新磯橋入口交差点	
14	南区磯部 185-12	新磯踏切交差点	消防団 南方面隊
15	南区磯部 1101-4	新磯小学校交差点	16岁色 用力面例
16	南区磯部 1027-9	新磯まちづくりセンター前交差点	
17	南区新戸 2008-3	新戸踏切	
18	中央区田名 5550-2	高田橋左岸	相模原本署非常編成隊 消防団 中央方面隊

(2) 要配慮者利用施設に対する避難支援

相模川流域の洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設に対しては、12 日(土)11 時頃、県から緊急放流を実施する可能性がある旨の連絡を受け、速やかに健康福祉局が各要配慮者利用施設に避難状況の確認や避難行動(立退き避難又は屋内安全確保)実施の呼びかけの連絡を行った。また、健康福祉局による各施設への連絡と並行して、本部事務局では、集団移送が必要となる場合を想定し、バス事業者との調整や要配慮者利用施設入居者の避難先、施設入居者以外の自力避難困難者への対応について検討を行った。

12 時 30 分頃、市内の観光バス事業者 2 社からバスの配車が可能である旨の連絡を受けたことにより、①要配慮者利用施設に対してはバスによる集団移送を実施、②要配慮者利用施設以外の自力避難困難者に対しては、避難広報や戸別訪問による避難の呼びかけの際に覚知した場合や、自力避難困難者から電話連絡を受けた場合に、各区本部で個別に対応することとした。

健康福祉局による要配慮者利用施設への連絡の結果、4施設(中央区3施設、南区1施設)においてバスによる避難支援が必要であることが判明したことから、バス事業者のバス5台、本市所有バス1台の計6台で集団移送を実施25することとし、19時過ぎに4施設、計65名の避難が完了した。なお、中央区の3施設は、緊急放流への対応のために臨時で開設した田名北小学校に、南区の1施設は、既存の風水害時避難場所である夢の丘小学校に移送しており、各避難場所において、学校長等と調整し、体育用マットの借用や一般の避難者との滞在スペースを分けるなどの対応を行った。

また、13 日(日)避難指示(緊急)の解除後は、本市所有バス及び車両を活用して、企画 財政局が田名北小学校から各要配慮者利用施設への移送を行った。

	凶衣 3.3.3 安能應有利用施設に対するハスによる集団移送の主な絵画							
	日時	内容						
12 日	11:00頃	○県から緊急放流を実施する可能性がある旨の連絡を本部事務局で受信。						
		○本部事務局から健康福祉局に対し、相模川流域の洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者						
		利用施設に連絡するよう依頼。						
	12:20	○指定地方公共機関である神奈川中央交通(株)及び市内の観光バス事業者に対し、避難者の						
		集団移送のためのバス配車が可能か打診。						
	12:30頃	○神奈川中央交通(株)から、計画運休等の対応のため人員の調整ができず配車ができない旨の						
		連絡を受信。						
		○観光バス事業者2社から配車可能の連絡を受信。						
		《山口自動車(株)》マイクロバス2台 《(株)バス窓.com》大型バス3台						
	14:00頃	○バス事業者のバスが市役所待機場所に到着。本部事務局、消防局、都市建設局(交通政策課)						
		及び企画財政局(管財課)の間で、バスの誘導、施設への案内、バスの乗車支援担当者の選任						
		等の調整を実施。						
	15:00	○グループホーム(中央区水郷田名2丁目)入居者 21 名を(株)バス窓.com が配車した大型バス						
		1台により田名北小学校へ移送を開始。						
	15:30	○有料老人ホーム(中央区水郷田名1丁目)入居者 16 名、グループホーム(中央区水郷田名2丁						
		目)入居者10名を山口自動車(株)が配車したマイクロバス1台及び本市マイクロバス1台により田						
		名北小学校へ移送を開始。						
	16:00	○17 時に予定されていた緊急放流が見送られる旨の連絡を本部事務局で受信。						
	19:00	○グループホーム(南区磯部)入居者 18 名を山口自動車(株)が配車したマイクロバス1台により						
		夢の丘小学校へ移送を開始。						

図表 3.3.3 要配慮者利用施設に対するバスによる集団移送の主な経過

⁻

²⁵ バス事業者のバスのうち、(株) バス窓. com が手配した大型バス2台については、実際に移送を行わず、集団移送の対象者が急増した場合等に備え、待機を依頼した。

(3) 相模川流域の避難者の推移

県が、城山ダムの緊急放流を行う可能性がある旨の記者発表を行った 12 日 (土) 13 時以降、相模川流域の多くの緊急避難場所で避難者が増加し続け、緊急放流を実施した直後の 22 時の時点でピークを迎えた。相模川流域及び城山ダムの緊急放流に伴い追加開設した緊急避難場所の避難者の推移は、図表 3.3.4 のとおりである。

図表 3.3.4 相模川流域及び緊急放流に伴い追加開設した緊急避難場所の避難者推移

					避	難者数	(人)			
	緊急避難場所	11日			1.	2日			13 日	
		19 時	7時	10 時	13 時	16 時	19 時	22 時	1時	7時
	大沢公民館	1	7	7	20	22	47	47	5	0
∳∃.	城山公民館	3	6	20	56	96	168	169	91	0
緑区	葉山島センター	0	0	0	0	5	30	31	8	0
	大島小学校	0	0	9	18	35	49	47	15	0
	相模丘中学校		未	開設		6	35	35	24	0
	田名公民館	0	3	26	63	84	96	63	38	2
中	田名小学校	0	0	0	17	219	394	400	50	0
央区	田名中学校	0	0	4	11	11	256	394	100	0
	田名北小学校		未	開設		6	63	76	46	44
	新宿小学校		未	開設			0	0	0	閉鎖済
	麻溝公民館	1	4	4	77	66	97	100	22	3
	麻溝小学校	0	0	0	2	22	47	47	12	0
	夢の丘小学校	0	0	0	12	60	124	137	56	22
	相陽中学校	0	1	16	59	150	515	515	50	0
	さがみロボット産業特区 プレ実証フィールド	0	0	0	2	60	100	217	60	4
	麻溝台中学校	0	0	0	0	0	4	4	2	0
	若草小学校	0	0	0	0	0	7	7	1	閉鎖済
南	若草中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	閉鎖済
区	相模台中学校	0	0	0	0	0	2	2	0	閉鎖済
	双葉小学校	0	0	0	0	0	0	2	0	閉鎖済
	桜台小学校	0	0	0	0	0	3	2	0	閉鎖済
	緑台小学校	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	相武台小学校	0	0	0	0	0	1	1	0	閉鎖済
	相武台中学校	0	0	0	0	0	26	29	15	閉鎖済
	もえぎ台小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	閉鎖済
	相模原ギオンアリーナ		未	開設		0	111	121	9	閉鎖済
	市民健康文化センター		未	開設		0	21	21	27	閉鎖済
	合 計	5	21	86	337	842	2, 196	2, 469	633	77

第4節 動員体制

1 職員の参集・動員状況

(1)参集・動員状況

職員の動員体制については、台風が接近・通過するまでの間、長時間にわたり災害対応に 従事することが予想されたことから、10月11日(金)15時に風水害初動体制(レベル1) を配備した際、参集対象者を風水害情報連絡体制(レベル0)の配備職員と緊急避難場所の 開設を担当する職員に限定し、残りの対象者については、12日(土)6時に追加参集を行う こととした。また、12日(土)9時に風水害警戒本部体制(レベル2)へ移行することを想 定していたが、相模原市西部に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、7時30分に風水 害警戒本部体制(レベル2)に移行し、あらかじめ各局・区で調整した人員が参集し、災害 対応に従事することとなった。

12日(土)13時30分の災害対策本部体制(レベル3)への移行に当たっては、本来、全職員が参集対象となるが、気象状況が悪化していること、また、台風通過後にも災害応急対策等の対応が必要となることが想定されたことから、各局・区で災害対応に必要と認める人員を参集することとし、台風通過後の対応についても、各局・区の判断により必要な人員を動員することとした。

なお、台風通過後の夜間の体制について、各局・区の実情に応じて連絡員等を当直又は自宅待機させることとしており、23 日 (水) 以降、順次当直体制を解除・縮小²⁶している。 職員の参集・動員状況の推移は図表 3.4.1 のとおりである。

						参集	人員					
部署名	11日				12 日				13 日		14 日	
	16 時	19 時	22 時	7時	10 時	16 時	19 時	22 時	7時	13 時	7時	13 時
本部事務局	23	11	6	35	47	48	48	48	38	38	8	14
総務局	0	1	2	3	13	15	15	15	15	15	2	6
企画財政局	0	2	1	2	32	37	37	46	46	47	1	5
市民局	2	2	1	3	21	27	27	27	26	26	11	15
健康福祉局	0	4	5	10	69	144	144	149	106	106	102	102
こども・若者未来局	0	15	15	15	24	24	24	26	26	26	28	28
環境経済局	0	2	2	4	58	76	76	70	3	72	3	31
都市建設局	2	17	17	37	118	170	173	184	152	152	96	114
緑区本部	8	94	112	118	161	208	209	223	206	126	102	105
中央区本部	7	78	78	80	129	136	137	138	136	10	0	6
南区本部	24	73	74	82	106	129	131	181	192	111	7	7
議会局·行政委員会	2	3	3	2	11	14	12	14	14	14	14	14
教育局	0	4	6	6	19	34	39	57	54	54	52	58
消防局	109	243	235	375	473	674	674	698	433	433	427	427
合計(※1)10月15日(4	177	549	557	772	1, 281	1,736	1,746	1,876	1, 447	1,230	853	932

図表 3.4.1 職員の参集・動員状況の推移(10月11日~14日)

^{(※1) 10}月15日(火)以降は、通常業務を行う職員を除いた、災害応急対策に従事する職員を計上しており、700~1,000人の間で推移している。

²⁶ 10月23日 (水) までの間、本部事務局は、危機管理局の平時の夜間体制である応急対策職員(再任用職員)2名の 勤務体制に加え、職員を当直させている。都市建設局は、道路部において1名を当直させ、緑区本部は、区本部のほ か、城山・津久井・相模湖・藤野現地対策班において職員を当直させている。また、消防局については、平時の当番 交代制の職員以外に風水害警防本部の要員として、毎日勤務職員を当直させている。

(2) 災害対応に係る職員の服装

本市では、「災害発生時における職員の初動要領」²⁷において、参集時の職員の服装を「原則、防災服(作業服)、ヘルメット、長靴等とし、腕章を着用する」ことと定めている。東日本台風では、災害対応が長期化し、かつ被害が緑区に集中していたことを踏まえ、災害応急対策の状況に応じて、適時、総務局(職員課)から職員の服装に係る通知が出された。

図表 3.4.2 職員の服装に係る通知の変遷

通知日	服装に係る通知の内容
10月15日 (火)	【局長・部長級の職員】 防災服、ヘルメット及び腕章の着用。 【参事級以下の職員】 対応している業務に応じて、適宜、防災服(作業服)又は腕章を着用。
10月23日(水)	【局長級・部長級の職員】 防災服及び腕章の着用。 【局長級・部長級を除く班の統括者以上の職員】 腕章の着用のほか、必要に応じて作業服を着用。 【上記以外の職員】 災害対応、被災者支援等(応援職員を含む)に従事する職員は腕章を着用。
11月15日(金)	○11 月 19 日 (火) から通常時の服装とするが、災害対応業務等(応援職員を含む)に従事する場合は、以下のとおりとする。 【局長・部長級の職員】 防災服及び腕章の着用。 【上記以外の職員】 腕章の着用のほか、必要に応じて作業服を着用。

2 庁内応援体制の確立

(1) 本部事務局の増員

本部事務局は、本部事務局長である危機管理監の指揮の下、危機管理局が主体となり運営を行い、本部事務局員には、危機管理局(危機管理課及び緊急対策課)職員のほか、本部長が別に定める者をもって充てることとしている。「本部長が別に定める者」については、本部事務局を円滑に運営し各種対策を実施することができるよう、あらかじめ各局から複数名本部事務局員を選任し、災害時には直接本部事務局に参集することとしているが、東日本台風に係る災害対応においては、多くの本部事務局員が12日(土)から継続して災害対応に従事することとなったことから、本部事務局の勤務体制の整理等を行うため、15日(火)、16日(水)の2日間、庁内から5名の応援職員の派遣を受けることとなった。

また、本部事務局の体制を強化するため、18日(金)以降、危機管理局経験者4名に対し、 危機管理課又は緊急対策課への兼任等発令を行い、本部事務局の増員を図った。

図表 3.4.3 危機管理局への兼任等発令の概要

対象者役職	兼任等発令先	兼任等の期間	本部事務局での従事業務
副主幹級	危機管理課	10月19日~11月12日	総務班(災害対策本部会議対応等)
主任・主事級	危機管理課	10月18日~10月31日	区本部調整班 (区本部との調整等)
副主幹級	緊急対策課	10月18日~11月1日	通信班(市民への情報発信等)
主任・主事級	緊急対策課	10月18日~11月1日	通信班(市民への情報発信等)

²⁷ 平成25年4月策定。平成29年4月改正。

.

(2) 臨時避難所等への応援

ア 避難所運営業務に係る動員

10月14日(月・祝)に臨時避難所として開設した藤野農村環境改善センターは、あらかじめ風水害時避難場所として市職員3名を選任していたが、被災者の避難生活を支援するため、一定期間市職員を常駐させる必要が生じたことから、本部職員課班が庁内から臨時避難所運営に係る動員調整を行った。

臨時避難所の職員の配置について、11月11日(月)までは1日3名体制とし、12日(火) 以降は、日中は2名体制、18時から翌日8時30分までは3名体制とし、臨時避難所を閉鎖する12月26日(木)までの間、延べ177人を動員した²⁸。

また、臨時避難所のほか、自主避難所として10月14日(月・祝)から開設した串川地域センターについても、串川出張所と併設している公共施設であることから、17日(木)から職員を派遣することとし、延べ22人を動員した。

施設名	10 月	11 月	12 月	派遣		
	(14日~31日)	(1日~30日)	(1日~26日)	延べ人数		
藤野農村環境改善センター	54 人	71 人	52 人	177 人		
串川地域センター	22 人(10 月	月 17 日~27 日)				

図表 3.4.4 避難所動員数

イ 緑区本部への応援

東日本台風に係る被害が緑区に集中したことから、10月11日(金)から絶え間なく災害対応を行っている緑区本部を支援するため、本部職員課班が緑区本部から災害対応状況等の聞き取りを行い、中央区本部や南区本部等から応援職員を派遣した。

応援派遣の期間は、10月16日(水)から各応援派遣先で必要と認めるまでの期間とし、 延べ110人を派遣した。

応援派遣先	派遣期間	派遣 延べ人数
緑区本部事務局 (**1)	10月14日~10月30日	26 人
城山地区現地対策班	10月16日~10月22日	14 人
津久井地区現地対策班(出張所を含む)	10月16日~10月22日 (出張所は11月7日まで)	23 人
相模湖地区現地対策班	10月16日~10月23日	15 人
藤野地区現地対策班	10月16日~10月31日	32 人
合 計	110人	

図表 3.4.5 緑区本部への応援派遣の状況

²⁸ 動員職員の勤務体制について、10月16日 (水) までは1泊2日、10月17日 (木) 以降は2泊3日で対応することとした。また、11月12日 (火) 以降については、18時から翌日8時30分までの間、緑区本部から職員1名を派遣し対応した。

^(※1) 緑区本部事務局へは、中央区本部、南区本部及び危機管理局経験者を派遣。

ウ 被災者支援業務等への応援

被害の全容が明らかになるに連れて、罹災証明書発行や災害ボランティアの運営等、各種被災者支援に係る業務が増加することが想定されたことから、本部職員課班が被災者支援に係る業務への応援派遣の調整を行った。応援派遣に当たり、一定の知見を必要とする業務については、当該業務に現に従事している又は経験したことがある職員を中心に派遣調整を行い、それぞれの業務で応援派遣を必要とする期間に延べ274人を派遣した。

図表 3.4.6 被災者支援業務等への応援派遣の状況

応援派遣業務	派遣期間	派遣 延べ人数
罹災証明書発行業務	10月15日~12月1日	165 人
民地内土砂の被害調査業務等	10月21日~10月28日	43 人
被災住家等支援対策チーム(※1)	10月20日~11月20日	7人
健康福祉局(地域福祉課)応援業務	10月18日~10月31日	4 人
災害ボランティアセンター運営業務	10月25日~11月8日	55 人
合 計	274 人	

^(※1)都市建設局(建築・住まい政策課)に設置した組織。

(3) 自動車運転手の派遣

10月17日(木)に災害ボランティアセンターを設置し、20日(日)から災害ボランティア活動が開始されたが、津久井地区においては、津久井総合事務所(緑区中野)に設置した災害ボランティアセンターから活動を行う場所までの距離が遠く、円滑な支援活動に支障が生じていた。こうしたことから、災害ボランティアを津久井総合事務所から活動現場まで送迎するため、本部職員課班が企画財政局(管財課)に所属する自動車運転手を津久井総合事務所に派遣することとし、10月26日(土)から11月30日(土)までの期間で延べ24人を派遣した²⁹。

(4) 人事発令

臨時避難所で最大 22 名の被災者が避難生活を送っていることや、緑区本部が集約した避難所以外で支援の必要が想定される被災者が140名を超えること、また、道路や河川等、公共土木施設の被害が500箇所近く発生していることから、被災者支援及び災害復旧に迅速に対応するために、緑区役所に災害対策担当として参事級職員1名を配置するとともに、都市建設局(都市建設総務室)に課長級職員1名を配置する人事を10月28日(月)付けで発令した。

_

²⁹ 11月18日 (月) 以降は、休日のみの派遣とした。

第5節 被害・孤立状況の把握

1 被害状況の把握

(1)地域からの情報収集

東日本台風通過後、10月13日(日)未明から天候が回復していたが、緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区では複数の道路において土砂災害等による通行規制が続くなど、夜が明けた後も被害の把握が困難な状況であった。こうしたことから、特に被害の大きかった津久井地区や藤野地区では、各現地対策班が自主防災隊(自治会)から被害情報を収集し、被害の把握に努めた。

また、健康福祉局では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携し、災害時要援護者の安否確認や必要とする支援の確認を実施するとともに、障害福祉施設や高齢者福祉施設の被害状況等の把握に努めた。

			号に伴う被			て(から	の情報)		•
No.	組織名	名 要支援者名 関係所属 連絡先 関係所属			対応状況	備考	罹災証明					
INO.	(地区名)	住 所	内容	電話番号	氏名(続柄)	土木	福祉	災対本部	その他	刈小小八八	1佣-5	届出証明
										済·中·未		
										済·中·未		
										済·中·未		
										済·中·未		
										済·中·未		
										済·中·未		

図表 3.5.1 藤野地区現地対策班で使用した情報収集集約表

(2) ドローンによる調査

台風が通過した翌日の10月13日(日)朝の時点では、津久井地域の複数箇所で発生した 土砂災害について、被害の全容が把握できない状態であったことから、同日午前中に本市と 「災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定³⁰」を締結しているNPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「СМ J」という。)に対し、本部事務局からドローンによる調査を依頼した。

CM J による調査(ドローンによる空撮)は、10 月 14 日(月・祝)から 11 月 13 日(水)までの間に計 6 回行われ、撮影画像をインターネット上に掲載する形で CM J と本市との間で情報共有を行った。

EX 0.0.1 0.11 0 07/13/17/17								
日付	チーム数	活動人数	活動機体数					
10月14日 (月・祝)	2チーム	10名(①7名 ②3名)	5台(①3台 ②2台)					
10月16日(水)	1チーム	4名	3台					
10月20日(日)	1チーム	3名	1台					
10月27日(日)	1チーム	5名	2台					
11月8日 (金)	1チーム	2名	1台					
11月13日(水)	1チーム	3名	2台					

図表 3.5.2 CMJの活動状況

³⁰ 大規模災害等発生時に、無人航空機を活用して市内の被災状況を迅速に把握し、災害復旧の活動に資することを目的として平成31年2月5日に締結した協定。

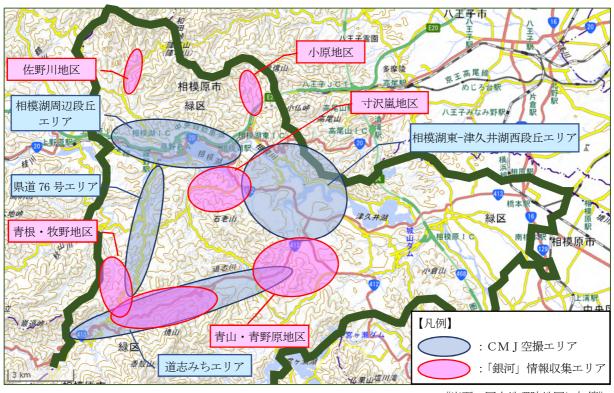
(3) オートバイ隊「銀河」による情報収集

オートバイ隊「銀河」は、災害初動期の情報収集が困難な場合において、オートバイの機動力を生かし、効率的に情報収集活動を行うため、平成27年度に発足した災害対策本部事務局直属の組織³¹である。

東日本台風では、10月18日(金)及び20日(日)の2日間、土砂崩落による道路の寸断が報告されていた津久井地域の被害状況等の情報収集を実施した。情報収集に当たっては、2隊体制(1隊2名)で活動し、二次災害のおそれがない場所から家屋や崖崩れ現場の様子を撮影し、庁内への情報共有を行った。

図表 3. 5. 3 オートバイ隊「銀河」の活動状況
(左)
オートバイ隊
「銀河」
(右)
活動状況

図表 3.5.4 CMJの空撮エリア及びオートバイ隊「銀河」情報収集エリア



《出所:国土地理院地図に加筆》

_

³¹ 令和元年度の時点において、オートバイ4台、隊員8名の体制。

(4) 概要把握臨時調査

住家等の被害状況については、10月11日(金)から災害情報共有システム³²を稼働させ、消防局による救助活動や都市建設局による道路啓開活動、その他各局・区本部からの情報をシステムに集約し、被害の全容把握に努めていた。しかし、16日(水)に開催された第6回災害対策本部会議の時点において、いまだに住家等の被害の全容が把握できていなかったことから、副本部長(副市長)の指示により、被災家屋調査の実施主体である企画財政局(税務部)において17日(木)、18日(金)の2日間、概要把握臨時調査を実施した。

図表3.5.5 概要把握臨時調査の概要

	—		MA 47 M/A			
実施日時	10月17日(木)、18日	(金)				
実施方法	4 班体制(1 班 2 人)で、緑区の道路通行が可能な地域のうち、道路沿いのがけ 崩れがあった場所を中心に外観目視により家屋被害の有無を調査。					
実績	【10月21日9時現在の初 全壊 半壊 一部破損(一部損壊) 床上浸水 床下浸水 (補足) 既に被災家屋調	皮害把握状況】 18 6 45 17 30 査を実施した結	本部会議において、次のとお (参考)10月20日までの被領 全壊 半壊 一部破損(一部損壊) 床上浸水 床下浸水 床下浸水 水下浸水	事把握状況 8 0 6 6 9		

(5) 市有建物被害調査

市有建物の被害状況については、市内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、10月15日(火)に企画財政局(公共建築課)から各局・区の施設所管課に対し、東日本台風による公共建築物の被害状況調査の緊急照会を実施した。

図表 3.5.6 市有建物被害調査の結果

照会期間	10月15日(火)~17日(木) (※一部の課・機関は17日以降に回答)
照会結果	《 回 答 》84 課・機関 292 施設
	《被害なし》46 課・機関 164 施設
	《被害あり》38 課・機関 128 施設
	《主な被害》土砂災害(地滑り、土砂流入)、倒木、水没によるポンプ故障、
	雨漏り 等

(6) 道路被害調査

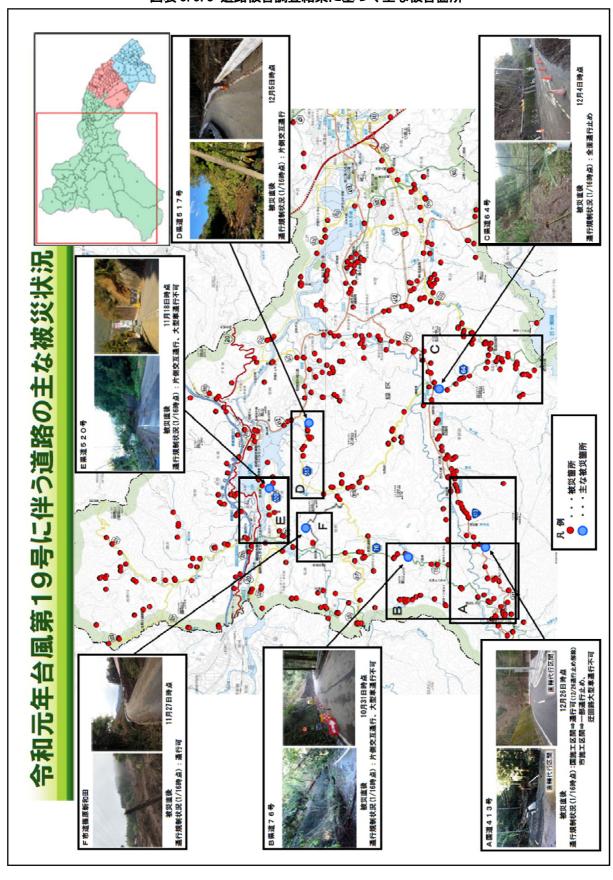
道路の被害状況については、都市建設局(道路部)が国県道を中心に調査を行い、被災状況カルテを作成し、被害状況を集約した。調査は、約500箇所を実施し、474箇所の道路被害を確認した。

³² 的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するためのインターネット環境を活用したクラウド型のシステム。災害現場等から携帯電話やスマートフォンにより情報の登録が可能。

図表 3.5.7 作成した被害状況カルテ (例)

18527	國島·白戸·中澤	袖	*	復旧済)		
整理番号	理	業者対応	開放見込	停電中 (復旧見込 役		
	R1.10.14	*	有無	無復日		
	電影田	作業状況	通行止め	停電の有無	官民に関いて	
			当出	単	賺	明り井が大争なロネー
		和上浸水	倒木と木の滑りによる柵の破損及び土砂流出	单	仲	± (
	重	未下浸水!	5補の破損	損傷	9件	
	一 実施県	土砂流入	/滑川にお	電線の損傷	交差物件	j
	13%	落石•蛙石 土砂流入 床下浸水 床上浸水	倒木と木の	巣	賺	+
	国道413号	倒木	備考	单	卓	þ
	路線名	陥没 崩落	M IV	人的被害	孤立の有無	14/4/14
状況	-6付近	图光	п	巣	熊	Į
る被災	青根679-6付近	土砂崩れ	I	单	仲	4
台風19号による被災状況	地番	被炎状況	被災レベル	家屋の損傷	代替路線	{ { {

図表 3.5.8 道路被害調査結果に基づく主な被害箇所33



³³ 秘書課横にてパネル展示を実施(令和2年3月)。

2 孤立状況の把握・支援

(1) 平時の孤立対策

本市では、津久井地域の中山間地域において、地震や大雨による土砂災害等により、交通や通信が途絶する集落が発生することを想定して、あらかじめ定めた要件に該当する地区を「孤立対策推進地区」として指定し、孤立に備えた資機材等の配備や訓練を実施している。孤立対策推進地区は、市内 55 箇所を指定しており、その内訳は、城山地区 2 箇所、津久井地区 12 箇所、相模湖地区 10 箇所、藤野地区 31 箇所となっている。

図表 3.5.9 孤立対策推進地区の概要

	次の①から⑤の理由に1つでも該当し、避難所まで避難することが困難な地区 ①避難所までの距離が遠い地区(避難所を中心として半径1kmの範囲外)			
孤立対策推進	②谷奥に位置している地区			
地区の要件	③連絡道路が少ない地区(林道を除き、連絡道路が1本)			
	④連絡道路が片側通行道路で細い地区			
	⑤橋梁に被害があった場合に孤立してしまう地区			
備蓄・配備	衛星携帯電話、非常食(サバイバルフーズ、ビスケット)、水、毛布、発電機、			
する資機材等	救助工具セット、チェーンソーセット			
孤立対策推進地区の地区別内訳				
城山地区 (2)	川尻(雨降)、葉山島(葉山島)			
津久井地区	青根(荒井、平丸、音久和、大川原)、青野原(西野々、前戸)、青山(鮑子、大岩下、			
(12)	桜野)、鳥屋(馬石)、長竹(韮尾根)、三井(名手)			
相模湖地区	小原(底沢)、寸沢嵐(新戸、道南、道南(南沢・南畑))、千木良(赤馬中通り、赤			
(10)	馬東部)、与瀬(横橋)、若柳(鼠坂、尾房、奥畑)			
藤野地区	小渕(藤野台、上小渕、下小渕)、佐野川(上岩、御霊、下岩、鎌沢、登里、橋詰、和田)、			
(31)	澤井(伝通、栃谷)、名倉(芝田、大刀、名倉、日向、葛原)、日連(青田、日連)、牧野(綱			
(31)	子、奥牧野、舟久保、長又、用沢、中尾日向、伏馬田、仲沢、篠原、田ケ岡、牧馬、菅井)			

(2) 孤立状況の把握・支援

東日本台風では、津久井地域の複数箇所において、道路の崩落や崖崩れが発生したことから、都市建設局による道路パトロールや地域からの情報収集により孤立状況の把握に努め、10月16日(水)までに、6地区において、人が通行できる程度の幅員は確保されているものの、車両の通行ができない「半孤立」状態となっていることを確認した。

半孤立状態となっている地区の一部では、停電や断水が生じていたものの、自宅は損壊していないことや個人の事情等、様々な理由により、自宅で生活することを選択した住民がいたことから、市では、半孤立状態解消のため、①生活道路確保のための道路啓開の実施、②東京電力と連携した停電地区の解消、③断水地区への応急給水を速やかに実施するとともに、道路啓開に時間を要する地区に対しては、健康状態の確認や食料、飲料水、暖房用の燃料等の物資提供等の支援を実施した。

また、16日(水)までに把握した6地区とは別に、28日(月)に、相模湖地区(千木良)の住民から、土砂災害により車両が通行できず買物等が困難となっている旨の申出を受けた。当該地区については、申出を受ける以前に崖崩れや道路崩落、倒木の状況を確認していたが、電線が土砂に巻き込まれていたため、歩行者が通行できるように暫定的に道路啓開を行っていた状況であり、市として半孤立状態と認識をしていないことが判明した。この申出を受け、速やかに現地確認を行い、東京電力等と連携して道路啓開を実施するとともに、津久井地域の状況を再調査し、同様の地区がないことを確認した。

図表 3.5.10 東日本台風における半孤立状況

番号	地	区	孤立対策 推進地区	世帯数	覚知日	概要
0	津久井	青根	該当(荒井)	3	10月 13日	国道413号の崩落により、半孤立状態となったもの。 10月14日と16日に物資の支援を実施。 10月17日に自衛隊により道路啓開が実施され2世帯の半孤立状態が解消。 10月31日、残る1世帯の道路啓開を実施し、半孤立状態が解消。
2	藤野	日連	該当 (青田)	7	10 月 13 日	崖崩れにより、道路に土砂が流入し半孤立状態となったもの。14日に道路啓開を実施し、15日に半孤立状態が解消。
8	藤野	牧野	該当(用沢)	1	10 月 13 日	崖崩れにより、道路に土砂が流入し半孤立状態となったもの。14日に地域で土砂の撤去が行われ、15日に半孤立状態が解消。
4	藤野	牧野	該当 (仲沢)	2	10 月 14 日	孤立対策推進地区に配備している衛星携帯電話により、住民から藤野地区現地対策班に連絡が入り覚知。道路の6箇所で崖崩れ及び道路崩落が発生している状況を確認。11月18日に道路啓開を実施し、半孤立が解消。
6	相模湖	寸沢嵐	非該当	1	10 月 15 日	道路が崖崩れにより、通行不能となり、半孤立状態となったもの。10月13日に道路啓開を実施。その後、半孤立が解消。
6	藤野	澤井	非該当	2	10月 16日	道路が崖崩れにより、通行不能となり、半孤立状態 となったもの。車両は崖崩れ発生箇所の手前に駐車 しており、買物等には支障がないことを確認。12月 21日に道路啓開を実施し、半孤立が解消。
0	相模湖	千木良	該当 (赤馬 東部)	2	10 月 28 日	住民からの申出により、半孤立状態が解消されていないことを確認したもの。11月5日、車両が通行できるよう応急的に道路啓開を実施し、半孤立状態が解消(緑区長による現地確認、住民への説明を実施)。



《出所:国土地理院地図に加筆》

第6節 救助・捜索

1 消防の活動概要

(1) 風水害警防本部の設置

消防局は、10月12日(土)に相模原市警防規程³⁴に基づき、消防局長を長とした風水害警防本部(以下「警防本部」という。)を消防指令センター2階指令課事務室内に設置するとともに、各消防署に消防署長を長とした風水害大隊本部(以下「大隊本部」という。)を設置し、13時30分に災害対策本部体制(レベル3)が配備されたことに伴い、全職員が参集し、災害対応に従事した。

警防本部及び大隊本部の設置に伴い、多数発生すると予測される災害に迅速かつ的確に対応するため、警防本部システム³⁵を稼働し、119番通報の内容に応じて各大隊本部が部隊運用を行うとともに、災害の規模や市内全域の活動状況を踏まえ、適宜警防本部が活動方針の決定や総合調整、活動指揮を行った。

また、消防団は、消防局2階に消防団本部、各消防署に方面隊本部、各分団受持署所に分団本部を設置し、警防本部と連携して災害対応に従事した。



図表 3.6.1 消防局・消防団の組織概要(令和元年度)

³⁴ 平成22年4月1日消防局訓令第9号。令和3年3月31日改正。

 $^{^{35}}$ 119 番通報を受信する指令台と連動することで被害情報を一元管理するとともに、対応する大隊本部が早期に災害事案を把握し、迅速かつ的確に災害対応を行うためのシステム。

(2) 災害対応件数

東日本台風では、土砂災害や浸水、河川の巡回、広報等、合計 184 件の災害対応を行って おり、緑区を中心に記録的な雨が降ったことから、緑区における災害対応が 110 件と、過半 数を占めている。

災害対応を行った事案のほとんどが、10月12日(土)から13日(日)にかけて対応が完了しているが、15日(火)まで行方不明者の捜索を行った串川の車両転落の事案や、11月12日(火)まで行方不明者の捜索を行った緑区牧野の土砂災害現場など、一部の活動については、対応が長期化した。

各消防署管轄区域別の災害対応の概要は、図表3.6.2のとおりである。

緑区 中央区 南区 管轄署 合計 災害種別 津久井署 北署 相模原署 南署 崖崩れ 39 1 40 うち、救助出場 (7)(7)看板・アンテナの落下 3 3 3 9 2 2 水難救助 うち、救助出場 (2)(2)電線切断 • 落下 1 3 5 1 倒木 1 1 道路冠水 5 2 1 8 床上浸水 2 1 1 床下浸水 2 2 4 水防警戒 (河川の巡回等) 2 7 20 5 6 中高層警戒 1 2 12 7 22 その他(広報含む) 20 19 13 19 71 合計 76 34 37 37 184

図表 3.6.2 消防署管轄区域別災害対応件数一覧

2 救助活動

(1) 概要

東日本台風では、市内で9件の救助事案が全て緑区の津久井消防署管内で発生し、計18名の要救助者が発生した。要救助者の内訳は、死者8名、重症1名、中等症1名、軽症1名、負傷なし7名であった。また、複数の救助活動現場において、警察や自衛隊と連携して活動を行ったほか、緑区牧野の土砂災害現場では、県内消防機関や東京消防庁に応援要請を行い、捜索活動を行った。死者及び負傷者が発生した主な救助活動の概要は、次の(2)~(6)のとおりである36。

³⁶ 「令和元年東日本台風相模原市消防局活動記録」から各救助活動の記録を掲載している。

(2) 土砂災害現場での捜索・救助活動 (緑区牧野 (新和田沢付近))

ア 捜索・救助活動の概要

山腹崩壊が発生したことにより、住宅1棟、車庫1棟及び物置1棟の3棟が倒壊し、居住者2名が行方不明となったことによる捜索・救助活動。消防、警察及び自衛隊が連携して約1か月にわたり活動し、11月10日(日)及び同12日(火)にそれぞれ行方不明者を発見した。

イ 土砂災害の概要

山腹崩壊により流下した土砂は、市道沿いの住宅等を巻き込み、市道を超え斜面下の渓流まで流下した。林野庁の調査³⁷によると、崩壊地源頭部から住宅等の被害箇所までは、最大長さ(水平距離)約250m、比高差約100m、崩壊斜面幅は70~100m程度、源頭部の滑落崖の深さは6~7m程度であり、崩壊は源頭部の長さ約50m、勾配30°前後の急斜面で発生し、崩壊した土砂が下方の緩斜面(勾配15°前後)上を流下したと推定される。

ウ 現場到着時の状況

10月12日(土)21時46分に出場指令を受け、消防部隊が出場し現場に向かうが、道路 冠水や周辺の崖崩れにより通行障害が発生していたため、出場部隊は現場到着を断念し、一旦引き揚げた。その後、救助要請現場東側に位置する相模湖カントリークラブ付近の道路啓開が完了し通行可能となったことから、再出場し、現場に到着した。

現場調査の結果、崖崩れにより家屋が約100m下の沢に流されていることが判明したが、 夜間のため視認できなかったことから、13日(日)9時30分に活動を再開することとした。

13日(日)に現場を確認したところ、崖崩れにより、被災者の住宅、車庫及び物置の3棟が土砂で流されており、市道篠原新和田が寸断、崖崩れ箇所の下方の新和田沢には、大量の土砂、流木等が堆積している状況であった。

工 活動方針

次の①~⑦の方針に基づき、捜索・救助活動を行った。

- ①捜索・検索箇所をA~Cのエリアに区分し、Aエリアを最重要捜索エリアと定め重点的 に捜索
- ②B、Cエリアの捜索
- ③小型動力ポンプによる土砂ダムの排水活動
- ④ドローンによる情報収集及び捜索
- ⑤被災者宅前の市道篠原新和田の捜索
- ⑥重機作業請負企業と連携した捜索活動
- (7)相模湖、秋山川及び川上川周辺の捜索活動(湖面捜索)

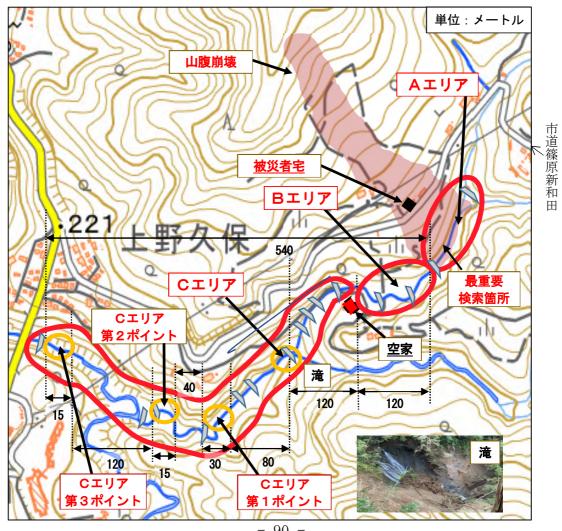
³⁷ 「令和元年台風第 19 号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」(林野庁)

図表 3.6.3 土砂災害の状況



《国際航業(株)提供》

図表 3.6.4 捜索・救助活動現場の区域図



才 活動内容

Aエリアについては、小型動力ポンプを活用した放水により、土砂を排除しながらの人力による検索救助活動を重点的に実施した。また、B、Cエリアの捜索を消防、警察、自衛隊による人海戦術で実施した。そのほか、主な活動内容は次のとおりである。

- ○10月13日(日)、16日(水)、27日(日)にドローンによる状況調査及び捜索を実施した。
- ○14 日 (月・祝)、15 日 (火)、20 日 (日) の 3 日間、消防研究センター研究員(延べ4 名)による活動支援を受けた。
- ○16日(水)、NPO法人救助犬訓練士協会の救助犬2匹による捜索を実施した。
- ○18日(金)から11月11日(月)まで、秋山川から相模湖まで検索範囲を広げて、湖面 捜索活動を実施した。
- ○11月1日(金)から民間重機が崩落現場に入り、崩落現場の最下端において重機による 活動や伐木を実施しながら、各機関と連携した捜索救助活動を実施した。
- ○10 日(日) 15 時 20 分に行方不明であった 60 代女性を発見。その後も捜索救助活動を継続した。
- ○12日(火)14時50分に行方不明であった60代男性を発見した。
- ○13(水)、崩落現場に置かれていた資機材の撤収を行い、11時に全ての活動を終了した。

カ 要救助者の状況

死者2名(60代男性、60代女性)

キ 活動人員

10月12日(土)から11月13日(水)までに延べ2,429名が活動した。

図表 3.6.5 活動人員内訳(10月12日~11月13日)

機関名	活動延べ人員
本市消防局	799 名
本市消防団	53 名
警察機関	370名
自衛隊	751 名
日1年198	(航空自衛隊救助犬7頭)
消防応援部隊	363 名
消防研究センター	4名
NPO法人救助犬訓練士協会	4名
NFO伝入秋切入訓練工協云	(救助犬3頭)
民間(重機作業請負企業)	85 名
合計	2, 429 名

図表 3.6.6 緑区牧野 (新和田沢付近) 捜索・救助活動現場の主な経過

	凶衣 3.0	.6 緑区牧野(新和田沢付近)捜索・救助活動現場の主な経過
日時		経過
10月12日	21:46	出場指令。消防部隊が現場に向かうも、道路冠水、崖崩れによる通行障害に
		より現場到着を断念。その後、相模湖カントリークラブ付近の道路が開通
		したため、再出場し現場到着。現場調査の結果、活動時の安全が確保できな
		いと判断し、13日9:30頃から検索活動を開始することを判断。
10月13日		検索開始。
	10:03	ドローンによる現場調査及び検索を開始(10:50に2回目の検索を実施)。
	12:33	本部事務局に自衛隊の派遣を要請。
	14:52	自衛隊の派遣決定。
	17:30	部隊縮小(津久井消防署職員及び自衛隊は夜間活動の実施を決定)。
	20:24	自衛隊が到着し、活動を開始。
10月14日	2:16	法面が動き出し、緊急退避。
	5:30	検索活動を再開。
	11:15	消防研究センター専門官が現場到着。
	14:00	本部長(市長)が現場を視察。
	15:00	検索活動を中止。
	16:50	県に消防応援要請を実施。
	18:00	検索活動を再開。
	21:56	斜面に動きがあり、専門官の助言により活動を停止。
10月15日	6:00	検索活動を再開。
	6:50	消防研究センター専門官がドローンによる現場調査を開始。
	7:10	県下消防応援部隊が現場に到着。
	16:50	県下消防応援部隊現場引揚げ。
	21:00	活動終了。
10月16日	5:45	捜索活動を開始(排水ポンプによる排水作業)。
	8:00	県下消防応援部隊が現場に到着。
	10:15	救助犬による市道篠原新和田線の道路上の捜索を開始(10:44終了)。
	12:47	救助犬がAエリアの捜索を開始 (13:11終了)。
	16:50	捜索活動を終了。
10月17日	6:26	捜索活動を開始。
	13:30	降雨のため活動中断。
	15:00	捜索活動を終了。
10月18日		《活動中止基準の設定》
		連続雨量 20mm 時間最大 10mm(県雨量水位情報センター牧野観測所)
	7:18	県下消防応援部隊が現場に到着。
	8:20	捜索活動を開始。
	11:30	一時活動を休止。
	12:00	避難準備・高齢者等避難開始発令。
	13:10	秋山川支流で乗用車を発見。
	13:55	捜索活動を再開。
	17:39	警戒員2名を残し、全部隊現場引揚げ。
10月18日	20:20	連続雨量が22mmを超えたため、現地警戒員が現場から退避。

日時	経過			
10月19日	湖面捜索のみ実施。			
10月20日	捜索活動及び湖面捜索を実施。			
10月21日	捜索活動及び湖面捜索を実施。			
10月22日~26日	湖面捜索のみ実施。			
10月27日	捜索活動及び湖面捜索を実施。			
《以降、A	A~Cエリア及び湖面捜索が継続しており、特記事項のみ記載》			
10月29日~31日	航空自衛隊救助犬による捜索活動を実施。			
11月1日~	重機作業請負業者による重機の搬入開始。			
11月10日 15:20	Aエリア被災者宅から70m、左岸から5m、堰堤から15m、地中1m付近			
	を重機(フォーク)で捜索中に、行方不明者1名を発見(60代女性)。			
11月12日 14:50	Aエリア被災者宅から70m、左岸から2m、堰堤から上流17m、地中約4			
	m付近を重機で捜索中に、行方不明者1名を発見(60代男性)。			
18:00	全部隊捜索活動を終了。			
18:36	全部隊現場を引揚げ。			
11月13日 15:57	全ての活動を終了。(11 時)全部隊現場を引揚げ。			

図表 3.6.7 緑区牧野 (新和田沢付近) 捜索・救助活動現場の活動状況



Aエリアの状況 (ドローンで撮影)



ドローンによる情報収集



斜面降下により進入する様子



県内消防応援部隊活動の様子



消防・警察・自衛隊合同での活動



沢を捜索する様子



救助犬を伴う捜索活動(救助犬訓練士協会)



救助犬による捜索活動 (航空自衛隊)



重機と連携した捜索活動

(3) 倒壊した家屋に取り残された事案(緑区牧野(赤沢付近))

ア 救助の概要

土砂崩れにより斜面真下に位置する住宅の1階部分が倒壊し、2名が建物内に取り残されたことによる救助活動。消防、警察及び医療機関が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月13日(日)0時30分頃、別の土砂災害発生現場に向かうため現場付近を移動中であった警察の救出救助部隊(県警察本部危機管理対策課即応対策チーム及び第二機動隊。以下「警察部隊」という。)が、「土砂崩れにより倒壊した家屋の方向から助けを求める声が聞こえる」と消防団から情報提供を受け、どの部隊よりも早く家屋倒壊現場に到着し、活動を開始した。

消防部隊は、0時45分に現場到着し、活動中の警察部隊から要救助者2名が倒壊した建物1階にいるとの情報を受け、部隊の増援及びドクターカーの要請を行うとともに、警察部隊と連携して要救助者の救出活動を行った。

要救助者1名(70代女性)は、梁、収容物等(以下「梁等」という。)が身体に覆いかぶさっている状態であり、梁等を排除し救出したが、到着した医師により死亡が確認された。

もう1名(50代女性)の要救助者は、声掛けに対して反応はあるものの、下半身が土砂に埋もれ、かつ下肢が梁等に挟まれ身動きが取れない状態であったため、救急隊による静脈路確保や医師による薬剤投与を実施しながら梁等の切断や土砂の排除を行い、活動開始から7時間近く経過した7時14分に救出した。その後、医師が同乗する救急車及びドクターへりにより、北里大学病院救命救急・災害医療センターに搬送した。

ウ 要救助者の状況

死者1名(70代女性)、重症1名(50代女性)

図表 3.6.8 緑区牧野 (赤沢付近) 活動現場の主な経過

日時	経過		
10月13日0:30頃	警察部隊が現場到着。		
0:35	出場指令(大隊本部指令)。		
0:45	消防部隊(藤野分署隊)が現場到着。		
1:10	救急隊、消防隊各1隊及びドクターカー要請。		
1:25	藤野救急隊現場到着。		
1:36	津久井非常編成救助隊現場到着。		
1:39 70代女性、救出完了(早期死体現象確認)。			
2:57	北里大学病院救命救急・災害医療センター医師到着(緑が丘救急隊による医師搬送)。		
3:00 医師により、救出した70代女性の死亡確認。			
3:59	医師により、50代女性に対し薬剤投与を実施。		
7:14	50 代女性、救出完了。		
7:22	50 代女性を救急車へ収容するため、バックボードにて搬送開始。		
7:42	緑が丘救急隊がドクターヘリピックアップポイント(市立北相中学校グ		
	ラウンド)に向け現場出発。		
8:03	緑が丘救急隊がドクターヘリピックアップポイントに到着。		
8:40	活動終了。全部隊引揚げ。		

図表 3.6.9 緑区牧野(赤沢付近)活動現場の状況



救助現場となった家屋 (現場到着時)



救助現場となった家屋 (13 日朝撮影)



2階床部分を切断して1階へ進入し、狭い空間で 救助活動を実施している状況

(4) 倒壊した家屋に取り残された事案 (緑区小原 (底沢付近))

ア 救助の概要

土砂崩れにより家屋の一部が倒壊し、居住者1名が建物内に取り残され、自力で外に出ることができなくなったことによる救助活動。

イ 活動内容

10月12日(土)21時40分頃、消防部隊(救助隊・救急隊)が底沢バス停付近に到着したが、そこから約2.1km先の現場へ向かう道路が土砂崩れにより車両の進入ができなかったため、徒歩にて現場に向かった。現場に向かう途中で土石流及び地鳴りを認めたため、緊急退避し、13日(日)7時から救助活動を再開した。

活動を再開し、現場へ到着すると、建物内に土砂が流入しており、傾いた玄関ドアを自力で開放できない旨を要救助者からドア越しに聴取した。このため、消防部隊が人力で玄関ドアを開放し、要救助者と接触した。要救助者に外傷等は認められなかったが、歩行困難な状況であったことから、底沢バス停付近まで背負って搬送し、救急車内へ収容した。

ウ 要救助者の状況

中等症1名(60代男性)

図表 3.6.10 緑区小原(底沢付近)活動現場の主な経過

日 時	経 過		
10月12日21:28	出場指令(警防本部指令)。		
21:40	津久井救助隊底沢バス停付近到着(21:47 藤野救急隊到着)。		
10月13日0:11	緊急退避(0:12 現場引揚げ)。		
7:00	活動再開(出場)。		
7:15	全部隊底沢バス停付近到着。		
8:06	全部隊徒歩にて現場へ向かう。		
8:50	現場到着。		
8:54	要救助者接触。		
9:00 底沢バス停まで搬送開始。			
10:05 底沢バス停まで搬送完了。			
10:43	津久井救急隊により医療機関へ搬送開始。活動終了し全部隊引揚げ。		

図表 3.6.11 緑区小原(底沢付近)活動現場の状況



現場へ向かう道路の状況①



現場へ向かう道路の状況②



救助現場となった家屋

(5) 増水した河川に車両が転落した事案(緑区青山(串川))

ア 救助の概要

串川中村橋付近から軽乗用車が転落し、下流に流され乗車していた4名が行方不明になったことによる救助活動。消防及び警察が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月12日(土)23時頃、消防部隊(指揮隊)が串川中村橋付近に到着し、通報者(目撃者)から状況を聴取した。その後、河川を道路上から目視による検索活動を行い、13日(日)1時35分に大堀橋から上流へ約70m先左岸において、水面から僅かに確認できる車両の一部を発見したが、濁流により救助活動は不可能と判断し、体制を整備するため、一旦活動を中断した。

13日(日)5時30分から活動を再開し、8時13分、串川橋下流約200mの右岸中州で 女性1名、女児1名を発見し、親族により身元が確認され、警察に引き継いだ。

その後も検索活動を継続したが、日没を迎えた 18 時に活動を終了し、串川取水堰に設置 した活動拠点(24 時間体制)での河川監視に移行した。

14日(月・祝)は、7時から活動を再開し、11時31分に検索活動中の消防部隊が、河原橋下流約200メートル竹やぶにおいて、男性1名を発見した。その後、親族により身元が確認され、警察に引き継ぎ、検索活動を継続したが、17時に河川監視に移行した。

15日(火)は、6時35分から活動を再開し、7時50分に検索活動中の消防部隊が、相模川右岸湘南小学校付近において、男児1名を発見した。その後、親族により身元が確認され、警察に引き継ぎ、9時55分に活動を終了した。

ウ 要救助者の状況

死者 4 名(40 代男性、30 代女性、10 代女児、10 歳未満男児)

図表 3.6.12 緑区青山(串川)活動現場の主な経過

日時	経過		
口时	在		
10月12日22:35	出場指令(警防本部指令)。		
23:00	相模原指揮隊が中村橋に到着し通報者(目撃者)と接触。		
10月13日0:50	関係者と接触し車両情報を聴取。		
1:35	大堀橋上流 70m先河川内で車両の一部(リヤハッチ)を発見。		
2:31	警察と協議し、資機材再整備及び活動方針協議のため一旦各消防署へ戻り体制を整備。		
5:30	活動再開。相模原消防署各隊は津久井方面隊長等と合流し、河原橋右岸を徒歩にて上流を検索。津久井消防署各隊は串川橋上流及び下流を検索。		
8:13	串川橋下流約 200m右岸中州で女性1名女児1名を発見し、親族により身元を確認。 教急隊観察の結果、早期死体現象を認めたため、警察に引継ぎ。		
10:15 警察、消防団と活動を協議し、警察部隊は相模川合流地点から上流、 河原橋から上流、消防署部隊は2名発見現場付近を再度検索すること			
12:00	検索できていない串川取水堰上流の検索を開始。		
17:00 串川取水堰に24時間体制の活動拠点を整備。			
18:00	日没のため、活動終了。		
19:00	河川監視に移行。		
10月14日7:00	検索活動再開。		

日 時	経過			
11:31	城山消防隊検察活動中、河原橋下流約200m竹やぶにおいて男性1名を発見。			
13:25	親族により身元確認。			
17:00	津久井救助隊を除き全部隊引揚げ。監視体制へ移行。			
10月15日6:35	検索活動再開。			
7:50	城山消防隊検索活動中、相模川右岸湘南小学校付近で男児1名を発見。			
9:55	親族により身元を確認。活動終了。			

図表 3.6.13 緑区青山(串川)活動現場の状況



車両転落場所付近



深夜の捜索活動の様子(10月12日)



捜索活動の様子(10月13日)



発見車両の捜索(10月14日)

(6) 増水した河川に重機が転落した事案 (緑区青根 (神之川))

ア 救助の概要

神之川キャンプ場において1名が行方不明となったことによる救助活動。消防、警察及 び自衛隊が連携して活動を行った。

イ 活動内容

10月13日(日)13時44分に消防部隊が現場に到着し、活動を開始した。15時05分、キャンプ場に面する神之川の川中に横転している重機(油圧ショベル)を確認したが、行方不明者は認められず、増水のため重機に接近することができない状況であったことから、活動体制を整備す

るため一旦現場を引き揚げた。また、19時に本部事務局から県に対し自衛隊の派遣要請を行った。

14日(月・祝)10時54分にキャンプ場内に現場指揮本部を設置し、津久井消防署に配備していたドローンを運用し検索する部隊(以下「ドローン隊」という。)、消防団及び自衛隊の3班体制で検索活動を実施した。ドローン隊は、神之川及び道志川の5地点を上空から検索し、消防団や自衛隊は、キャンプ場下流付近や両国橋、道志ダム付近を目視で検索したが、発見に至らず、17時30分に活動を終了した。

15日(火)10時にキャンプ場内に現場指揮本部を設置し、ドローン隊、消防団、自衛隊及び警察(津久井警察署及び県警察機動隊)の4班体制で検索活動を実施した。13時28分、自衛隊がこのまさわキャンプ場の対岸の河原に要救助者らしきものを発見したが、増水により隊員の接近が困難であったため、ドローン隊が上空から要救助者であることを確認し、県警察航空隊に出動を要請した。

県警察航空隊により、要救助者をロノ沢駐車場に搬送した後、家族が本人と確認した。

ウ 要救助者の状況

死者1名(80代男性)

図表 3.6.14 緑区青根(神之川)活動現場の主な経過

日 時	経過			
10月13日13:01	青根消防隊・救急隊、津久井方面隊第8分団本部出場。			
13:44	消防部隊到着、活動開始。			
15:05	キャンプ場内の岸から川中付近に横転している重機を目視で確認。増水に			
	より重機に接近することができないため、消防部隊は一旦現場引揚げ。			
10月14日10:54	キャンプ場内に現場指揮本部を設置。			
11:05	検索開始。			
16:00	消防団検索終了。現場引揚げ。			
16:30	自衛隊検索終了。現場引揚げ。			
17:30	消防部隊検索終了。現場引揚げ。			
10月15日10:00	キャンプ場内に現場指揮本部を設置。			
10:10	検索開始。			
10:30	自衛隊現場到着。			
11:00	津久井警察及び県警察機動隊現場到着。			
13:28	自衛隊が、このまさわキャンプ場の対岸の河原において要救助者らしきも			
	のを発見。増水により接近が困難なため、別地点を検索中のドローン隊を派			
	遣。			
14:01	ドローン隊の映像により、要救助者であることを確認するが、増水により接			
15 04	近が困難であったため、県警察にヘリの出動を要請。			
15:34	県警へリ飛来。			
15:42	航空隊員が降下し、要救助者と接触。			
15:54	要救助者をヘリに収容し、ロノ沢駐車場へ搬送。			
15:56	消防団、県警機動隊及び自衛隊現場引揚げ。			
15:58	県警へリがロノ沢駐車場に到着。			
16:01	家族により身元確認。			
16:24	活動終了。消防部隊引揚げ。			

図表 3.6.15 緑区青根(神之川)の活動写真







ドローンによる上空からの撮影

3 消防広域応援

救出までに発生から24時間以上が経過し、一刻も早く救出するためには、複数の救助事案を並行して活動を継続する必要があると判断したことから、警防本部は、緑区牧野(新和田沢付近)の捜索・救助活動現場において、「神奈川県下消防相互応援協定³⁸」に基づく応援部隊の要請を行った。また、捜索活動を行うに当たり、技術的助言を求めるため、「東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定」に基づき、東京消防庁へ応援要請を行った。

図表 3.6.16 消防機関別人員一覧

消防	機関	活動状況	延べ 人数
	厚木市消防本部		29
	大和市消防本部		34
県央地域消防本部	座間市消防本部	 ○人力による捜索・救助	29
· 异大地域 (1)	海老名市消防本部	○八川による技衆・秋助	29
	愛川町消防本部		35
	綾瀬市消防本部		25
	横浜市消防局	○人力による捜索・救助	56
	川崎市消防局	○重機の搬入方法、活用方法等の助言	50
県内消防本部 県内消防本部	秦野市消防本部	○ 人力による地帯・熱助	20
元 11日的/ 十 印	伊勢原市消防本部	○人力による捜索・救助	20
	藤沢市消防本部	○救命ボート等用しての湖面・河川流域	5
	平塚市消防本部	の捜索・救助	6
県外消防本部	東京消防庁 (第六消防方面本 部消防救助機動部 隊)	○現地における重機及び救助資機材を活用した早期救出の検討○重機の搬入方法、活用方法等の助言	25
			363

³⁸ 消防隊等を相互に出場させ、応援活動させるもの

_

第7節 道路啓開

1 通行規制

(1) 異常気象時通行規制

道路法(昭和27年法律第180号)第46条において、道路管理者は道路の構造を保全し、 又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することがで きると規定されている。このことを踏まえ、本市ではあらかじめ降雨量の基準値を超えた場 合に通行規制を実施する路線及び区間を定めている。東日本台風通過当時における通行規制 路線、区間及び規制基準は、図表3.7.1のとおりである。

図表 3.7.1 東日本台風通過当時における異常気象時の通行規制区間

路線名	区間	通行止め		:T (=) [] A
(通称名)	区间	時間雨量	連続雨量	迂回路
国道 413 号	青野原3564(NTT前)	_	150	なし
<u> </u>	~青根 2861 (山梨県境)			, , , C
県道35号	牧野8869(県道517号交点)	30	200	なし
(四日市場上野原)	~牧野 8175(山梨県境)	30	200	
県道64号	鳥屋2906(県道513号交点)	30	150	県道 513 号(鳥屋川尻)
(伊勢原津久井)	~青野原 471(国道 413 号交点)	30	150	国道 412 号、国道 413 号
県道76号	青根1395(国道413号交点)	20	150	451
(山北藤野)	~牧野 4164(県道 517 号交点)	30	150	なし
県道511号	小倉424(小倉橋)	0.0	000	旧,朱 co 日 (和特因子城)
(太井上依知)	~小倉 1907(愛川町境)	30	200	県道 63 号(相模原大磯)
県道515号	三井 1312(県道 513 号交点)	0.0	100	国道 413 号
(三井相模湖)	~千木良 54(県道 517 号交点)	20		
県道517号	牧野4164(県道76号交点)	0.0	200	なし
(奥牧野相模湖)	~寸沢嵐 3389 (国道 412 号交点)	30		
県道518号	牧野2594(県道517号交点)	0.0	200	なし
(藤野津久井)	~青野原 723 (国道 413 号交点)	30		
県道520号	吉野79(国道20号交点)	0.0	30 200	国道 20 号
(吉野上野原停車場)	~日連 623(県道 76 号交点)	30		県道 76 号(山北藤野)
県道521号	佐野川306(鬼取橋)	20	200	4.1
(佐野川上野原)	~佐野川 2323 (堺橋)	30		なし
県道522号	佐野川2044(県道521号交点)	20	200	なし
(棡原藤野)	~小渕 1695 (国道 20 号交点)	30		
士送然臣並和田	牧野 3261-5(県道 517 号交点)	20	150	県道 76 号(山北藤野)
市道篠原新和田	~牧野 5538-2(県道 76 号交点)	30	150	県道 517 号(奥牧野相模湖)

(2) 通行規制路線

東日本台風では、降雨量の規制基準を定めている12路線全てにおいて、基準を超過したほか、476箇所の道路被害が発生したことから、52路線を全面通行止めとした。通行規制を行った路線は、図表3.7.2及び図表3.7.3のとおりである。

図表 3.7.2 通行規制路線(10月 13日時点)



《出所:国土地理院地図に加筆》

図表 3.7.3 通行規制路線一覧

	凶衣 3. 7. 3	迪 打 况 利 始 称 一 身	₹.
路線名	区間	規制日時	規制内容/理由
	青野原 3290-1~青根 1375	10月12日7:00	全面通行止/ 雨量規制値超過 → 路面崩落
国道 413 号	中野 1923-10〜三ケ木 337-6 (祥泉寺前〜三ケ木交差点)	10月12日23:30	全面通行止/土砂崩落
	青野原 3562~青山 3122 (NTT前~青山交差点)	10月12日22:00	全面通行止/土砂崩落
国道 413 号 (旧道)	青野原 2866~青野原 3360	10月12日19:30	全面通行止/土砂流出
市道橋津原平丸	青根 608-1~青根 1045-1	10月12日7:00	全面通行止/ 雨量規制値超過 → 土砂崩落
県道 515 号 (三井相模湖)	三井 646~千木良 402 (県道 513 号~県道 517 号)	10月12日7:15	全面通行止/ 雨量規制値超過 → 土砂崩落
県道 64 号 (伊勢原津久井)	鳥屋 1047~青野原 471 (県道 513 号~国道 413 号)	10月12日7:30	全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 路面陥没
県道 518 号 (藤野津久井)	牧野 2594~青野原 723 (県道 517 号~国道 413 号)	10月12日7:30	全面通行止/雨量規制値超過
県道 35 号 (四日市場上野原)	牧野 8175~牧野 9194 (県道 517 号~山梨県境)	10月12日7:45	全面通行止/雨量規制値超過
県道 520 号 (吉野上野原停車場)	日連 1677~日連 623 (国道 20 号~県道 76 号)	10月12日7:50	全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落
県道 76 号	青根 1412~牧野 4164 (国道 413 号~県道 517 号)	10月12日8:10	全面通行止 → 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落
(山北藤野)	日連 370-7	10月12日22:00	全面通行止/土砂崩落
県道 517 号 (奥牧野相模湖)	牧野 4164~寸沢嵐 3386 (県道 76 号~国道 412 号)	10月12日8:10	全面通行止→ 片側交互通行 /雨量規制値超過 → 土砂崩落
県道 511 号 (太井上依知)	小倉 424~葉山島 1907 (小倉橋~愛川町境)	10月12日8:15	全面通行止/雨量規制値超過
北岸林道	青山 2040~鳥屋 1673	10月12日9:30	全面通行止/異常降雨 → 土砂崩落

路線名	区間	規制日時	規制内容/理由
県道 52 号	当麻 2018-5~当麻 2681-3		
(相模原町田)	(下当麻アンダーパス)	10月12日10:00	相模原愛川 I Cへの進入方向通行止
県道 521 号	佐野川 306~佐野川 2323		A
(佐野川上野原)	(鬼取橋~堺橋)	10月12日14:30	全面通行止/雨量規制値超過
市道篠原新和田	牧野 5534-2~牧野 5189-2	10月12日15:00	全面通行止/土砂崩落
県道 522 号	佐野川 2044~小渕 1695	10 1 10 11 15 00	人 <i>プ</i> ンス/ご ,
(棡原藤野)	(県道 521 号~国道 20 号)	10月12日15:00	全面通行止/雨量規制値超過
市道中野小原	与瀬 1212-1~与瀬 149	10月12日19:00	全面通行止/土砂崩落
市道青野原 31 号	青野原 2418~青野原 2432	10月12日19:30	全面通行止/道路冠水
市道相原界松風橋	広田 8-31	10月12日21:15	車両通行止/護岸崩落
士送っ、2利学館	与瀬 991-2	10月12日22:00	全面通行止/土砂崩落
市道ユース科学館	与瀬 883−1	10月12日22:00	全面通行止/土砂崩落
国道 412 号	三ケ木 337-6~青山 1043-2 (三ケ木交差点~関交差点)	10月12日22:00	全面通行止/土砂・樹木流出
	与瀬本町 46~若柳 986-7 (相模胡駅前交差点~阿津交差点)	10月13日1:00	全面通行止/土砂崩落
市道大沼 230 号	大野台 8-14-3	10月12日23:00	全面通行止/倒木
県道 513 号 (鳥屋川尻)	青山 1043-2~鳥屋 719 (関交差点~鳥屋 719)	10月13日0:00	全面通行止/土砂・樹木流出
市道松風都井沢	川尻 4453-9~川尻 4324-1	10月13日2:00	全面通行止/家屋倒壊
市道青山 23 号	青山 2529-2~青山 2380	10月13日12:00	全面通行止/落橋
市道青山 19 号	青山 1171-7~青山 1153-1	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落
市道奥牧野綱子	牧野 9644-4~牧野 10135	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道寸沢嵐反畑	寸沢嵐 1137-1	10月13日12:00	片側交互通行(復旧工事時は全面通行止) /法下擁壁沈下
市道牧馬仲沢	牧野 660~牧野 520	10月13日12:00	車両通行止(歩行者通行可) /路面崩落・土砂崩落
市道青根 6 号	青根 850-2~青根 876-1	10月13日12:00	全面通行止/道路崩落
市道上青根上野田釜立	青根 2465-1~青根 2418-1	10月12日19:50	全面通行止/土砂崩落
市道阿津奥畑	若柳 313-1~若柳 473-2	10月13日12:00	全面通行止/倒木
市道原口6号	若柳 1336-9~若柳 1358-4	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道青山2号	青山 2838~青山 2774	10月13日12:00	全面通行止/路面陥没
市道長竹 45 号	長竹 2183-1~長竹 2204-1	10月13日12:00	全面通行止/土砂流入
市道石神六間	青山 635-10~青山 2500-4	10月13日12:00	全面通行止/路面隆起・陥没
市道青山 27 号	青山 3847~青野原 73-1	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落
市道青野原2号	青野原 42-10~青野原 211-1	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落
市道青野原 39 号	青野原 3569-2	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道中野 31 号	中野 1979-1~中野 1972-2	10月13日12:00	全面通行止/倒木・土砂崩落
市道中野 38 号	中野 1970-4~中野 1970-1	10月13日12:00	全面通行止/倒木・土砂崩落
市道塩民名手浅川	三井 545-1~三井 542-4	10月13日12:00	全面通行止/落石・陥没
市道下岩和田	佐野川 1787-1~佐野川 1989-1	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道上沢井キサザウ	澤井 1397~澤井 1393	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落
市道下岩御霊	佐野川 2970-1~佐野川 2923-1	10月13日12:00	全面通行止/路面陥没
市道名倉島田	名倉 4523-2~名倉 4589	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道大棚大鹿	長竹 3373-1~青山 2040-2	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
県道 516 号 (浅川相模湖)	千木良 1354-1~千木良 1365-11	10月13日12:00	全面通行止/土砂崩落
市道西野々伏馬田 ~市道伏馬田菅井	青野原 3579-11~牧野 12000-4	11月8日15:00	全面通行止/交通危険防止
認定外道路	根小屋 2033-1~根小屋 2031	10月13日12:00	全面通行止/法下崩落
認定外道路	青根 41-4~青根 106	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落
認定外道路	青山 3462-4~青山 3201-2	10月13日12:00	全面通行止/路面崩落

(3) 市管理道路以外の通行規制

高速道路や国土交通省が管理する一般国道でも通行規制(通行止め)が行われた。通行規制路線及び区間は図表 3.7.4 のとおりである。

図表 3.7.4 通行規制路線一覧(市管理道路以外)

路線名	区間	規制日時	解除日時	規制理由
国道 20 号	八王子市南浅川~緑区千木良	10月12日7:40	10月18日6:00	雨量規制值超過
国担 20 万 ————————————————————————————————————	緑区与瀬~緑区吉野	10月12日11:00	10月13日15:30	雨量規制値超過
首都圏中央連絡 自動車道(圏央道)	圏央厚木 IC〜あきる野 IC	10月12日10:00	10月14日20:00	大雨のため⇒土砂流入
中央自動車道	八王子料金所~一宮御坂 IC	10月12日10:00	10月19日12:00	大雨のため⇒土砂流入

(4) 通行規制情報の発信

緑区を中心に通行止めとなる路線が多数発生したことから、被災状況や通行規制情報、市外への迂回路情報を市ホームページ等で周知を行った。

図表 3.7.5 市ホームページによる被災状況の発信(令和元年 10月 15日時点)

現在の位置: <u>トップページ</u> > <u>市政情報</u> > <u>道路</u> > 台風第19号に伴う道路の被災状況につい

台風第19号に伴う道路の被災状況について(速報)

ページ番号1017776 印刷 🖶 大きな文字で印刷 🖷

このたびの台風第19号の大雨により、特に、津久井地域の道路において、土砂崩れによる甚大な被害が発生し、複数の路線で通行規制を行っております。 皆様には、御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

現在、現地調査による被害の全容把握を進めており、さらに、早期の復旧に向けた土砂や倒木の撤去等を鋭意行っておりますが、安全・安心な通行を確保していくためには、被災状況により、開通までに時間を要することもございます。 また、交通規制につきましては、市ホームページや日本道路交通情報センターでの情報提供、道路情報板による広域的な案内等の対応を行っているところでございます。

なお、作業の進捗や開通の見通しについては、随時お知らせいたします。

○ 災害等による通行規制情報

【現地の状況】

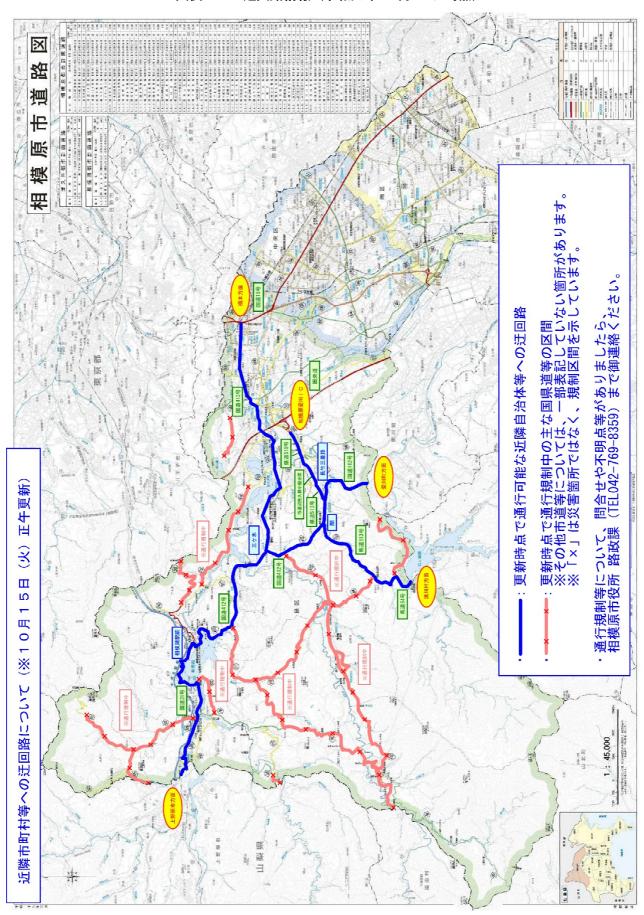


国道413号(緑区青根付近)(令和元年10月14日撮影)

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisci/1004480/1017776.html

2019/10/15

図表 3.7.6 迂回路情報 (令和元年 10 月 15 日時点)



2 応急啓開

(1) 道路啓開の実施

緑区では、50 路線で通行止めを行ったが、道路啓開を行った路線から順次、規制解除を行った。図表 3.7.7 は 12 月 27 日(金)までの通行止め解除の変遷で、図表 3.7.8 は主な道路の復旧状況である。また、路線ごとの規制解除日は図表 3.7.9 のとおりである。

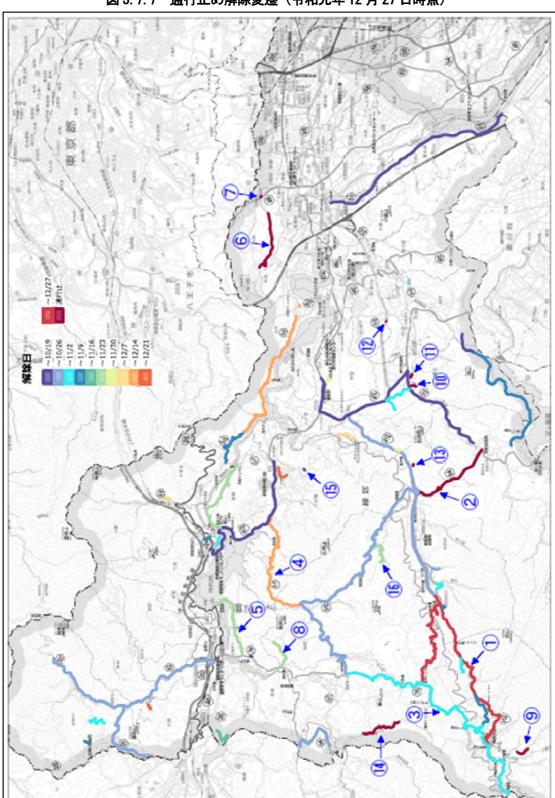


図3.7.7 通行止め解除変遷(令和元年12月27日時点)

図表 3.7.8 主な道路の復旧状況(令和元年 12月 27日時点)

	図表 3. 7. 8 主な道路の復旧状況(令和元年 12 月 27 日時点)						
No	路線名	被災状況	復旧時期	発災時	現況		
1	① 国道 413 号	盛土流出	12月26日				
)	出起 110		規制解除				
②	県道 64 号 (伊勢原	斜面崩壊	未定				
)	津久井)	盛土流出	<i>**</i> **********************************				
3	県道 76 号 (山北 藤野)	斜面崩壊	11月1日規制解除				
4	県道 517 号 (奥牧野 相模湖)	土石流堆	12月9日 規制解除				
(5)	県道 520 号 (吉野上野 原停車場)	斜面崩壊	11 月 18 日 規制解除				

No	路線名	被災状況	復旧時期	発災時	現況
6	市道松風 都井沢	斜面崩壊	未定		
7	市道相原界 松風橋	護岸崩落	未定		
8	市道篠原新和田	斜面崩壊	11月22日		
			規制解除	規制解除	規制解除
9	市道上青根 上野田釜立	斜面崩壊	未定		
10	市道青山 23 号	橋梁流出	未定		
11)	市道青山 19 号	路面崩落	未定		

No	路線名	被災状況	復旧時期	発災時	現況
12	認定外道路 (根小屋地 内)	路面崩落	未定		
13	市道青野原 2号	路面崩落	未定		
14)	市道奥牧野綱子	路面下崩落	未定		
15	市道寸沢嵐 反畑	ブロック 積沈下	未定		
16	市道牧馬 仲沢	路面崩落	未定		

図表 3.7.9 通行止め解除日

<u> </u>							
路線名	区間	規制日時	通行止め解除日				
	青野原 3290-1~青根 1375	10月12日7:00	12月26日				
国道 413 号	中野 1923-10~三ケ木 337-6	10月12日23:30	10月14日				
	青野原 3562~青山 3122	10月12日22:00	10月24日				
国道 413 号(旧道)	青野原 2866~青野原 3360	10月12日19:30	10月31日				
市道橋津原平丸	青根 608-1~青根 1045-1	10月12日7:00	11月7日				
県道 515 号(三井相模湖)	三井 646~千木良 402	10月12日7:15	12月11日				
県道 64 号(伊勢原津久井)	鳥屋 1047~青野原 471	10月12日7:30	令和2年4月24日				
県道 518 号(藤野津久井)	牧野 2594~青野原 723	10月12日7:30	10月24日				
県道 35 号(四日市場上野原)	牧野 8175~牧野 9194	10月12日7:45	10月24日				
県道 520 号(吉野上野原停車場)	日連 1677~日連 623	10月12日7:50	11月18日				
県道 517 号(奥牧野相模湖)	牧野 4164~寸沢嵐 3386	10月12日8:10	12月9日				
IB > + = 0	青根 1412~牧野 4164 号	10月12日8:10	11月1日				
県道 76 号(山北藤野)	日連 370-7	10月12日22:00	10月14日				
県道 511 号(太井上依知)	小倉 424~葉山島 1907	10月12日8:15	10月13日				
北岸林道	青山 2040~鳥屋 1673	10月12日9:30	11月9日				
県道 52 号(相模原町田)	当麻 2018-5~当麻 2681-3	10月12日10:00	10月13日				
県道 521 号(佐野川上野原)	佐野川 306~佐野川 2323	10月12日14:30	10月24日				
市道篠原新和田	牧野 5534-2~牧野 5189-2	10月12日15:00	11月22日				
県道 522 号(棡原藤野)	佐野川 2044~小渕 1695	10月12日15:00	10月24日				
市道中野小原	与瀬 1212-1~与瀬 149	10月12日19:00	11月5日				
市道青野原 31 号	青野原 2418~青野原 2432	10月12日19:30	10月21日				
市道相原界松風橋	広田 8-31	10月12日21:15	令和2年12月25日				
十光一 一种的	与瀬 991−2	10月12日22:00	10月30日				
市道ユース科学館	与瀬 883-1	10月12日22:00	10月30日				
国学 410 日	三ケ木 337-6~青山 1043-2	10月12日22:00	10月13日				
国道 412 号	与瀬本町 46~若柳 986-7	10月13日1:00	10月14日				
市道大沼 230 号	大野台 8-14-3	10月12日23:00	10月13日				
県道 513 号(鳥屋川尻)	青山 1043-2~鳥屋 719	10月13日0:00	10月13日				
市道松風都井沢	川尻 4453-9~川尻 4324-1	10月13日2:00	令和2年3月31日				
市道青山 23 号	青山 2529-2~青山 2380	10月13日12:00	令和3年5月31日				
市道青山 19 号	青山 1171-7~青山 1153-1	10月13日12:00	令和3年9月29日				
市道奥牧野綱子	牧野 9644-4~牧野 10135	10月13日12:00	工事継続中				
市道寸沢嵐反畑	寸沢嵐 1137-1	10月13日12:00	10月13日				
市道牧馬仲沢	牧野 660~牧野 520	10月13日12:00	11月18日				
市道青根 6 号	青根 850-2~青根 876-1	10月13日12:00	令和3年3月24日				
市道上青根上野田釜立	青根 2465-1~青根 2418-1	10月12日19:50	令和2年12月24日				
市道阿津奥畑	若柳 313-1~若柳 473-2	10月13日12:00	11月20日				
市道原口6号	若柳 1336-9~若柳 1358-4	10月13日12:00	12月17日				
市道青山2号	青山 2838~青山 2774	10月13日12:00	11月1日				
市道長竹 45 号	長竹 2183-1~長竹 2204-1	10月13日12:00	11月1日				
市道石神六間	青山 635-10~青山 2500-4	10月13日12:00	11月1日				
市道青山 27 号	青山 3847~青野原 73-1	10月13日12:00	11月25日				
市道青野原2号	青野原 42-10~青野原 211-1	10月13日12:00	令和3年2月16日				
市道青野原 39 号	青野原 3569-2	10月13日12:00	11月8日				
市道中野 31 号	中野 1979-1~中野 1972-2	10月13日12:00	11月29日				

路線名	区間	規制日時	通行止め解除日
市道中野 38 号	中野 1970-4~中野 1970-1	10月13日12:00	11月29日
市道塩民名手浅川	三井 545-1~三井 542-4	10月13日12:00	12月13日
市道下岩和田	佐野川 1787-1~佐野川 1989-1	10月13日12:00	10月28日
市道上沢井キサザウ	澤井 1397~澤井 1393	10月13日12:00	12月21日
市道下岩御霊	佐野川 2970-1~佐野川 2923-1	10月13日12:00	11月7日
市道名倉島田	名倉 4523-2~名倉 4589	10月13日12:00	11月13日
市道大棚大鹿	長竹 3373-1~青山 2040-2	10月13日12:00	10月16日
県道 516 号(浅川相模湖)	千木良 1354-1~千木良 1365-11	10月13日12:00	12月2日
市道西野々伏馬田~市道伏馬田菅井	青野原 3579-11~牧野 12000-4	11月8日15:00	12月26日
認定外道路	根小屋 2033-1~根小屋 2031	10月13日12:00	令和2年5月11日
認定外道路	青根 41-4~青根 106	10月13日12:00	10月31日
認定外道路	青山 3462-4~青山 3201-2	10月13日12:00	12月5日

(2) 残土仮置場の確保

道路啓開にて発生した道路上の障害物(土砂・倒木等)の仮置場として、相模湖林間公園 や名倉グラウンドなどを使用した。

第8節 応急給水

1 平時の水道供給体制

本市のほとんどが県営水道の給水区域で、給水人口比の99.4%を占めており、市営簡易水道は、津久井地区(青根)及び藤野地区(名倉・牧野の一部)の一部に点在する給水人口101人以上5,000人以下の区域を給水区域とし、管理及び運営を行っている。

図表 3.8.1 神奈川県営水道(浄水場)の概要

,	净水場名	給水区域	水源	原水	水利権等	浄水能力	最大供給量
•	守小场石	和小区域	小小尔	種別		(㎡/日)	
				伏流水	7, 344		_
谷	ケ原浄水場	相模原市、厚木市、愛川町	相模川	表流水	180,000		_
				計	187, 344	242, 800	178, 000
	鳥屋浄水場	津久井地区 (鳥屋、青山、長竹、青野原)	早戸川	伏流水	5, 550	5, 550	5, 400
1/5	長野浄水場	津久井地区 (青野原)	西沢	伏流水	527	500	500
規	底沢浄水場	相模湖地区(千木良、小原))	底沢	表流水	500	470	400
小規模浄水場	鎌沢浄水場	藤野地区 (澤井、小渕、名倉、佐野川)	佐野川	表流水	760	720	700
場	落合浄水場	藤野地区 (佐野川、澤井、小渕、名倉)	栃谷川	表流水	1, 700	1,620	1,500
	和田浄水場	藤野地区(佐野川)	沢井川	表流水	398	360	360

《出所:令和元年 水道業務統計年報から作成》

図表 3.8.2 市営簡易水道の概要

	給水区域	給水	給水		水源・浄水施	设
名称	柏水区域 (面積(km))	件数	人口	取水施設	浄水施設	配水施設
		(件)	(人)	(最大取水量(m³/日))	(最大浄水量)	(有効容量(m³/日))
青根 簡易水道	津久井地区 (青根) (36.25)	293	550	エビラ沢取水場(1,160)	青根浄水場 (1,100 ㎡/日)	浄水場配水池 (816)、 荒井配水池 (320)、 橋津原配水池 (112)、 音久和配水池 (120)
葛原簡易水道	藤野地区 (名倉) (0.31)	129	291	葛原水源(90)、日向水源(23)		葛原配水池(60)、 葛原配水池(120)
牧野中央簡易水道	藤野地区 (牧野) (2.24)	520	1, 323	奥牧野水源(40)、新奥 牧野水源(40)、栗久保 水源(45)、金山水源 (110)、新大久和水源 (50)、新和田水源(70)、 篠原水源(85)、新篠原 水源(65)、西山水源 (25)、高区水源(10)	(65 ㎡/日)、 伏馬田浄水場 (31 ㎡/日)	新奥牧野配水池(82)、栗久保配水池(25.3)、大久和配水池(110)、大久和第1配水池(40)、新和田配水池(40)、篠原配水池(95.4)、篠原調整池(40)、伏馬田配水池(40)、伏馬田配水池(40)、伏馬田高区配水池(8)、大鐘配水池(96)

《令和3年4月1日現在》

2 応援要請・応急給水活動

(1) 上水道区域

緑区の複数箇所で発生した土砂災害により、鳥屋浄水場、長野浄水場及び底沢浄水場において、停電や水道管の破損、導水管の流出等が発生したため、最大3,620戸に断水が生じ、各浄水場の応急復旧までの期間、応急給水を実施した。

応急給水は、県企業庁が主体となり、市内の各管工事協同組合に協力を要請39し、10月13日(日)から実施された。また、14日(月・祝)以降は、県企業庁から本市に対し、応急給水部隊の派遣及び応急給水実施場所を市で指定するよう要請があり、給水タンクを積載したトラック(以下「タンク積載車」という。)を運用し、県企業庁と連携して応急給水を実施した。本市の応急給水対応の経過は、図表3.8.3のとおりである。

図表 3.8.3 応急給水対応の主な経過

日	対応等
10月12日	○健康福祉局(生活衛生課)が、災害時応急給水の協定締結先の県北管工事協同組合、相
(土)	模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合に連絡し、断水時における応急給水体
	制の確保について確認。
13 日(日)	○県企業庁と各管工事協同組合による応急給水が開始。(緑区内4箇所、給水車6台体制)
	○健康福祉局(生活衛生課)が、津久井水道営業所に断水の状況及び応急給水の対応を確
	款 nich。
14 日	○緑区内の7箇所の拠点において、給水車14台体制で応急給水を実施。
(月・祝)	○津久井水道営業所から本市に対し、応急給水部隊の派遣及び応急給水拠点の指定の要請
	があり、本市からタンク積載車1台を出動し応急給水活動を実施。(17日まで)
	《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・3往復4回給水)
15 日(火)	○緑区内の7箇所の拠点において、給水車18台体制で応急給水を実施。
	《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・5往復6回給水)
	〇市立青野原診療所の貯水槽(1.5t)への給水要請を受け、津久井水道営業所と調整し、
	津久井水道営業所が対応。
	○津久井水道営業所から「高齢者等が給水拠点まで行けないという訴えがあり、市で対応
	してもらいたい」と連絡を受け、庁内調整を開始。
16 目(水)	○緑区内の7箇所の拠点において、給水車20台体制で応急給水を実施。
	《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・4往復5回給水)
	○高齢者等の給水拠点へ行けない市民への対応として、健康福祉局(生活衛生課)で電話に
	よる受付を行い、健康福祉局内各部で配送部隊を編成し、自宅に届ける体制を確立。
17 目(木)	○緑区内の7箇所の拠点において、給水車20台体制で応急給水を実施。
	《本市活動場所》串川グラウンド(タンク積載車1台3名体制・3往復4回給水)
	○2tトラックをレンタル ^(※1) し、給水活動中のタンクが空になった際に載せ替え作業を実施。
	○断水の復旧が進んだことにより、津久井水道営業所と調整し、17日をもって本市のタン
	ク積載車による活動を終了。
	○鳥屋、青野原、長竹地域の3戸に対し、給水袋の宅配を実施。
18日(金)	○鳥屋、青野原地域の2戸に給水袋の宅配を実施。
19日(土)	○19 時 40 分に全ての地域において断水が復旧。

(※1) 給水活動の支援を目的に、企画財政局(管財課)が10月17日から11月16日までの期間、レンタルを実施。

³⁹ 県企業庁と神奈川県管工事業協同組合が締結した「災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書」 (平成23年4月1日締結)に基づく協力要請。

図表 3.8.4 応急給水の実施状況(上水道)

給水日時 (※1)	給水車台数	地	区	応急給水実施場所
10月13日(日)	6台(県企業庁3台、	津久井	青野原	青野原小学校、前戸バス停前
9:00~17:30	管工事組合3台)	年 久开	鳥屋	鳥屋地域センター、鳥屋バス停前
			青野原	青野原小学校、前戸バス停前
14日(月・祝)	14 台(県企業庁 10 台、	津久井	鳥屋	鳥屋地域センター、鳥屋バス停前
9:00~17:30	管工事組合3台、市1	年久开	青山	串川地域センター、串川グラウンド、
9 . 00 -17 . 30	台)		月川	(有)矢部運送駐車場
		相模湖	底沢	個別給水
15 目(火)	18 台(県企業庁 10 台、		青野原	青野原小学校 (※2)、前戸バス停前、諏訪神社
$9:00\sim17:30$	管工事組合7台、市1	津久井	鳥屋	鳥屋地域センター (※2)、鳥屋バス停前
9 . 00 ~17 . 30	台)		青山	串川地域センター ^(※2) 、串川グラウンド
10 [(-14)	20 台(県企業庁 12 台、		青野原	青野原小学校 (※2)、前戸バス停前、諏訪神社
16 日(水) 9:00~17:30	管工事組合7台、市1	津久井	鳥屋	鳥屋地域センター ^(※2) 、鳥屋バス停前
9 . 00 ~ 17 . 30	台)		青山	串川地域センター ^(※2) 、串川グラウンド
17 日 (士)	20 台(県企業庁 12 台、		青野原	青野原小学校、前戸バス停前、諏訪神社
17 日(木)	管工事組合7台、市1	津久井	鳥屋	鳥屋地域センター、鳥屋バス停前
$9:00\sim17:30$	台)		青山	串川地域センター、串川グラウンド
18日(金)	11 台(県企業庁 10 台、	油力 ++	主 配匠	青野原小学校、前戸バス停前、諏訪神社、前
9:00~12:00	管工事組合1台)	津久井	青野原	戸地区 (※3)
19 目(土)	1 4 (周久娄岸14)	津久井	青野原	前戸地区
9:00~17:30	1台(県企業庁1台)	相模湖	底沢	個別給水

^(※1) 日時は計画段階のもので、需要等の状況から前後した。この他、大口需要家等の受水槽に個別に給水を実施した。

図表 3.8.5 県企業庁の給水車対応状況

所属タンク			活動状況						
(企業庁)	グンク	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	計
相模原	1 t								1
	1 t								0
相模原南	1 t						•		5
津久井	1 t						•		7
鎌倉	2 t		•						4
	1 t								2
藤沢	1 t								0
茅ケ崎	1 t						•		5
平塚	1 t								4
厚木	1 t						•		5
海老名	1 t						•		6
大 和	1 t								0
寒川	4 t						•		5
冬 川	2 t		•				•		5
谷ケ原	2 t		•	•		•			6
箱根	2 t				•	•	•		3
	県企業庁	3台	10 台	10 台	12 台	12 台	10 台	1台	58 台
活動台数	組合	3台	3台	7台	7台	7台	1台		28 台
	相模原市		1台	1台	1台	1台			4台

《出所:津久井水道営業所提供資料から作成》

^(※2) 応急給水実施時間が20時まで延長された。

^(※3) 前戸地区では、応急給水実施時間が17時30分まで延長された。

図表 3.8.6 県企業庁による応急給水の対応状況





(上)応急給水実施場所での補水

(左)県内水道営業所から派遣された給水車

《出典:津久井水道営業所提供》

(2) 簡易水道区域

簡易水道区域においても、停電等による影響で最大 418 戸に断水が生じたことから、復旧までの期間、応急給水を実施した。応急給水に当たっては、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の全部を改正する覚書」に基づき、横浜市、川崎市及び横須賀市の応援活動を受けながら実施した。

10月15日(火)夜に断水状態が解消したことにより、応急給水を終了した。しかし、23日(水)に国道413号の崩落箇所の拡大により配水管が破損し漏水したことから当該箇所の配水管を止水した。そのため、糠又地区(緑区青根)の5世帯が断水し、28日(月)に仮復旧を行うまでの期間、本市のタンク積載車2台による応急給水を実施した。

図表 3.8.7 応急給水の実施状況(簡易水道)

	給水日時	13	日(日)	14日(月・祝)	15 目(火)	23 目(水)~		
						28 日(月)		
給水地域		11:30	21:30	10:30	10:00	23 日(水)13:30		
		~18:00	~22:30	~17:00	~15:00	~		
						28日(月)16:40		
			3台	5台	3台			
	丰田		(本市2台、	(本市1台、横浜市	(本市1台、			
)±1, h ++-	青根		育悅 —		横浜市1台)	1台、川崎市1台、	横須賀市2台)	
津久井				横須賀市2台)				
	事用 (新女子()					2台		
	青根(糠又地区)					(本市2台)		
	並手m m加図	1台						
	新和田・田賀岡	(本市)		<u> </u>				
강당 田국	4B 14	1台						
歴 野	藤野中尾日向			<u> </u>				
篠原		1台						
		(横浜市)		_				
給水実績		32 人	40 人	20 人	7人	2人		

第9節 ライフラインの復旧

1 上水道

(1) 上水道区域の復旧

最大 3,620 戸に生じた上水道の断水は、応急給水と並行して、県企業庁により復旧作業が行われた。復旧に当たっては延べ143 人体制で、仮設設備の配置、配水設備の切替等の復旧作業を行い、10月19日(土)19時40分に市内の上水道の断水が解消された。

図表 3.9.1 上水道の復旧経過

日時	断水解消状況
10月13日(日)	○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部20戸が系統切替により断水解消。
14日(月・祝)	○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部5戸が系統切替により断水解消。
	○落合浄水場地区の澤井の一部 66 戸が浄水場再開により断水解消。
	⇒落合浄水場地区全域の断水が解消。
15 日(火)	○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部 21 戸が系統切替により断水解消。
16日(水)	○鳥屋浄水場地区の鳥屋の一部 103 戸、青野原の一部 361 戸が浄水場再開及び
	管洗浄作業により断水解消。
17日(木)	○底沢浄水場地区の千木良・小原の一部 15 戸が配管修理及び系統切替により断
	水解消。
	○鳥屋浄水場地区の鳥屋の一部 823 戸が管洗浄作業により断水解除となり鳥屋
	のほぼ全域で断水解消。
	○青山・長竹の全域 1,753 戸が管洗浄作業により断水解消。
	○長野浄水場地区の青野原の一部315戸が管洗浄作業により新たに断水解消。
18日(金)	○鳥屋浄水場地区の青野原の一部333戸が管洗浄作業により新たに断水解消。
	○長野浄水場地区の青野原の一部49戸が管洗浄作業により新たに断水解消。
	⇒長野浄水場地区全域の断水が解消。
19日(土)	○鳥屋浄水場地区の青野原の一部 28 戸が仮設配管により断水解消。
	⇒鳥屋浄水場地区全域の断水が解消。
	○底沢浄水場地区の千木良・小原一部の5戸が仮設ポンプ設置により新たに断水
	解消。
	⇒底沢浄水場地区全域の断水が解消。

《出所:県提供資料から作成》

(2) 簡易水道区域の復旧

最大 418 戸に生じた簡易水道の断水は、応急給水対応と並行して、都市建設局(津久井土 木事務所)により復旧作業が行われた。復旧対応は、7名体制⁴⁰で行い、管修繕や土砂の撤去 等により、10月 28日(月)16 時に簡易水道の断水が解消された。

 40 総括1名、藤野簡易水道対応1名、青根簡易水道対応2名、両簡易水道対応1名、情報連絡員2名の体制。

図表 3.9.2 簡易水道の復旧状況

発生日時	復旧日時	地区	対象世帯	対象人数
10月13日(日)未明	13 日(日)18:00	藤野(新和田、田賀岡、 中尾日向、篠原)	120 世帯	300 人
13 日(日)12:00	15日(火)15:00	青根(**1)	298 世帯	588 人
23 日 (水) 13:00	28日(月)16:00	青根(糠又地区)(※2)	6世帯(※3)	1人

- (※1)最大想定数。停電により浄水機能は停止したが、浄水後の貯留水で給水を実施した。
- (※2) 道路崩落箇所の露出管破損のため、仮設管設置まで止水し給水車により応急給水を実施した。
- (※3) 給水契約件数であり、実態は住居1件(居住者1人)、別荘2件、畑1件、事業者2件であった。

図表 3.9.3 簡易水道の修繕内容

地	区	被害施設	被害内容	修繕内容
			設備への土砂等流入	土砂撤去
		取水場 (エビラ沢)	管破損・露出	水管橋修繕
			設備への土砂等流入	外構補修
			設備への土砂等流入	フェンス修繕
青	根	中間貯留施設	設備への土砂等流入	土砂撤去
月	1114		停電等による設備・装置障害	ポンプ点検
		配水管(向井地区)	管破損・露出	管修繕
		配水管(橋津原地区)	管破損・露出	管修繕
		配水管(荒井~糠又地区)	管破損・露出	管修繕
		高瀬野水管橋	管破損・露出	管修繕
		取水施設導水管	管破損・露出	管修繕
	葛原	取水施設周辺	設備への土砂等流入	外構修繕
		水源地取水計装装置 (取水センサー)	停電等による設備・装置障害	断線箇所修繕
		増圧ポンプ電装装置	停電等による設備・装置障害	ポンプ修繕
藤野	新和田	水源地取水計装装置 (取水センサー)	停電等による設備・装置障害	有線接続
		 配水池周辺	 設備への土砂等流入	土砂撤去、
	篠原	HIJ/HJZ	DE ATTO ATTOM	フェンス修繕
		膜ろ過施設	設備への土砂等流入	膜ろ過施設点検
	大久和	 水源施設(金山水源)	停電等による設備・装置障害	ポンプ点検
	77771	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	停電等による設備・装置障害	配線復旧
	伏馬田	取水施設導水管	停電等による設備・装置障害	導水管修繕

2 下水道

下水道の設備については、与瀬第1マンホールポンプ⁴¹において、雨水の流入により配電盤が水没しポンプ機能が損なわれたことから、バキューム車による汲み出しを実施するとともに、配電盤の交換を実施した。また、奈良本マンホールポンプにおいては、マンホールからの汚水が溢水したことから、消毒・清掃を行うとともに、ポンプ能力向上のための機器及び配電盤の交換を実施した。

なお、そのほか、停電により 14 箇所のマンホールポンプが停止したが、非常用発電設備が稼働し、運転が継続されたことから、市民生活における支障は生じなかった。

 $^{^{41}}$ 自然流下で流すことのできない場所の生活排水をくみ上げて下水処理場へ送るポンプ設備。

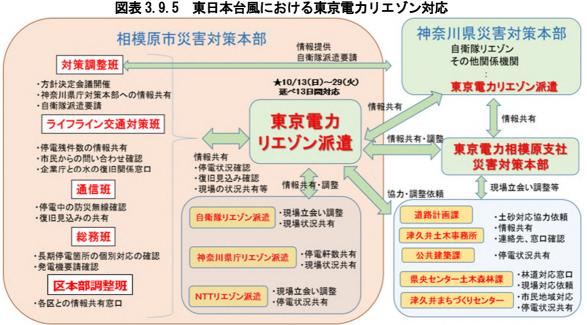
3 電気

市内では、最大約3,960軒の停電が発生したが、津久井地域の複数箇所において土砂災害や 倒木による電柱の折損や断線が発生しており、これらの地域の復電を行うには、先行して道路 啓開を実施する必要が生じていた。こうしたことから、リエゾンが派遣された東京電力パワー グリッド(株)相模原支社や自衛隊、県、NTT東日本と本部事務局、都市建設局(道路部) との間で被害状況等の情報共有を行うとともに、道路啓開を行う路線の優先順位について協議 を行い、道路啓開と連携して東京電力パワーグリッド(株)による停電復旧の対応が行われた。 その結果、10月17日(木)には、全区間に送電が開始され、個々の住宅への引込線が断線 している場合や土砂災害により送電を遮断している場合等を除き、停電が解消された。



図表 3.9.4 本市における停電推移

《出所:東京電力パワーグリッド(株)相模原支社提供資料に一部加筆》



《出所:東京電力パワーグリッド(株)相模原支社提供資料に一部加筆》

4 通信

(1)固定電話

津久井地域において、土砂災害による電柱の折損や通信ケーブル損傷により、最大 182 回線の固定電話の不通が発生したが、復旧を行うには、先行して道路啓開を実施する必要が生じていたため、電気の復旧と同様に、道路啓開と連携してNTT東日本による復旧作業が行われた。

なお、復旧まで時間を要する地域には、通信手段を確保するため、NTT東日本東京西支店から衛星携帯電話の貸出しが行われたほか、電柱の建柱に時間を要する箇所については、通信ケーブルのルートを変更し仮復旧を行うなどの対応がとられ、11月中旬頃までに本復旧が行われた。

(2) 携帯電話

ア NTTドコモ

緑区の一部において、停電等により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、 18日(金)13時43分に復旧した。

イ KDDI (au)

緑区の一部において、停電や通信回線故障により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、16日(水)8時56分に復旧した。

ウ ソフトバンク

緑区の一部において、停電や伝送路の支障等により、10月12日(土)から通信障害が発生していたが、16日(水)20時33分に復旧した。

5 交通機関

(1) 鉄道

10月12日(土)午前から順次全線運休の措置がとられた市内の在来線は、台風通過後、JR中央本線を除く各路線において安全確認等が行われ、13日(日)正午頃までに運転を再開した。また、JR中央本線は、「高尾駅~相模湖駅」間(上り線)で線路上への土砂流入及びコンクリート壁の崩落が生じたことから、それらの撤去作業が行われ、18日(金)から、1時間に1本程度の単線運転を開始した。その後、本復旧が完了し、通常運転は、28日(月)始発から再開した。

(2) バス

10月12日(土)に順次全線運休の措置がとられた市内を運行するバス事業者各社は、13日(日)始発から順次運行を再開した。

なお、神奈川中央交通(株)が運行する区間のうち、緑区で発生した土砂災害等により道路が通行止めとなっている路線については、運休の継続や運行ルートの変更が実施されたが、通行規制等の解除に伴い、18日(金)には、「三ケ木~東野・月夜野」の路線以外の路線において運行を再開した。

「三ケ木~東野・月夜野」路線については、国道 413 号の路面崩落により、復旧に時間がかかることが想定されたため、都市建設局(交通政策課)と神奈川中央交通(株)及び山口自動車(株)で路線バスの運行及び代替交通手段について協議を行い、28 日(月)から「三ケ木~青野原診療所前」間の折り返し運転及び菅井地区(緑区牧野)を経由した「月夜野~

青野原診療所前」間の代替交通手段による運行を開始した。代替交通手段による運行は、国道 413 号の通行止めが解除されるまでの期間実施され、令和2年3月27日(金)に終了した。代替交通手段による運行に関する概要は、図表3.9.6のとおりである。

図表 3.9.6 代替交通手段による運行の概要

	図衣 3.9.0 代省父迪于段による連行の概要
運行区間	青野原診療所前から橋津原・菅井・東野・月夜野
運行開始日	令和元年 10 月 28 日 (月)
運行時間	6時5分から18時10分まで(平日)
運行形態	電話予約による乗合(ワゴン車:8人まで乗車可能)
運行本数	平日6便(往路3便・復路3便)、土休日2便(往路1便・復路1便)
利用料金	無料
	運行ルート
連行經路 月夜野 ①	18 19 18 19 18 19 19 19

図表 3.9.7 「三ケ木~東野・月夜野」路線の通行止めに伴う対応経過

年月日	内容
令和元年	「三ケ木~東野・月夜野」路線が通行止めにより運行ができないため、折り返し運
10月15日(火)	転実施について、市交通政策課と神奈中バスで協議。併せて代替交通の検討を実施。
10月28日(月)	「三ケ木~東野・月夜野」路線において青野原診療所前での折り返し運転を開始。
	併せて「月夜野~青野原診療所前」間の代替交通の運行を開始。
12月10日(火)	「三ケ木~青野原診療所前」間の運行を「三ケ木~伏馬田入口」間へ運行区間を延
	伸。併せて代替交通の運行区間を「月夜野〜伏馬田入口」間に変更。
令和2年	「三ケ木〜伏馬田入口」間の運行を「三ケ木〜平丸」間へ運行区間を延伸。併せて
1月17日(金)	代替交通の運行区間を「月夜野~平丸」間に変更し運行本数も8便に増便。
3月27日(金)	国道 413 号の災害復旧工事が完了し、通行の安全が確認されたため、通行止めが解
	除。これに伴い、神奈中バスの「三ケ木~東野・月夜野」路線の通常運行が再開。
	通常運行が再開されたたことから、代替交通を終了。

第10節 災害廃棄物

1 一般ごみ・資源収集への対応

台風の接近・通過が予想される 10 月 12 日(土)一般ごみや資源の収集については、事前に環境経済局(資源循環部)内で対応を検討し、安全に配慮した上で通常どおり収集を行うことを決定していた。こうした中、12 日(土)は、気象状況を踏まえ、午後の収集区域を午前中に早めるなどの対応を行ったが、雨量規制値超過による通行規制が生じた津久井地区(青根)や相模湖地区(寸沢嵐)の一部では、一般ごみの収集車両が集積場所まで向かうことができず、収集を見送った。

また、14日(月・祝)以降の一般ごみや資源の収集については、通常どおり実施することとしたが、土砂災害や道路崩落等が発生した津久井地域の通行止め区間周辺地域では、16日(水)まで収集ができない状況が続いた⁴²。

なお、12 日(土)一般ごみ・資源の収集の際には、収集車両や収集作業従事者に被害が生じることはなかったが、職員や収集委託事業者の安全確保のため、避難指示(緊急)が発令された場合には、発令地域の収集を中止することを暫定的に定め対応することとした。

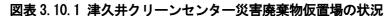
2 災害廃棄物への対応

(1) 災害廃棄物仮置場の設置

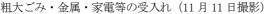
東日本台風では、津久井地域で土砂災害による家屋の全壊等の被害が発生していたことから、特に被害の大きい津久井・相模湖・藤野地区に近い場所で、かつ、搬入・搬出及び運搬ルートの確保が可能となる場所に災害廃棄物仮置場を設置することとした。

環境経済局(資源循環部)において、10月13日(日)時点で判明している住家被害棟数から災害廃棄物仮置場の必要面積を推計⁴³した結果、津久井クリーンセンター構内に10月16日(水)から11月16日(土)までの期間、災害廃棄物仮置場を設置することを決定し、その後、設置期間を令和2年1月31日(金)まで延長し、受入れ等の対応を行った。

また、10月18日(金)から受付を開始した宅地内に堆積した土砂混じりがれき撤去事業や、10月20日(日)から開始された災害ボランティアによる被災住宅内の土砂排出等の活動に伴い、青野原グラウンドや相模湖林間公園等にも災害廃棄物仮置場を設置した。









がれき等の受入れ状況(11月11日撮影)

⁴² 14日 (月・祝) は13箇所、15日 (火) は14箇所、16日 (水) は11箇所の集積場所でごみ収集ができない状況であった。

⁴³ 相模原市災害廃棄物等処理計画に基づき、仮置場必要面積を推計。

(2) 災害廃棄物の排出・収集方法

災害廃棄物は、被災者が津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場に直接持ち込むことを基本としたが、津久井・相模湖・藤野地区においては、直接持ち込みが困難な場合に、普段利用している「ごみ・資源集積場所」に一般ごみや資源と分けて「災害ごみ」の張り紙を貼付し排出することを可能とした。また、事前に津久井クリーンセンターへ相談することで、近隣の住民や自治会単位等で、空き地や広場等にまとめて災害廃棄物を排出することも可能としたほか、いずれの方法でも災害廃棄物を排出することが困難な被災者には、戸別収集を行った。

なお、排出することができる災害廃棄物は、土砂や浸水で被災した家財や片付けの際に発生した家具類、繊維類(布団・衣類等)、畳、その他の可燃物(ふすま・障子等)、倒木・流木、特定家庭用機器(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)等を対象とし、一般ごみや資源は、通常どおり指定された曜日に「ごみ・資源集積場所」へ排出するよう周知を行った。

(3) 災害廃棄物の受入れ

ア 津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場

10月16日(水)から12月15日(日)までの期間、罹災証明書・罹災届出証明書の提示を不要とし、かつ減免申請書の提出を省略して災害廃棄物の処理手数料の免除を行った。 12月16日(月)以降は、罹災証明書・罹災届出証明書を提示し、減免申請書を提出することで、災害廃棄物の処理手数料を免除することとした。

なお、津久井クリーンセンターの災害廃棄物仮置場としての位置付けは、令和2年1月31日(金)で終了したが、災害廃棄物の受入れは、令和2年3月31日(火)まで延長44することとし、持ち込む際には津久井クリーンセンターに事前連絡することとした。

イ 南清掃工場及び北清掃工場

10月16日(水)から12月14日(土)までの期間、罹災証明書・罹災届出証明書の提示を不要とし、かつ減免申請書の提出を省略して災害廃棄物の処理手数料の免除を行った。 12月16日(月)以降は、通常どおりの対応に戻し、罹災証明書・罹災届出証明書を提示し、減免申請書を提出することで、災害廃棄物の処理手数料を免除した。

(4) 津久井クリーンセンター(津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場含む)における受入れ実績

津久井クリーンセンター (津久井クリーンセンター災害廃棄物仮置場含む) では、10月14日 (月・祝) から令和2年3月31日 (火) までの期間で、直接持ち込みが1,659件、ごみ・資源集積場所等からの収集570件、合計2,229件受入れを行い、罹災重量の合計は1,126,850kgであった。

-	受入れ件数(単位:件)			罹災重量(単位:kg)		
月	持ち込み	収集	小計	持ち込み	収集	小計
10 月	659	61	720	387, 130	43,000	430, 130
11月	659	240	899	320, 680	173, 430	494, 110
12 月	179	161	340	64, 610	74,600	139, 210
1月	76	59	135	21, 730	13, 190	34, 920
2月	31	25	56	5, 670	10, 470	16, 140
3月	55	24	79	9, 180	3, 160	12, 340
合計	1,659	570	2, 229	809, 000	317, 850	1, 126, 850

図表 3.10.2 津久井クリーンセンターにおける受入れ実績

 $^{^{44}}$ 12月 16日(月)以降は、日曜日の受入れを行わないこととした(12月 31日 \sim 1月3日の間も受入れを行わない)。

第11節 災害対策用地

1 災害対策用地の確保

津久井地域の複数箇所で発生した土砂災害により、道路啓開等の災害応急対策や災害復旧事業を進めるに当たり、災害廃棄物や住宅・道路に流入した土砂等の仮置場等を確保する必要が生じた。こうしたことから、企画財政局(土地利用調整課)が、各局・区本部から災害対策用地の確保の必要性などを聴取し、市有地の中から災害対策用地を確保した。

また、災害ボランティアの活動が開始されてからは、ボランティア活動に伴い発生した災害 廃棄物や土砂の搬入場所を確保する必要が生じたことから、健康福祉局(地域福祉課)が、個 別に施設所管課と調整し、災害対策用地を確保した。

2 災害対策用地の設置状況

東日本台風の対応に伴い設置した災害対策用地は、図表3.11.1のとおりである。

図表 3.11.1 東日本台風に係る災害対策用地の設置状況

地区	施設名	使用用途	使用部局	供用開始日	供用終了日	備考
	口ノ沢駐車場	道路上の障害物 (土砂、倒木等)	都市建設局 (津久井土木事務所)	10月14日	令和3年 3月19日	
	旧青根小学校 グラウンド	被災住宅から発生 した災害廃棄物	健康福祉局 (地域福祉課)	10月23日	11月20日	ボランティア搬入用
	中田 匠 がニムッパ	宅地流入した土砂	環境経済局 (廃棄物政策課)	10月26日	令和3年 3月31日	
	青野原グラウンド	半壊以上の家屋の解体・撤去に係る撤去物	環境経済局 (廃棄物政策課)	令和2年 1月14日	令和3年 3月31日	受付は令和2年3月 31日まで
	青野原グラウンド (駐車場)	神奈中バスの 待機場所	都市建設局 (交通政策課)	10月28日	令和2年 1月16日	国道 413 号通行止め のため
津久井	前戸ふれあい広場	被災住宅から発生		10月21日	11月20日	ボランティア搬入用
井	旧帝京大学 グラウンド	した土砂		10月20日	11月20日	ボランティア搬入用
	串川出張所 (駐車場)		健康福祉局	10月20日	11月20日	ボランティア搬入用
	鳥居原ふれあい の館(駐車場) 鳥屋グラウンド (駐車場)	被災住宅から発生 した災害廃棄物	(地域福祉課)	10月20日	11月20日	ボランティア搬入用
				10月26日	12月14日	ボランティア搬入用
	中野小・中学校	災害ボランティア 駐車場		10月20日	12月12日	
相模湖	相模湖林間公園	道路上の障害物 (土砂、倒木等)	都市建設局 (津久井土木事務所)	10月18日	令和3年 10月29日	
湖	101条例作用五图	被災住宅から発生 した災害廃棄物	健康福祉局 (地域福祉課)	11月11日	12月9日	ボランティア搬入用
		道路上の障害物 (土砂、倒木等)	都市建設局 (津久井土木事務所)	10月21日	令和3年 3月31日	
藤野	名倉グラウンド	自衛隊宿営所	本部事務局 (緊急対策課)	10月29日	10月31日	ゲートボール場又は 管理棟多目的室
	2)	被災住宅から発生 した災害廃棄物	健康福祉局 (地域福祉課)	10月23日	令和3年 3月31日	ボランティア搬入用

図表 3.11.2 災害対策用地の状況



青野原グラウンド(搬入用のスロープを設置)(11月13日撮影)



青野原グラウンド(土砂受入れ) (11月9日撮影)



青野原グラウンド (災害廃棄物混じりの土砂) (11月9日撮影)



青野原グラウンド (土砂から災害廃棄物を分別) (11月10日撮影)



青野原グラウンド (災害ボランティアから搬入された土砂) (11月 10日撮影)



相模湖林間公園(11月11日撮影)



名倉グラウンド(11月11日撮影)



旧青根小学校グラウンド(11月 11日撮影)

第12節 教育・保育

1 学校の対応

(1) 台風接近前の対応

台風接近に伴い、教育局では、10月9日(水)に各小中学校に対し、施設・設備の再点検と安全確保を文書で依頼した。

また、相模川の洪水浸水想定区域内に所在する相模川自然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)において、台風の接近・通過により、水道や電気の不通、施設周辺の土砂災害・浸水等の被害が生じるおそれがあったことから、11日(金)及び15日(火)に当該施設の宿泊利用を予定している2校の小学校に対し、児童の受入れが不可能になった場合の対応について通知を行った。

(2) 台風通過後の対応

ア 被害状況の把握及び休業措置

台風通過後は、13 日(日)に教育局から各小中学校に対し、児童生徒の安否確認や学校の被害状況の確認を行うとともに、職員参集システムを活用した教職員の安否確認を実施した。

また、14日(月・祝)には、15日(火)からの学校再開が困難と見込まれる9校(津久井・藤野地区の小中学校)の校長と教育局(教育環境部・学校教育部)との間で、各校の被害状況を再度確認するとともに、休業の期間等について協議を行った。

なお、休業措置を行った学校については、15日(火)から16日(水)にかけて、スクールバス等による通学手段の確保、給食の配送ルートの変更、応急給水等の実施など、再開に向けた対応を実施し、18日(金)までに全ての学校が再開された。

地区	学校	休業等の理由	15日	16日	17日	18日
	- "		(火)	(水)	(木)	(金)
	鳥屋小学校	断水、通学路に土砂崩れ	休業	休業	通常	通常
	鳥屋中学校	同上	休業	通常	通常	通常
津久井	青野原小学校	同 上	休業	休業	通常	通常
	青野原中学校	同 上	休業	休業	通常	通常
	青根小学校	同 上	休業	休業	通常	通常
相模湖 桂北小学校 千木良小学校		通学路の安全確認	2 H遅れ	通常	通常	通常
		同 上	2 H遅れ	通常	通常	通常
藤野北小学校		断水、校庭に土砂崩れ	休業	休業	休業	午前のみ
藤野	藤野小学校	通学路に土砂崩れ	休業	通常	通常	通常
旅 到	藤野南小学校	同 上	休業	休業	通常	通常
	藤野中学校	断水、通学路に土砂崩れ	休業	休業	通常	通常
休業		小学校	6校	5校	1校	0校
		中学校	3校	2校	0校	0校

図表 3.12.1 学校の休業等の状況

イ 通学手段の確保

休業措置を行った学校の再開に向け、土砂災害により通学路が通行止めになるなど、通 学に支障が生じた5校や学習場所の変更を行った藤野北小学校への通学手段を確保するた め、スクールバスの運行経路の変更や臨時スクールバスの運行などの応急対応を実施した。

図表 3.12.2 応急対応として確保した通学手段

地区	学校	通学地域	応急対応として確保した通学手段
	青野原小学校	青根方面	従前から運行しているスクールタクシーの経路を変更
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(青野原中学校のみ)	(10月17日~3月25日)。
津久井	青野原中学校	青野原地区	10月16日に通行に支障をきたす土砂を撤去。
	青根小学校	_	保護者による送迎を実施(10月17日~3月25日)。
			県道 76 号の通行止めが解除され、通常手段として利用
		綱子・伏馬田方面	していたデマンド交通の利用が再開されるまでの間、臨
		時スクールバスを運行(10月17日~11月1日)。	
		新和田方面 野中学校 野南小学校 藤野台方面 (藤野中学校のみ)	赤沢で発生した土砂災害現場が復旧し、中型のスクール
			バスの通行が可能となるまでの間、臨時スクールバスを
	藤野中学校		運行(10月17日~11月29日)。
	藤野南小学校		通学手段として利用していた東芝エレベータ (株) 上野
藤野			原事業所のバスの運行が再開されるまでの間、スクール
旅 到			バスの運行経路を変更(10月17日~10月29日)。
	篠原・牧馬方面	藤野南小学校への通学は、臨時スクールバス等の運行に	
		(避難先からの通学)	よる通学支援を実施し、藤野中学校への通学は、保護者
		(歴典ルルグ・グリ地子)	による送迎を実施(10月17日~令和4年3月25日)。
			市立ふるさと自然体験教室での学習活動の再開に伴い、
	体配小小学 特		スクールバスの運行経路・時刻の変更や路線バスの利用
	藤野北小学校	_	に当たり、定期券の再交付を実施(10月21日~令和2年
			7月20日)。

ウ 給食提供体制の確保

国道 413 号の通行止めや藤野北小学校の学習場所の変更に対し、2校の給食の提供体制を確保するため、臨時の配送委託や配送先の変更等の対応を実施した。

図表 3.12.3 給食提供体制の確保内容

地区	学校	対応内容
津久井	青根小学校	国道 413 号の通行止めにより、通常依頼している車両や経路では配送ができないことから、軽貨物車による配送を契約し給食の提供体制を確保。
藤野	藤野北小学校	市立ふるさと自然体験教室での授業再開に伴い、配送業者の配送先の変 更等を実施。

エ 学校への応急給水

断水した3校に対し、授業再開に向け、受水槽への給水を実施した。

図表 3.12.4 応急給水の実施内容

地区	学校		実施内容
		10月16日(水)	都市建設局(津久井土木事務所)から給水タンク積載
	青野原小学校		トラックを借用し、教育局が学校の受水槽へ給水。
	青野原中学校	10月17日(木)	学校再開。
津久井		10月18日(金)	断水解消。
		10月16日(水)	県北管工事協同組合及び相模原市管工事設備協同組合
	鳥屋小学校		の協力により、受水槽への給水を実施。
		10月17日(木)	学校再開、断水解消。

オ 児童・生徒の心のケアの実施

10月14日(月・祝)に津久井地域の全小中学校へ教育局職員(学校教育課指導主事)を派遣して、学校や児童・生徒の状況を確認するとともに、児童・生徒の心のケアが必要と思われる学校(根小屋小学校、藤野北小学校)に対して、15日(火)から17日(木)の3日間、青少年教育カウンセラーの緊急派遣を実施した。また、16日(水)に、教育局から全小中学校に対し、児童生徒の心のケアに関する教職員向けの文書を発出した。

カ 台風通過後の降雨に伴う休業措置等の対応

10月24日(木)から25日(金)にかけて、降雨により大雨警報発表の可能性が横浜地 方気象台から示されたことから、各学校の判断により、12校において、25日(金)を休業 とする措置を行った。また、25日(金)8時11分に津久井地域に対し、避難勧告が発令 されたことにより、津久井地域の20校において、保護者引渡しの措置を行った。

図表 3.12.5 10 月 24 日から 25 日にかけて発令した避難情報に伴う学校の休業措置等の状況

休業措置を 行った学校	小学校	根小屋小学校、串川小学校、青野原小学校、青根小学校、田名小学校、 田名北小学校、新磯小学校、麻溝小学校、夢の丘小学校
(12 校)	中学校	田名中学校、串川中学校、青野原中学校
保護者引き渡しを行った学校	小学校	川尻小学校、湘南小学校、広陵小学校、広田小学校、中野小学校、津久 井中央小学校、鳥屋小学校、桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、 藤野北小学校、藤野小学校、藤野南小学校
(20 校)	中学校	相模丘中学校、中沢中学校、中野中学校、鳥屋中学校、北相中学校、内郷中学校、藤野中学校

2 藤野北小学校の被害

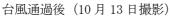
(1)被害の概要

藤野北小学校(緑区佐野川)では、10月12日(土)22時以降に学校東側の山腹斜面が崩 壊し、学校のグラウンドに約1,400 mの土砂が流入する被害が発生した。

土砂の流入により、グラウンドに土砂が堆積したほか、学校敷地擁壁やフェンスの倒壊、 側溝や多数の遊具が土砂に埋没し、応急対策として、グラウンドに堆積する土砂の流入を防 止するため、大型土嚢266袋を設置するとともに、学校の利用を禁止する措置を行った。









大型土嚢設置後(11月18日撮影)

(2) TEC-FORCE及び林野庁による調査

土砂災害による被害を受け、10月15日(火)に国土交通省近畿地方整備局TEC-FO RCEによる調査が行われ、小規模な崩落及び全体の地すべりが発生し、拙速に土砂を撤去 してしまうと、土による土留め効果が失われてしまう危険性があるとの結果報告を受けた。

また、11月23日(土)には、林野庁から派遣された山地災害の学識経験者による現地調 査が行われ、斜面や立木の形状、段差、地下水の湧出痕などの状況から、今回の土砂災害は、

地すべりと、地すべり末端の2箇 所の崩壊であり、今後の降雨に よる崩壊地の拡大とともに、地 すべり土塊が不安定化する可 能性があるとの結果報告45を受 けた。

なお、今回の被害発生箇所に ついては、急傾斜地の崩壊及び 土石流に係る土砂災害警戒区 域に指定されているが、地すべ りの指定はされていない。

図表 3.12.7 藤野北小学校東側斜面の地すべりの概要



⁴⁵ 「令和元年台風第 19 号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」(林野 庁)

(3) 学校の再開

土砂災害による被害が大きく、復旧には時間を要することから、藤野北小学校の学校再開にあたっては、暫定的な措置として、緑区澤井に所在する市立ふるさと自然体験教室(以下「やませみ」という。)を学習場所として教育活動を再開することとし、10月18日(金)からやませみで授業を再開した。

しかし、やませみについては、床が畳であることや特別教室がないなど、長期的な学習場所としての使用には適していないことから、復旧工事が完了するまでの間、緑区佐野川に所在する佐野川公民館を改修し、学校として使用することとした。

図表 3.12.8 藤野北小学校への対応に関する主な経過

日付	経過
10月12日(土)深夜	校庭に多量の土砂が流入。
~13 日(日)未明	13 日午前7時頃に近隣住民から教育委員会へ情報提供あり。現地確認
	実施。
14日(月・祝)	当面の間の休業を決定。
15 日 (火)	国土交通省近畿地方整備局 TEC-FORCE 砂防1班による調査実施。
	→地すべり性土砂災害の可能性があり、拙速に土砂を撤去してしまう
	と、土による土留め効果が失われてしまう危険性ありとの報告を受
	ける。
17 日 (木)	藤野北小学校保護者説明会(第1回)。
	→被災状況の報告及び18日から「やませみ」を活用し授業を再開する
	ことを説明。
	学校技能員により、土砂崩落箇所に影響のない範囲で倒木処理。
18日(金)	暫定的に、「やませみ」にて授業再開(午前中の授業のみ)。
25 日 (金)	藤野北小学校管理職、藤野北小学校PTA役員、学校教育課、学校施
	設課で打合せ。
30 日 (水)	藤野北小学校保護者説明会(第2回)。
31日 (木)	応急措置関連施工業者と現地打合せ。
11月1日(金)	藤野北小学校長、藤野北小学校PTA会長、教育委員会で打合せ。
7日(木)	法面施工業者と現地打合せ。
8日(金)	佐野川公民館を改修し学校として使用することについて意思決定。
9日(土)	土砂流出留めの大型土嚢の設置開始。
18日 (月)	大型土嚢設置完了。
19日 (火)	「やませみ」への職員室LAN等の整備。
21日 (木)	流出土の立木伐採。

3 保育所等の対応

(1) 台風接近前の対応

ア 公立施設(保育所、幼稚園、こども園)

公立施設については、10月10日(木)に、通常どおり12日(土)は開園することを決定した。また、事前対策として、施設の破損箇所等の点検を実施するとともに、「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合には、保護者に対し登園を控えるようメール配信を行い、気象状況等により施設から避難を実施した場合は、避難先の周知を行うよう対応を定めた。

イ 民間施設

民間施設に対しては、公立施設の事前対策等の対応を11日(金)に周知し、各施設の安全対策の実施を促す注意喚起を行った。

(2) 10月12日の対応

10月12日(土)は、前日17時に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたことに伴い、保護者へ登園を控えるようグループメールの配信を行った。その結果、土曜保育については、10園が開園し、20名の児童の保育を実施した。

開園保育所	受入 児童数	閉園時間	開園保育所	受入 児童数	閉園時間
相原保育園 (緑区相原)	1	15:15	津久井中央保育園 (緑区三ケ木)	1	10:05
相模原保育園 (中央区相模原)	3	15:00	田名保育園 (中央区田名)	1	12:30
南上溝保育園 (中央区上溝)	2	15:30	陽光台保育園 (中央区陽光台)	1	12:30
麻溝保育園 (南区当麻)	5	13:30	麻溝台保育園 (南区麻溝台)	4	14:10
相武台保育園 (南区新磯野)	1	17:25	東林保育園 (南区相南)	1	15:00

図表 3.12.9 10月12日における土曜保育の実施状況

(3) 台風通過後の対応

ア 被害状況の確認・休園の対応

台風通過後は、10月13日(日)に津久井地域の公立施設の被害状況を確認し、停電や断水がない施設について、15日(火)から開園することとした。なお、串川保育園及び青野原保育園については、断水していたが、14日(月・祝)及び15日(火)にこども・若者未来局(保育課)職員が飲料水及び生活用水の運搬を行い、開園することとした。

15日(火)に休園の対応を行った施設は、鳥屋児童保育園(緑区鳥屋)及びふじの幼稚園(緑区吉野)の2施設であり、休園情報については、保護者への連絡のほか、市ホームページに掲載し周知を行った。また、民間施設については、断水等により、津久井地域の3施設が休園の対応を行った。

図表 3.12.10 保育所等の休園状況

地区	施設名	入所人数	休園期間	休園理由等
油	自民旧卒但本国	4	10月15日 (火)	断水等の影響。串川保育園で代替
津久井	鳥屋児童保育園	4	~10月18日(金)	保育を実施。21日(月)から開園。
お訪用マ	> N の仕が国	20	10月15日 (火)	道路通行規制の影響(通園バスの
藤野	ふじの幼稚園	39	~10月16日(水)	送迎が困難)。

イ 台風通過後の降雨に伴う休園・保育実施場所の変更

東日本台風による土砂災害を踏まえ、避難情報が発令された場合における土砂災害警戒 区域内に立地する公立の保育所等の対応について、こども・若者未来局(保育課)が検討 を行い、台風通過後の降雨に伴う避難情報が発令された際には、保護者に対し、登園自粛 のお願いや休園、保育実施場所の変更を行うこととした。実施した対応は、図表 3.12.11 のとおりである。

図表 3.12.11 台風通過後の降雨に伴う避難情報発令時の対応

図表 3.12.11 台風通過後の降雨に伴う避難情報発令時の対応					
避難情報発令期間	発令された 避難情報		対応		
10月18日(金) 12:00~ 19日(土)8:00	避難準備・高齢 者等避難開始	【18 日の対応】 ○19 日の登園調査の実施。 ○保護者へのグループメールの送信(自粛、休園等)。 ○5 園の休園の決定。 (城山西部保育園、串川保育園、青野原保育園、内郷保育園、 千木良保育園) 【19 日の対応】 ○上記 5 園の休園。			
10月21日(月) 17:00~ 22日(火・祝)8:00	避難準備・高齢 者等避難開始	避難情報の発令に伴うグループメールの送信(お迎え)。			
10月24日(木) 17:00~ 25日(金)8:11	避難準備・高齢 者等避難開始	一	メールの送信。		
10月25日(金) 8:11~19:30	避難勧告		№2園休園。 ベスルートの安全が確認できないため) 保育園の代替保育は実施。 がいないため)		

ウ 日連保育園における土砂流入への対応

園庭に土砂が流入した日連保育園(緑区日連)では、園舎に被害はなく、天候も回復していたことから、10月15日(火)から通常どおり開園し、並行して流入した土砂の撤去を行った。なお、日連保育園は、土砂災害警戒区域に立地していないが、土砂流入の被害を踏まえ、避難情報が発令された場合等には、土砂災害警戒区域に立地する保育所等と同様の対応を行うこととした。

図表 3.12.12 日連保育園の対応経過

日付	対応
10月11日(金)	避難情報の発令に伴い、12日の登園自粛について園内掲示及びグループメ
	ールを送信。
12日(土)	園児 0 名のため、休園(グループメールを送信)。
13日(日)	園庭への土砂流入を確認。
15 日 (火)	通常どおり開園(電話不通 10 月 21 日復旧)。
	土砂撤去作業の開始(11月4日まで)。
25 日 (金)	ふじの幼稚園で代替保育を実施。
26 日 (土)	相模湖こども園で代替保育を実施。
28日 (月)	ふじの幼稚園で代替保育を実施。
11月 4日 (月)	地盤品質判定士による現地確認。
	【確認結果】
	○土砂流入については、園舎裏側の斜面に水が溜まり、水の圧力により
	流入したことが原因と思われる。
	○園舎裏側の斜面や周辺等を確認し、今後台風第 19 号と同規模の台風
	が直撃したとしても、今回以上の土砂の流入は無いのではないかとの
	見解が示される。
19日 (火)	保護者説明会の実施(今後の災害対応等について)。

4 児童クラブ等の対応

(1)台風接近前の対応

児童クラブやこどもセンター、児童館等については、10月10日(木)に、児童等の安全を確保するため、台風が最も接近・上陸するおそれのある12日(土)終日、全施設を休館・休所することを決定し、保護者へのメール配信や市ホームページの掲載等により周知を行った。

図表 3.12.13 休館・休所する施設及び周知の方法

施設区分	施設数	休館·休所日時	周知方法
市立児童クラブ	44 クラブ		○児童クラブを利用している児童の保
市立児童館・児童室	23 館・1 室		護者へのメール配信 ○施設入口等への掲示
市立こどもセンター	24 館		○市ホームページへの掲載
合 計	92 施設		○関係機関(学校、民間児童クラブ等) へのメール等による情報提供

(2) 台風通過後の対応

台風通過後は、10月13日(日)に施設の被害状況を確認するとともに、津久井地域の児童クラブの開所の可否について確認を行ったところ、施設に大きな被害はなく、また、人員の確保も可能であることが判明したことから、学校の開校状況に合わせて児童クラブを開所することとした。

その後の降雨による津久井地域への避難情報の発令に伴う対応については、10月18日(金)から19日(土)にかけて、低気圧の接近に伴い雨が強くなることが予想されたことから、津久井地域の児童クラブ、こどもセンター等を19日(土)終日、休館・休所することとし、10月22日(火・祝)は、前日17時に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたことに伴い、通常、祝日であっても開館する城山こどもセンターを休館した。

また、10月24日(木)から25日(金)にかけては、学校が休業の場合や保護者の引取りとした場合、児童クラブを休所することとしたが、保護者への引き取りを行った学校で保護者への連絡がつかない場合には、引取りが完了するまでの間、開所することとした。

図表 3.12.14 児童クラブ等の休所状況

日付	休所した児童クラブ等	
10月15日(火)	藤野児童クラ	ブ、藤野南児童クラブ
16 日 (水)	藤野南児童ク	ラブ
	城山	川尻児童クラブ、広陵児童クラブ、広田児童クラブ、城山こどもセンター
19日(土)	津久井	中野児童クラブ、根小屋児童クラブ、津久井中央児童クラブ、串川 児童クラブ、津久井中央児童室
	相模湖	桂北児童クラブ、内郷児童クラブ、千木良児童クラブ
	藤野	藤野児童クラブ、藤野南児童クラブ
22 日	城山こどもセンター	
(火・祝)	(21日~22日にかけて城山地区に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたため)	

第13節 情報発信・問合せ対応

1 情報発信

(1) ひばり放送等による情報発信

東日本台風では、ひばり放送(防災行政用同報無線)や防災メール、Twitter、市ホームページ等を活用して様々な情報を発信しており、台風の接近前には、10 月 10 日(木)から防災メールにより注意喚起を行った。

10月12日(土)は、避難情報の発令のほか、通行規制情報や停電情報等、災害に関する様々な重要情報をひばり放送で発信するとともに、開設避難場所等の情報を防災メール等で発信した。

また、13 日(日)以降は、応急給水実施場所の周知等、被災者支援に関する情報を発信し、 災害対策本部が廃止される 12 月 10 日(火)までに 133 回、東日本台風に関する情報発信を 行った。

(2) 市ホームページの更新

市ホームページは、10月11日(金)から災害対応に関する情報(台風注意喚起、避難場所開設情報、施設休止情報等)を掲載し、12日(土)には、避難情報の発令状況や開設避難場所情報を随時掲載するなど、市民周知を行った。また、13日(日)以降についても、東日本台風に関する特設ページを設け、被災状況やライフライン・交通情報、被災者支援情報等の情報を市民や被災者が容易に確認できるよう市ホームページの更新を行った。

なお、市ホームページは、大規模災害時にアクセスが殺到した場合においても、市民が必要とする情報の提供を続けることができるよう、重要な情報のみを掲載する簡易版に切り替えることが可能となっているが、12日(土)における市ホームページのアクセス件数は、約70万件であり、サーバーに過度な負荷がかからなかったことから、簡易版の運用は行わず、通常運用とした。

(3) 外国人市民に向けた情報発信

外国人市民からの問合せに備えて、10月12日(土)正午から23時まで総務局(シティセールス・親善交流課)職員1名をさがみはら国際交流ラウンジに派遣するとともに、さがみはら国際交流ラウンジホームページに、城山ダムの緊急放流に関する情報を掲載した。なお、12日(土)中の外国人市民からの問合せは0件であった。

(4) 報道機関への災害情報提供

記者クラブに対し、10月11日(金)から市の対応状況等について、情報提供を実施した。また、12日(土)及び13日(日)には、報道機関から本部事務局への問合せが増加したことから、総務局(広聴広報課)を窓口とし、随時記者クラブへ情報提供を行うとともに、18日(金)には災害対策本部に本部広報課班を設置し、報道機関への災害情報提供の体制の整備を行った。

2 問合せ対応

(1) 市コールセンターにおける対応

市コールセンター⁴⁶ (以下「コールセンター」という。) には、10月11日(金) から台風に関する問合せが多く寄せられた。11日(金) から12日(土) 午前中にかけて多く寄せられた問合せが、台風接近に係るごみ収集の実施に関するものであった。

12日(土)には、コールセンターの運営を開始する8時から問合せの電話が相次ぎ、8時半までの入電309件に対し、195件の呼損が生じた。また、8時半から9時までの間も、入電171件に対し、66件の呼損が生じた。

なお、東日本台風の接近・通過に伴い、鉄道事業者各社が12日(土)に計画運休を行うなど、コールセンターのオペレーターが安全に帰宅できなくなるおそれがあったことから、9時以降オペレーターを順次帰宅させる措置を執り、通常に比べ少ない人数で受電対応を実施した。

また、気象状況の悪化に伴い、総務局(広聴広報課)とコールセンター運営事業者との間で協議し、12日(土)における運営を15時までとした。

15 時以降は、自動音声ガイダンスにより、本部事務局につながる番号を案内し、12 日(土) 中のコールセンターの対応結果は、総入呼数 1,035 件、応答呼数 514 件、放棄呼数 521 件、 応答率 49.7%であった⁴⁷。

なお、13 日(日)以降は、通常どおりコールセンターの運営を再開し、問合せ等に対応した。

図表 3.13.1 10 月 12 日のコールセンター休止後の自動音声ガイダンスの内容

お電話ありがとうございます。こちらは相模原市コールセンターでございます。 ただいま、台風の影響により、オペレーターが対応できない状況です。

恐れ入りますが、明日以降、再度お問合せください。

なお、台風に関する情報は、相模原市ホームページにも掲載しております。

また、台風情報について緊急の場合は、《本部事務局電話番号》 へおかけ直しください。

(2) 本部事務局における対応

本部事務局では、10 月 11 日(金)に市民・電話対応班を設置し、市民等からの問合せに対応した。12 日(土)は、418 件の問合せ 48 に対応し、最も多かった問合せは「近くの避難場所を知りたい」というもので、全体の約4割を占める163 件であった。

内容 件数(割合) 件数(割合) 内容 近くの避難場所を知りたい 163(39.0%) | 避難した方がよいか 73 (17. 5%) ペットの同行避難は可能か 37 (8.9%) 城山ダムの緊急放流について 24(5, 7%) 車で避難場所へ避難してよいか 19(4.5%)避難情報について 17 (4. 1%) 被害に関する情報提供 17 (4. 1%) ひばり放送の内容について 13 (3. 1%)

図表 3.13.2 市民・電話対応班に寄せられた主な内容

⁴⁶ 市の手続き、施設やイベントの案内などの各種問合せに対し、8 時から 21 時まで年中無休で対応するコールセンター。

⁴⁷ 10月12日(土)を除いた、10月中の応答率の平均は96.7%、土日・祝日の総入呼数の平均は199件であった。

⁴⁸ 国や他自治体、防災関係機関、報道機関を除いた件数であり、かつ、問合せが集中しているときなど、問合せの一部については記録ができていない。

第14節 その他の応急対策

1 総務局

(1) 通知(庁内向け)の発出

ア 郵便物の取扱い

台風により影響を受けた地域宛ての郵便物等の取扱いについて、配達に遅れが生じる場合や配達不能の場合があることから、郵便物等の発送に当たって留意するよう、10月21日(月)に庁内周知を実施した。なお、20日(日)時点で判明していた影響のある地域は、次のとおりである。

- ○緑区牧野 (赤沢地区)
- • 配達不能
- ○緑区牧野、青根、青野原の一部地域・・・配達遅延

イ 公文書の適正な管理

公文書の管理については、公文書管理条例等に基づいて、系統的に分類し、保存年限が満了するまでの間、適正に保存することとしているが、東日本台風に係る災害や対応等に関する公文書は、その内容の重大性から歴史的公文書選別基準に該当する場合があるため、当該文書について適正な管理を行うよう、10月23日(水)に庁内周知を実施した。

(2) 鋸南町への派遣中止

本市は、令和元年9月9日(月)に関東地方に上陸した台風第15号(令和元年房総半島台風)により、甚大な被害を受けた千葉県安房郡鋸南町に対し、総務省からの要請を受け、「被災市区町村応援職員確保システム」49に基づく対口支援50を行っていた。しかし、東日本台風により本市が甚大な被害を受けたことにより、対口支援の継続が困難となったことから、10月17日(木)に派遣の中止を決定した。

図表 3.14.1 派遣の概要

派遣期間	令和元年9月14日(土)~10月13日(日)				
派遣延べ人数	700名				
	派遣内容				
派遣区分	主な活動	派遣延べ人数			
総括支援チーム	災害対策本部運営支援	94名(第7隊まで派遣)			
松泊又接 / 一厶	災害対応全般に係る助言	34 石(角) 豚よ(抓進)			
避難所運営支援	避難所運営に係る支援	32名(第4隊まで派遣)			
家屋被害認定調査	調査計画の策定、家屋被害認定調査の統括、	399名(第6隊まで派遣)			
多 <u>学</u> 校 音	調査の遂行	399名(第0隊まで派遣)			
罹災証明書発行	罹災証明書の受付、発行体制の構築	175名 (第6隊まで派遣)			

⁴⁹ 大規模災害発生時に被災した市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣(短期派遣)の仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援(「総括支援チーム」の派遣)と避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援(「対口支援チーム」の派遣)を行うことを目的とする。なお、令和3年2月に名称が「応急対策職員派遣制度」に改められている。

⁵⁰ 被災した自治体に対し、都道府県又は政令指定都市が原則1対1で担当し、応援職員を派遣する支援方式。

図表 3.14.2 主な経過

日付	経過	
9月13日(金)	総務省から総括支援チームの派遣要請を受け、受諾。	
9月14日 (土)	総括支援チーム4名を派遣。	
9月18日 (水)	鋸南町への対口支援団体として指定。以降鋸南町への支援を行うための職員	
	派遣を開始。	
10月9日 (水)	東日本台風への警戒のため、派遣の一時中断を決定(10,11日の2日間に分け	
	随時帰庁)。	
10月13日(日)	連絡員として派遣していた1名(緊急対策課主幹)が帰庁。	
	16日からの再開を予定していた職員派遣を中止。	
10月17日(木)	鋸南町への対口支援の中止を決定。	
	緊急対策課長以下3名を鋸南町へ派遣。対口支援終了通知を手交。	

図表 3.14.3 鋸南町での活動状況



本市職員による家屋被害認定調査の実施状況



鋸南町災害対策室での総括支援チームの活動

(3)業務継続計画の発動

東日本台風の被害を鑑み、被災者への対応等を優先して実施するために、「相模原市業務継続計画(地震編)」⁵¹に準じて応急・復旧対策業務に優先して取り組むことを第5回災害対策本部会議で決定し、総務局(職員課)と本部事務局が、連名で各部・区本部へ通知を行った。併せて、市民に対し、応急・復旧対策業務を優先して実施するため、通常業務に対する遅延などについて理解・協力を求める旨を市ホームページ等で周知を行った。

また、12月には復旧・復興に向けた体制へと移行していることから、被災者の生活支援等に関する業務を継続しつつ、通常業務を順次再開するよう庁内各所属へ通知を行った。

(4) 職員への支援等

ア 職員会館の開放

台風の接近に伴い、職員会館の和室、体育室、更衣室を参集職員の休憩場所として開放した。また、台風によって風水害災害対策本部体制(レベル3)が配備されたため、配備体制が解除されるまでの間(10月12日(土)から12月10日(火))、通常利用を制限して職員の休憩場所とした。

⁵¹ 平成 26 年 3 月策定 (平成 29 年 9 月改訂)。なお、東日本台風の教訓を踏まえ、地震編として策定していたものを令和 2 年 8 月に相模原市業務継続計画 (自然災害編) に改訂した。

イ 保健師の配置

10月12日(土)午前9時から午後8時半の間、保健師1名を待機させ、災害対応に従事する職員の体調管理等の支援を行った。

ウ 職員生協の臨時営業

台風の接近に伴う職員の緊急対応に備え、職員会館内にある職員生協の売店について、 10月11日(金)に営業時間を延長し、12日(土)及び13日(日)は臨時営業を行った。

エ 消防局への物資支援

「災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定」⁵²に基づき、市消防職員への応急食料等の支援を実施した。支援を行った物品等については、図表 3.14.4 のとおりである。

The second of th			
日時	物品名	個数	
	お茶及び水(2リットル・6本入り)	24 箱	
10月13日(日)午前	カロリーメイト (1箱4本入り)	100箱	
	ソイジョイ	600本	
	お茶及び水(2リットル・6本入り)	10 箱	
10月13日(日)午後	カップラーメン	200 個	
	缶詰	125 缶	

図表 3.14.4 応急食料等の支援物品リスト

オ 被服等の貸与

「相模原市職員被服貸与規則(昭和58年3月30日規則第9号)」に基づき、現場対応及 び現場視察用として、長靴、雨合羽、作業服等の貸与を実施した。なお、被服等の貸与依 頼が連日多数寄せられ、在庫不足に陥ったことから、図表3.14.5のとおり購入し、災害対 応用被服等の充実を図った。

種別	数量	単価(円)	金額(円)
安全靴	12	7, 920	95, 040
冬期作業服 (上)	10	5,610	56, 100
冬期作業服 (下)	10	4,510	45, 100
長靴	37	3,630	134, 310
雨合羽	20	6, 930	170 F00
的石材	5	6, 380	170, 500
	合計		501, 050
•			

図表 3.14.5 東日本台風対応に係る被服等の購入実績

カ 活動時の安全衛生に係る周知

災害支援活動に従事する職員の安全衛生について、10月16日(水)に庁内周知を行い、 公務災害防止のための注意喚起や、臨床心理士によるメンタルヘルス相談の案内等を行った。 また、災害支援活動に関する病気として破傷風に着目し、土壌や錆びた金属に接する作業を行う職員に対し、破傷風に係る注意喚起を17日(木)に行った。

⁵² 風水害等による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合で、職員会館内に災害支援拠点が開設された場合に、相模原市と相模原市職員生活協同組合とが相互に協力することを定めた協定。平成11年12月27日締結。

2 企画財政局

(1) 庁舎の停電対策の実施

東日本台風の接近に伴う本庁舎の停電に備え、10月10日(木)に非常用発電設備の燃料(A 重油)について、神奈川県石油商業組合北相支部に対し、燃料供給体制の確保を依頼した。

(2) 職員駐車場の開放

東日本台風の接近に伴い、閉庁日による駐車場利用が少ないことや、公共交通機関の計画 運休が予想されたことを鑑み、市役所駐車場の貸付事業者と調整し、市役所周辺の市施設駐 車場を職員参集用の臨時駐車場として利用できることとした。

図表 3.14.6 利用可能とした駐車場及び利用期間

駐車場	市役所第1駐車場、市役所第2駐車場、市体育館駐車場、ウェルネスさがみは
	ら駐車場、環境情報センター・衛生研究所駐車場、総合学習センター駐車場
利用期間	10月12日(土)から10月15日(火)8時30分まで

(3) 公用車の安全対策

飛来物による破損を避けるため、10月12日(土)に屋外の公用車駐車場に駐車していた公用車を、市役所第2駐車場1階(71台)及びウェルネスさがみはら駐車場(6台)へ移動した。 なお、移動した公用車は、12日(土)深夜に公用車駐車場へと戻した。

(4) 車両燃料の調整

津久井・相模湖・藤野地区以外に配置している公用車の給油については、所定の給油店で給油する運用としていたことから、被災者支援や災害復旧対応の活動を円滑に行うことができるよう、神奈川県石油商業組合と調整し、本来の給油店でなくとも給油が行える体制を整えた。

(5) 施工中工事に係る対応

東日本台風の接近に備え、10月10日(木)に市施工の工事現場の安全点検等を実施した。 また、16日(水)には、道路規制により資材運搬等、経路の確保が困難な2件の工事(藤野方面隊牧野分団第3部詰所・車庫建設工事、旧津久井消防署青根分署(出張所)解体工事) を中止し、道路規制解除を目安に、施工業者と工事再開の協議を行った。

(6) 災害対応公用車の確保

公用車の使用は、使用前日又は当日に各所属で予約することを基本としていたが、災害対応で公用車を使用する必要がある所属については、円滑に業務を実施するために公用車の長期貸与を実施した。

(7)情報通信機器等の増設・整備

ア 特殊共通フォルダの作成

災害対応を円滑に実施するために、複数の課で使用可能な特殊共通フォルダの作成及び 既存の共通フォルダの拡張作業を10月16日(水)から実施し、11月6日(水)までに新 たに7件の特殊共通フォルダを作成するとともに、1件の既存フォルダの使用容量等の拡 張を行った。

イ 情報通信機器の増設

職員の応援派遣に伴い、PCやプリンタが不足する部署に機器の増設を行った。

ウ 事務室・ネットワークの整備

被災者支援事務及び補助金申請業務に係る事務を円滑に実施するため、事務室・ネットワークの整備を行った。

図表 3.14.7 情報通信機器等の増設・整備対応状況

対応先	対応内容
本部事務局 (緊急対策課)	PC3台を増設。
緑区本部(地域振興課)	PC2台、プリンタ1台を増設。
緑区本部(臨時避難所)	藤野農村環境改善センター(牧野連絡所)に災害対応職員用と
	してPC1台を増設。
藤野地区現地対策班	藤野総合事務所内会議室を被災者世帯等支援チームの拠点と
7,47,400 700 1717 771	して整備し、PC5台、プリンタ1台を設置。
都市建設局(市営住宅課)	津久井総合事務所と藤野総合事務所に臨時入居相談窓口用 P
和市建议的(旧百正·LIK)	C2台を増設。
都市建設局(建築・住まい政策課)	がれき撤去等に関する専用電話3台を設置。
都市建設局(道路部)	災害復旧に関する設計業務対応事務室を整備(本館6階)。
都市建設局(道路整備課)	災害復旧班に係る事務室を整備(本館6階)。

3 市民局

(1) 施設の臨時閉館

10月11日(金)に開催した「令和元年台風第19号事前対策会議」では、指定管理者導入施設等の施設を全て開館する予定でいたが、その後、指定管理者等と調整し、12日(土)は、閉館時間の繰上げや終日臨時閉館するなどの対応を行った。

図表 3.14.8 指定管理者導入施設等の対応状況

施設名	対応等
市民健康文化センター	台風の接近に関わらず、以前から閉館することとしていたが、10月12日は、南区本部からの要請により、城山ダムの緊急放流に伴う緊急避難場所として開設し、最大27名の避難者を受入れ。
さがみはら市民活動サポート センター	10月12日終日及び13日午前中を臨時閉館。
男女共同参画推進センター (ソレイユさがみ)	10月12日の施設利用が全てキャンセルされたことから、隣接する橋本公民館が避難者で混雑してきた際に部屋を開放。 10月12日の相談業務を休止。
市民・大学交流センター (ユニコムプラザさがみはら)	10月13日に開催を予定していた「まちづくりフェスタ」を中止。 10月12日は通常通り9時に開所したが、正午までに利用者がいなくなったことから、13時に臨時閉館。
その他の指定管理者導入施設	10月12日は、市民への貸出しは行わないが、一時滞在施設として開設するなどの対応を行う可能性があることから、1施設につき最低1名以上の職員を配置するよう指定管理者と調整。

(2) 悪質商法等の注意喚起

台風等の災害時には、災害に便乗した悪質商法や空き巣や車上狙い等の犯罪が多数発生することから、市ホームページやメールマガジンにより注意喚起を行うとともに、新聞販売所

の協力を受け、新聞折込により安全・安心メールや防災メールの登録を促す情報提供を行った 53 。

図表 3.14.9 メールマガジンによる注意喚起の内容例

	配信日時	令和元年 10 月 15 日(月)12:00
	件名	消費生活総合センターからのお知らせ/自然災害に便乗した悪質商法にご注意く
		ださい!
- 11		

本 文

台風や大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生する傾向にあります。不審な 電話や訪問を受けたなど、困ったときや心配なときは、消費生活総合センター(局番なしの「18 8」(消費者ホットライン))に相談しましょう。

- ○相談事例(過去の災害)
- ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートを かけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。
- ・業者と契約書を交わすことなく修理をしてもらったところ、高額な修理代金を請求された。
- ・「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる」と業者がいうが信用できない。 ○アドバイス
- 事前に契約金額や作業内容を業者に確認する。
- ・契約を迫られてもその場で決めず、複数の業者から見積もりを取る。
- ・「火災保険で修理できる」と言われても、まずは自分で損害保険会社か代理店に電話をかけて、保険金の支払い対象となるか確認する。
- ○参考

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html(国民生活センターホームページ)http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/syouhi/1014550.html(市ホームページ)

4 健康福祉局

(1) 災害時要援護者支援

ア 避難の呼びかけ、安否確認の実施

台風の接近・通過が予想されたことから、10月9日(水)から11日(金)にかけて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害福祉サービス事業者等へ注意喚起を行った。また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に居住する難病のある災害時要援護者に対し、注意喚起及び緊急時の対応確認を行った。

12 日(土)以降は、洪水浸水想定区域内及び避難指示(緊急)が発令された緑区の土砂 災害警戒区域内の高齢者福祉施設及び障害者施設への避難状況等の確認や注意喚起を行う とともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し、被災地区内で援護を 要する高齢者等の安否確認を行い、支援が必要な災害時要援護者に対して支援を実施した。 また、被災地区内に居住する在宅及び通所サービスを利用している障害者の状況確認も 行い、サービスの利用に影響がないことを確認した。

イ 停電地域への対応

10月12日(土)から13日(日)にかけて、停電地域内に居住する災害時要援護者のうち、在宅酸素などの電源を必要とする医療機器を使用している難病患者について、個別に安全確認を行った。

ウ 空床状況の確認、緊急一時入所調整

緑区内の短期入所生活介護事業所の空床状況を確認し、10月16日(水)に居宅介護支

⁵³ 対象新聞は、読売新聞や朝日新聞等の9紙で、津久井地区(一部地域を除く)及び相模湖地区(寸沢嵐)に対し、 11月10日(日)の約3,500部の新聞に登録案内を折り込んだ。

援事業所へ情報提供を行った。

また、17日(木)からの降雨予報を受けて、津久井地域の援護を要する高齢者の緊急一時入所について、市内の特別養護老人ホーム等と調整し、事前に受入れ先の確保を行った。

(2) 医療救護体制の確保

10月11日(金)に、県との円滑な連絡調整や救護所開設に備え、県保健医療調整本部及び救護所担当職員との連絡体制を確保した。

また、病院及び透析施設の被害状況を把握するため、市内の医療機関に対しEMIS (広域災害救急医療情報システム) 54への入力を依頼する文書を発出した。

12日(土)には、医療関係団体からの派遣準備体制を確保するとともに、日本赤十字社や県と派遣要請時の対応を確認した。

(3) 行事等の中止

健康福祉局において開催予定だった行事等について、台風の影響により中止とした。

日付行事等10月12日(土)相模原市戦没者合同慰霊祭、がん集団検診10月13日(日)がん集団検診、特定健康診査10月19日(土)健活!さがみはら 健康フェスタ 2019

図表 3.14.10 中止した行事等

(4) 臨時避難所における予防接種

11月7日(木)に、臨時避難所(藤野農村環境改善センター)へ日連診療所の医師及び看護師を派遣し、10人の避難者に対してインフルエンザ予防接種を実施した。

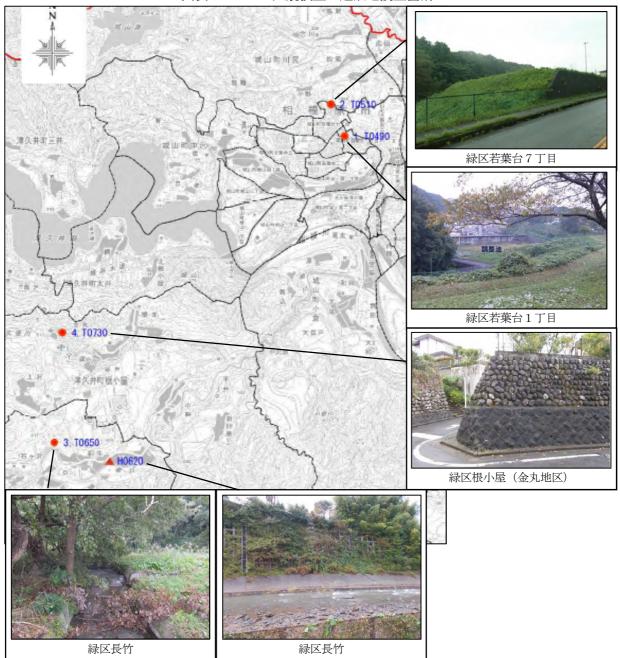
5 都市建設局

(1) 大規模盛土造成地の状況確認

津久井地域の複数箇所で土砂災害が発生したことを踏まえ、大規模盛土造成地における台風による影響の有無について、優先度Aランクの盛土から5箇所を選定し、10月17日(木)に都市建設局(開発調整課)職員による目視確認を実施した後、21日(月)に業者による目視確認を実施した。なお、現地確認の結果、全ての箇所で変状等の異常は確認されなかった。

⁵⁴ 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且 つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステム

図表 3.14.11 大規模盛土造成地調査箇所



6 議会局、各行政委員会

(1) 視察の延期

市議会各委員会の行政視察等について、東日本台風の直後であったことから、延期とした。 また、10月28日(月)から11月2日(土)までの期間に予定していた、友好都市を締結している中国・無錫市への市議会友好訪中団の派遣についても中止とした。

図表 3.14.12 委員会の行政視察の延期

委員会名		視察予定日
	総務委員会	10月15日(火)、16日(水)
常任委員会	民生委員会	10月15日(火)、16日(水)
	環境経済委員会	10月17日(木)、18日(金)

	大都市制度に関する特別委員会	10月23日(水)、24日(木)
特別委員会	新たなまちづくりに関する特別委員会	10月23日(水)
	防災特別委員会	10月24日(木)、25日(金)

(2) 農業委員会事務局における農地調査

被災した農地については、国庫事業を活用して復旧を目指すこととし、環境経済局(経済部)を中心に農地調査を実施したが、津久井地域では、被災地域が広範囲にわたり、全ての被害状況を把握するのに時間を要することから、10月28日(月)及び29日(火)の2日間、農業委員会事務局においても、環境経済局(経済部)と連携して農地被害調査を実施した。

7 教育局

(1) 行事等の中止・延期

ア 社会教育施設の臨時休館

公民館等の社会教育施設について、利用者の安全確保の観点から、10 月 12 日 (土) 終日及び13 日 (日) 午前中を臨時休館とし、利用休止とした。

イ 行事の中止・延期

社会教育施設の休館等に伴い、10月12日(土)に実施を予定している全ての公民館事業やスポーツイベントを中止とした。また、13日(日)以降に実施する行事やスポーツイベントについても、被災状況を勘案し、中止又は延期することとした。

図表 3.14.13 中止又は延期した主な行事

行事名	実施予定日	対応	担当
市民講座まなびのライブ塾			
「ヴェネチア千年の盛衰」			
市民大学「青山学院大学コース」			教育局 (生涯学習課)
市民大学「女子美術大学コース」			
パソコン相談会			
月例子ども映画会			教育局(図書館相武台分館)
サタデーおはなし会			教育局(相模大野図書館)
土曜おはなし会	10月12日(土)	中止	教育局(橋本図書館)
植物学教室「花の観察と植物画」			教育局 (博物館)
文化部健康講座			教育局 (大沢公民館)
フラダンス体験			教育局(橋本公民館)
女性学級			教育局(橋本公民館)
成人学級			教育局 (星が丘公民館)
歴史講座			教育局(星が丘公民館)
グランドゴルフ大会			教育局(小山公民館)
陸上競技大会			教育局 (スポーツ課)
YA大賞表彰式			教育局(橋本図書館)
第67回上溝レクリエーション大会・第18回上			教育局(上溝公民館)
溝地区ふるさとまつり			
相模台地区体育祭	10月13日(日)	中止	教育局(相模台公民館)
市民健康まつり			教育局(光が丘公民館)
ビーチボールとファミリーバドミントンで遊			教育局(光が丘公民館)
びましょう			
きのこ教室			教育局(沢井公民館)

行事名	実施予定日	対応	担当
第 14 回さがみはらスポーツフェスティバル	10月14日 (月・祝)	中止	教育局 (スポーツ課)
尾崎咢堂記念館 近現代講演会①「福沢諭吉と 政治-議員、選挙をどう見ていたか-」	10月19日(土)	延期	教育局 (博物館)
吉野宿ふじや企画展「児童文学者・丘修三」展	10月19日(土)~12月1日(日)	延期	教育局 (博物館)
吉野宿ふじや企画展「児童文学者・丘修三」展 関連事業「作品朗読とお話」	10月20日(日)	中止	教育局 (博物館)
自主企画提案事業~体力アップ! 3B体操~	11月2日(土)	延期	教育局 (新磯公民館)
第 54 回津久井湖駅伝競走大会	11月10日(日)	中止	教育局 (スポーツ課)
第 41 回ふじのやまなみクロスカントリー 駅伝競走大会	12月15日(日)	中止	教育局(スポーツ課)
第 63 回相模湖駅伝競走大会	1月13日(月·祝)	中止	教育局(スポーツ課)

^(※1)上表のほか、小中学校においても、各学校長の判断により、運動会・体育祭・文化祭・授業参観等の行事を 延期又は中止した。

ウ体験学習活動場所の変更

藤野北小学校の学習活動を「ふるさと自然体験教室(やませみ)」で実施することに伴い、 平日は「ふるさと自然体験教室(やませみ)」で体験学習活動の受入れを行えない状況であ ることから、使用を予定していた学校について、日程変更もしくは活動場所を「相模川自 然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)」に変更して対応した。

(2) 他自治体への職員派遣

10月29日(火)、県博物館協会から本市博物館を含む協会加盟館園55に対し、東日本台風により地階の収蔵庫が浸水し、多くの収蔵品に被害が生じた「川崎市市民ミュージアム」(川崎市中原区)への救援依頼があり、令和元年12月以降、継続的に学芸員を派遣し、考古・歴史・民俗資料を中心に被災資料のレスキュー(助言・搬出・修復)等の第1次救済活動を行った。

図表 3.14.14 川崎市市民ミュージアムへの学芸員の派遣実績

令和元年度(12月~2月)	令和2年度	令和3年度
延べ11名	延べ5名	延べ18名

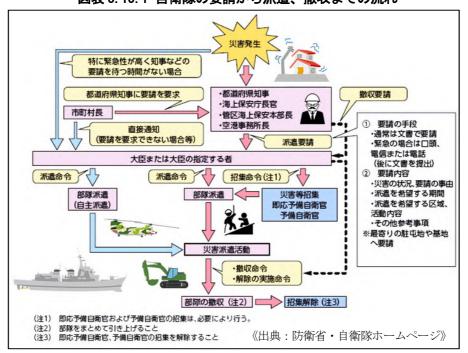
⁵⁵ 本市博物館を含む県内の94館・園が加盟

第15節 自衛隊の活動

1 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、10月13日(日)10時から開催した第2回災害対策本部会議において、県知事に派遣要請を要求することを決定し、10時50分頃から本部事務局と県との間で要請に向けた調整を進めた。県との調整に当たっては、自衛隊要請のための三要件(緊急性、非代替性、公共性)を整理し、13時30分、文書により県へ要請を行った。

県は、本市からの要請を受け、13 時 40 分に陸上自衛隊(第1 師団)に対し災害派遣を要請し、その結果、本市において安否不明者の捜索や土砂等の撤去、道路啓開、倒木等の除去活動が行われることとなった。



図表 3, 15, 1 自衛隊の要請から派遣、撤収までの流れ

図表 3.15.2 派遣要請文書(写し)



2 活動場所等の調整

本部事務局には、10月12日(土)の時点で座間駐屯地(南区新戸)に駐屯する陸上自衛隊第4施設群から連絡幹部(リエゾン)が派遣されており、本市の災害対応状況、被害状況等について情報共有を行っていた。本市への災害派遣が決定した後は、本部事務局と安否不明者の捜索に係る活動場所の調整を行うとともに、東京電力パワーグリッド(株)相模原支社のリエゾンや都市建設局職員と停電復旧のために必要となる道路啓開や倒木等の除去を行う場所の調整を行い、最終的に5地区で活動することとなった。

また、23 日(水)には、陸上自衛隊座間駐屯地司令兼第4施設群長と、11月5日(火)には、 陸上自衛隊東部方面混成団長との市長面会が行われ、被災現場での活動報告や緑区牧野の土砂 災害による安否不明者捜索活動に係る意見交換を行った。

3 活動実績(5地区)⁵⁶

(1) 緑区牧野地区

緑区牧野地区においては、土砂災害現場における安否不明者 2名の捜索及び土砂等の撤去について災害派遣を要請し、10 月 13 日(日)から 11 月 13 日(水)までの間、活動が実施された 57 。

派遣部隊は、東部方面混成団本部、第4施設群、地理情報隊⁵⁸、第1高射特科大隊、第31 普通科連隊、航空自衛隊(入間)⁵⁹で延べ783人、車両164台が活動した。

(2) 緑区青根地区

緑区青根地区においては、神之川キャンプ場における安否不明者1名の捜索について災害派遣を要請し、10月14日(月・祝)、15日(火)の2日間、活動が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ45人、車両8台が活動した。

(3) 緑区青野原地区

緑区青野原地区においては、国道 413 号における土砂災害による停電を解消するための道路啓開について災害派遣を要請し、10 月 15 日 (火) から 17 日 (木) までの間、活動が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ51人、車両25台が活動した。

(4)緑区寸沢嵐地区

緑区寸沢嵐地区においては、県道 517 号における土砂災害による停電を解消するための道路啓開について災害派遣を要請し、緑区青野原地区から派遣部隊を転進するかたちで 10 月17日 (木) から 22 日 (火・祝) までの間、道路啓開活動が実施された。

なお、20日(日)に都市建設局から「自衛隊活動現場付近を流れる沢の関川橋上流部にお

⁵⁶ 活動実績については、神奈川県が公表している「台風第 19 号に伴う自衛隊災害派遣について(報告)」を基に、本市が把握している情報を追加しているため、「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」(令和 2 年 5 月)に記載している数値と異なっている。

⁵⁷ 10月24日 (木) から27日の間、一時派遣を中断している。

⁵⁸ 地理情報隊は、10月18日(金)に10人が派遣されドローンによる情報収集を実施した。

⁵⁹ 航空自衛隊は、災害救助犬による捜索支援を行い、29日は隊員4人及び災害救助犬3頭、30日は隊員9人及び災害 救助犬3頭、31日は隊員6人、災害救助犬2頭で捜索を実施した。

いて流木による河道閉塞が認められることから、付近の巨木の処理と併せて自衛隊の支援を受けることができないか」という旨の相談を本部事務局で受けたことに伴い、県及び自衛隊と協議し、26 日(土)から31 日(木)までの間、河道閉塞解消のための流木・倒木等の除去が実施された。

派遣部隊は、第4施設群で延べ227人、車両124台が活動した。

(5) 緑区小原地区

緑区小原地区においては、地区内で断水が続いていることから、土砂災害による停電を解消し、底沢浄水場への復電を行うための道路啓開について災害派遣を要請し、10月17日(木)から21日(月)までの間、活動が実施された。

派遣部隊は、東部方面隊混成団本部、第 1 高射特科大隊、第 31 普通科連隊で延べ 352 人、車両 73 台が活動した 60 。

図表.3.15.3 相模原市における陸上自衛隊への災害派遣要請一覧

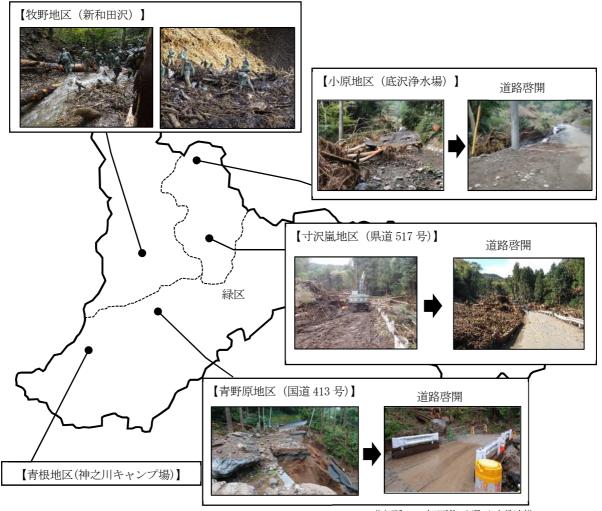
	派遣要請日時		自衛隊	自衛隊		
番号	市町村⇒県	県⇒自衛隊	撤収決定 日時	活動地区	活動内容	活動部隊(人員)
1	10月13日13時30分	10月13日 13時40分	11月13日 13時05分	相模原市緑区牧野地区	土砂の撤去、 安否不明者の捜 索	東部方面混成団本部 (18) 第4施設群 (434) 第1高射特科大隊 (237) 第31普通科連隊 (65)
2	10月13日19時00分	10月14日 7時00分	10月15日 15時55分	相模原市緑区 青根地区	安否不明者の捜 索	第4施設群 (45)
3	10月14日20時30分	10月15日6時40分	10月17日15時05分	相模原市緑区 青野原地区	停電解消のため の道路啓開	第4施設群 (51)
4	ため、要 10月23日	性として扱う 情日時なし 10月24日 16時45分	10月22日 16時45分 10月31日 14時16分	相模原市緑区寸沢嵐地区	停電解消のため の道路啓開 倒木等の除去	第4施設群 (227)
5	10月16日10時18分	10月17日5時30分	10月21日14時20分	相模原市緑区小原地区	停電解消のため の道路啓開	東部方面混成団本部 (6) 第1高射特科大隊 (340) 第31普通科連隊 (6)

《出所:県公表資料から作成》

-

⁶⁰ 活動人員には、普段は民間人として企業等に従事し、有事や大規模災害時等に現職自衛官とともに部隊の一員として活動する「即応予備自衛官」が 124 人含まれている。

図表. 3. 15. 4 自衛隊の活動場所



《出所:一部画像は県公表資料》

4 撤収

11月12日(火)15時、緑区牧野の土砂災害現場において、安否不明者1名が発見されたことにより、自衛隊に依頼すべき緊急性のある人命救助活動及びその他の必要な活動が終了したと判断し、13日(水)10時45分、市から県に対し、自衛隊派遣部隊の撤収を文書により要請し、13時05分、自衛隊による災害派遣活動は終了となった。

第16節 警察の活動

1 概要

本市には、相模原警察署(中央区)、相模原南警察署(南区)、相模原北警察署(緑区東部) 及び津久井警察署(緑区西部)の4警察署が置かれており、110番通報や119番通報の内容に 応じて警察と消防が連携して災害対応を行っている。

東日本台風の際には、各警察署が市と連携して城山ダムの緊急放流に係る避難誘導や交通規制を行った。また、津久井地域では、津久井警察署のほか、県警察本部危機管理対策課即応対策チーム、第一機動隊及び第二機動隊が出動し、消防や自衛隊と連携して救助活動や行方不明者の捜索を行った。

2 避難誘導及び交通規制

10月12日(土)12時20分頃、本部事務局から相模原警察署に対し、城山ダムの緊急放流が実施される可能性がある旨を連絡し、今後の対応を協議するため、本部事務局への警察官の派遣を依頼した。その後、13時30分頃に相模原警察署から2名(交通課及び警備課)の警察官が本部事務局に到着し、中央区の相模川流域住民への広報や避難誘導、交通規制等の調整を行った。緑区及び南区の相模川流域住民等への対応については、相模原警察署との調整結果を踏まえ、本部事務局から緑・南区本部に対し、直接各警察署と調整を行うよう依頼し、各地区において警察と消防が連携して相模川流域住民の避難誘導や広報活動を実施した。

17 時に予定されていた緊急放流が見送られたことに伴い、避難誘導や広報活動は中断されたが、20 時 40 分頃に県から 22 時に緊急放流を行う旨の連絡を受けたことにより、広報活動を再開し、21 時 30 分に緊急放流が早まって開始された際には、一部道路の交通規制を実施した。

このほか、相模原北警察署では、緑区下九沢において鳩川の増水に伴う広報活動や道路冠水 に伴う交通規制を行い、相模原南警察署では南区鵜野森付近で発生した停電に伴う交通整理を 行った。

3 救助活動及び行方不明者の捜索

10月12日(土)深夜から13日(日)未明にかけて発生した土砂災害により家屋が倒壊し、要救助者2名が閉じ込められた緑区牧野の救助活動現場では、県警察本部危機管理対策課即応対策チーム及び第二機動隊が現場にどの部隊よりも早く到着し、後着した消防と連携して救助活動を実施した。また、13日(日)以降は、警察と消防が連携して串川(緑区青山)に転落し行方不明となった4名の救助・捜索活動を行ったほか、緑区青根や緑区牧野において、警察と消防、自衛隊が連携して行方不明者の捜索活動を行った。特に、緑区牧野の土砂災害現場における行方不明者の捜索活動では、10月13日(日)から11月12日(火)までの間に延べ370名の警察官が活動に従事した。

4 県警察航空隊による行方不明者の救出、被害状況の確認等

10月13日(日)から15日(火)にかけて活動した緑区青根の行方不明者の捜索現場では、行方不明者を発見後、河川の増水により活動部隊が接近し救出することが困難であったことから、県警察航空隊が出動し、救出活動を行った。

このほか、県警察航空隊は、10月13日(日)、15日(火)及び21日(月)の3日間で「おおやま」及び「たんざわ」の2機が計6回出動し、東日本台風による県内の被害状況等を確認した。

5 台風通過後の活動

(1) 捜索現場への立入規制

長期間にわたり行方不明者2名の捜索活動を行った緑区牧野の行方不明者の現場において、 捜索現場への関係者以外の侵入防止等を行うため、津久井警察署が署員を配置し立入規制を 実施した。

(2) 一般治安対策

台風通過後、留守宅を狙った窃盗被害防止のため、治安対策として津久井警察署が車両に よる警戒活動を実施した。

(3) 避難者への対応

臨時避難所として開設した藤野農村環境改善センターや自主避難所において、避難者の困りごとへの対応のため、津久井警察署が女性警察官を含む体制で各避難所の訪問を実施した。

図表 3.16.1 神奈川県警察の活動状況



緑区牧野の家屋倒壊現場における救助活動の様子



緑区牧野の家屋倒壊現場における要救助者の 搬送の様子



緑区青根の行方不明者捜索現場における 県警察航空隊による救出の様子



緑区牧野(新和田沢)の土砂災害現場における捜索 活動の様子

《出典:一部画像は県警察提供》

第17節 TEC-FORCEの活動

1 リエゾン(情報連絡員)の派遣

本市では、都市建設局を構成機関として、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局及び川崎市建設緑政局と「災害時相互応援協力に関する申合せ」を締結している⁶¹。

この申合せに基づき、東日本台風通過後の10月14日(月・祝)に国土交通省関東地方整備局からリエゾン(情報連絡員)が本市に派遣され、市内の被害状況や支援ニーズを把握し、地方整備局への報告のほか、状況に応じた技術的助言を実施した。

図表 3.17.1 国土交通省関東地方整備局からのリエゾン派遣期間

活動期間	10月14日 (月・祝) ~11月14日 (木) ^(※1) 11月22日 (金)、12月10日 (火)
活動人数(延べ人数)	34人(人・日派遣)

(※1) 本市に常駐するリエゾンは11月14日をもって終了し、以降、災害対策本部会議開催時に派遣された。

2 TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) の派遣

TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) は、大規模自然災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、被災地に迅速に駆けつけ、被害状況の迅速な把握や被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行う国土交通省の部隊である。東日本台風においては、10月10日(木)から12月27日(金)までの間に、全国の被災自治体に対し延べ30,513人が派遣された62。

本市においても台風通過時から国土交通省関東地方整備局と通行規制等に関する情報共有を行っており、台風通過後の10月13日(日)には津久井地域における道路等の被害が甚大であることを確認したことから、14日(月・祝)にTEC-FORCEが派遣され、国道413号をはじめとする道路や河川・水路の被害状況の現地調査、応急復旧や災害査定に向けた資料作成のほか、牧野救助現場における技術的助言等、早期復旧のための技術的支援を実施した。

3 TEC-FORCE活動実績

10月14日(月・祝)から近畿地方整備局TEC-FORCEによる国道413号や県道76号などの調査が開始された。さらに15日(火)から九州地方整備局TEC-FORCEによる牧野救助現場や県道517号などの調査が行われた。その後、21日(月)から関東地方整備局TEC-FORCEも調査に加わり、10月14日(月・祝)から11月7日(木)までの間に、4地方整備局、延べ332人が活動した。

本市におけるTEC-FORCEの活動実績は、図表 3.17.2 のとおりである。

-

⁶¹ 平成 22 年 4 月 1 日締結。

⁶² 出所:令和元年台風第19号等による被害状況等について(第54報)(国土交通省災害情報・令和2年4月10日現在)

図表 3.17.2 TEC-FORCE活動実績

所属		活動期間	活動 体制	活動延 ベ人数	調査箇所(括弧内の数値は箇所数)
	砂防	10月21日~23日	1班	12 人	市道篠原新和田(1)
関東地方 整備局	道路	10月21日、10月 26日、10月29日、 11月7日	1 班	8人	国道 413 号(1)
近畿地方整備局	砂防	10月14日~25日	4 班	84 人	国道 413 号(8)、県道 64 号(3)、県道 76 号(1)、県道 520 号(1)、県道 517 号(5)、市道上青根上野田釜立(1)、市道日連青田線(1)、緑区牧野(1)、緑区佐野川(1) <u>計 22 箇所</u>
中国地方整備局	道路	10月30日 ~11月4日	3 班	44 人	県道 515 号(2)、県道 516 号(2)、県道 517 号(1)、県道 517 号(旧道)(1)、市道大久保 1 号(2)、市道寸沢嵐反畑(1)、市道又野 3 号(1)、市道原口 6 号(1)、市道奥牧野綱子(5)、市道牧馬仲沢(3)、市道中野 38 号(1)、市道中村道志川(1)、市道根小屋 54 号(1)、認定外道路(2) <u>計 24 箇所</u>
	河川	10月31日 ~11月2日	2 班	16 人	小松川(1)
九州地方整備局	道路	10月15日~17日 10月24日 ~11月3日	4 班	92 人	国道 413 号(3)、県道 517(1)、市道下岩御霊線(1)、市道大屋津線(1)、市道上沢井キサザワ線(1)、市道落合一ノ尾線(1)、市道名倉島田線(1)、市道葛原日向線(1)、四日市場上野原線(1)、県道 64 号(4)、市道青山 27 号(1)、国道 413 号(旧道)(2)、市道青野原 2 号(1)、市道ユース科学館(1)、市道中野小原(1)、市道椚子矢部(1)、緑区牧野(1)計 23 箇所
	河川	10月29日 ~11月3日	2 班	60 人	寒沢川(1)、西沢(2)、梶野沢(1)、 緑区千木良(1)、緑区小原(2)、緑区日連(1)、
	砂防	10月30日 ~11月2日	1班	16 人	緑区青野原(4)、緑区寸沢嵐(1)、緑区長竹(2)、緑区青山(1) <u>計 16 箇所</u>
合計		10月14日 ~11月7日	18 班	332 人	88 箇所

図表 3.17.3 現地調査の状況





(道路) (河川)